

木	江	本	郷	尾	道	三	原	羽	泉
因	島	市	村	甲	山	小	国	瀬	田
松	永	福	山	千	年	柄	市	中	條
神	辺	駅	家	府	中	新	次	高	蓋
油	木	福	永	上	下	三	井	三	良
布	野	吉	田	来	原	井	原	宮	坂
庄	原	東	城	西	城				内
小	郡	阿	須	防	府	八	坂	島	地
大	田	知	府	伊	佐	生	雲	徳	佐
徳	山	別	川	須	方	鹿	野	平	生
光		福	関	安	田	菽	深	明	木
高	俣	上	古	須	佐	深	川	菱	海
岩	國	奈	津	高	森	本	郷	ひろ	瀬
柳	井	通	木	安	庄	屋	代	下	關
長	府	白	崎	黒	井	滝	部	西	市
船	木	檜	部	厚	狭	小	野	宇	部
吉	田	吉							
岡	城	金	川	瀬	戸	部	堀	仁	堀
本	庄	片	上	お	久	窓	西	西	大
見	島	甲	浦	玉	野	守	総	総	寺
吉	備	玉	島	鴨	方	敷	箭	箭	社
笠	岡	神	外	矢	掛	倉	共	共	田
高	梁	神	漢	豊	野	倉	成	成	和
手	荘	有	屋	新	見	倉	成	成	羽
矢	神	津	山	芳	野	久	奥	奥	市

山口 (5) [41]

岡山 (6) [51]

鳥取 (2) [29]

松江 (6) [44]

福岡 (11) [47]

加	茂	勝	田	戸	勝	田	林	野
江	見	大	原	削	倭	文	西	川
加	美	勝	山	甘	落	合	久	世
湯	原	八	東	美				
中	原	岩	井	吉	岡	野	野	谷
河	原	郡	家	若	桜	部	青	瀬
智	頭	倉	吉	高	城	郷	用	赤
三	朝	松	崎	橋	津	金	赤	由
米	子	尾	高	境	溝	江	由	良
大	篠	法	勝	溝	口	坂	御	屋
根	雨		寺				来	戸
穴	道	本	庄	秋	鹿	瀬	安	来
母	里	木	次	大	東	成	上	田
掛	合	頓	原	今	市	田	横	社
直	江	窪	田	岐	久	大	大	田
濱	田	江	津	有	福	大	大	東
三	隅	益	田	都	茂	大	大	田
中	西	津	野	日	原	大	大	森
温	津	五十	猛	川	本	出	大	羽
浜	原	貫	貫	市	山	西	大	郷
五	箇	都	万	知	夫	海	大	士
西	新	二	日	老	司	箱	大	川
青	柳	東	郷	福	間	周	前	原
深	江	甘	木	松	末	志	飯	塚
上	波	大	隈	直	方	植	若	官
久	米	山	川	北	野	松	大	善



津 榎 高 瀬 河 柳 丸 田 井 吉  
 淵 大 木 黒 女 八 主 池 三  
 司 門 谷 西 倉 野 大 田 根 水  
 畑 戸 幡 八 屋 尾 折 星 大 田  
 屋 八 津 豊 橋 松 城 井 田  
 春 香 川 田 水 垂 添 田 金

事務 所 籍 戸 係 大 島 美 奄 沖 縄

長崎

(7)

[40]

重 三 戸 瀬 岳 龜 津 時 蚊  
 棚 川 杵 彼 村 大 田 焼 上  
 野 愛 早 原 島 湯 結 江 矢  
 岐 早 家 有 有 口 江 早  
 浦 神 保 佐 有 津 浦 津 浜  
 島 神 賀 小 佐 浦 浦 高 戸  
 本 大 賀 賀 小 津 浦 差 佐 江  
 松 若 鹿 見 鹿 勝 勝 勝 勝 勝  
 松 若 鹿 見 鹿 勝 勝 勝 勝 勝  
 松 若 鹿 見 鹿 勝 勝 勝 勝 勝

佐賀

(3)

[32]

江 津 池 蓮 朝 鹿 波 相  
 江 池 栖 日 島 多 津 知  
 日 津 代 間 坂 良 田 崎  
 三 小 北 茂 六 塩 楠 有  
 反 城 北 茂 六 塩 楠 有  
 山 久 川 江 野 川 野  
 比 久 川 江 野 川 野  
 仁 多 三 錦 嬉 大 入  
 崎 湯 雄 北 里 津 子  
 古 武 江 伊 萬 唐 呼

大分

(7)

[39]

鶴 崎 種 田 畑 中 犬 飼  
 別 府 由 布 坂 市 戸 次 犬 飼  
 瀬 戸 田 鶴 佐 賀 関 津 久 見  
 野 津 野 野 野 野 野 野 野  
 竹 田 田 田 田 田 田 田  
 田 中 中 中 中 中 中 中  
 四 日 市 野 野 野 野 野 野 野  
 玉 津 野 野 野 野 野 野 野  
 大 野 野 野 野 野 野 野

熊本

(8)

[45]

水 出 城 山 川 尻 大 津 合 志  
 橋 松 小 荒 川 角 宇 土 高 瀨  
 倉 伊 長 荒 三 尾 南 関 江 田  
 船 御 木 木 荒 荒 南 南 南 庄  
 田 堅 志 砥 限 小 宮 津 津 津 取  
 郷 六 高 柿 一 勝 地 草 田 浦 島 本  
 森 迫 追 追 追 追 追 追 追 追  
 浦 崎 崎 崎 崎 崎 崎 崎 崎  
 赤 赤 赤 赤 赤 赤 赤 赤

鹿兒島

(4)

[41]

谷 山 伊 作 伊 集 院 西 之 表 中 種 子  
 上 屋 久 下 屋 久 加 治 木 蒲 生 横 川  
 栗 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野  
 末 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野  
 川 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野



宮崎

(4)

[37]

入来 久根 阿久根 垂佐	宮之城 三串 申百	上籠 長島 高山 岩川	下籠 市来 内之浦 志布志	出水 鹿屋 大根 崎
青都 高福 庄内 高東 北鞍	野南 川本 本城 山久 加藤 神塚	佐土原 西米良 日南 都高 延田 椎	瀬原 妻北 三野 と富 北高 千穂	高鍋 三財 中村 高城 小林 門川 北影

仙臺

(5)

[38]

原増 村丸 宮崎 若柳 飯野 氣仙	長吉 川古 岩出 清水 石卷 大津	塩島 白石 松山 鳴子 金田 萩米 登津	広理 七宿 中新 湧谷 岩崎 広淵 佐沼	沼原 大河 角田 小野 田尻 金成 小野 石森
----------------------------------	----------------------------------	--	--	--

福島

(5)

[45]

飯桑 折野	松川 梁馬 相馬	二本 掛鹿	本保 保原	小川 小高
----------	----------------	----------	----------	----------

山形

(9)

[38]

大館 小野 須賀 若松 川口 田島 小名 新山	郡白 白石 坂下 喜多 大宮 植田	山河 川下 方多 宮田	福釜 釜棚 野代 猪苗 朝日 上野	良子 倉沢 代日 野	三矢 塙柳 塩平 富岡	春吹 津川 川岡	常長 竹高 山四 浪江	葉沼 貫田 都倉 江
--	----------------------------------	----------------------	----------------------------------	---------------------	----------------------	----------------	----------------------	---------------------

盛岡

(6)

[40]

蔵出 谷新 向赤 鶴大 観音	王羽 地庄 湯岡 山	上楯 寒河 本合 米沢 宮内 山浦 豊佐	山岡 河江 海合 沢内 添浦 佐	柏倉 東根 左沢 鮭川 小井 長藤 温余	山刃 尾花 海味 金山 糖野 荒砥 狩川 酒田	平館 黒沢 浄方 種市 遠野 世田 岩泉 千泉 前	日藤 一野 大野 大野 高小 大原 岩谷	詰根 戸野 槌田 高小 大原 岩堂
----------------------------	---------------------	--	---------------------------------	--	--	---	--	----------------------------------



秋田

(6)

[42]

つち 土	ざき 崎	ごじょう 五城目	ふな 船	こし 越	ふながわ 船川港	きた 北	うら 浦
しやう 昭	わ 和	あら 新屋	わ 和	だ 田	の 能代	さわ 沢	め 目
ふたつ 二ツ	い 井	もり 森	う 鶉	が 川	ほん 本庄	いわ 岩	や 谷
や 矢	しま 島	かめ 亀	ひら 平	さわ 沢	かた 潟	ひがし 東滝沢	ひがし 東滝沢
しも 下	ごう 郷	しもかわ 下川大内	おお 大	だて 館	たか 鷹	おおぎ 扇	だ 田
やま 山	せ 瀬	あに 阿仁合	よ 米	ない 内沢	おち 落	はな 花	わ 輪
い 毛	ない 馬内	よこ 横手	あさ 浅	まい 舞	ぬま 沼	おお 大	もり 森
ゆ 湯	ざわ 沢	いな 稲葉	よこ 横	ぼり 堀	にし 西馬音内	ます 増	だ 田
おお 大	まが 曲	かく 角間川	かく 角	だて 館	おほ 生保内	ろく 六	ごう 郷
かり 刈	の 野	こわ 強	よこ 横	沢			

青森

(4)

[35]

あぶら 油	がわ 川	かに 蟹	た 田	いま 今	べつ 別	の 野	ない 内	こ 小	みなと 湊
の 野	へ 地	しち 七	の 戸	おつ 乙	とも 供	た 田	な 名部	おお 大	ま 間
かわ 川	うち 内	ごしよ 五所川原	はら 原	はら 原	こ 子	かな 金	ぎ 木	こ 小	どまり 泊
いた 板	やなぎ 柳	ひろ 弘	さき 前	にしめ 西目屋	や 屋	たか 高	すぎ 杉	くろ 黒	いし 石
ふじ 藤	さき 崎	なみ 浪	おか 岡	かしわ 柏木町	ま 木	おの 尾	うえ 上	くら 蔵	だて 館
あじ 鯰	さわ 沢	ふか 深	うら 浦	き 木	つくり 造	いな 稲	が 垣	しや 車	り 力
はち 八	の 戸	さん 三	の 戸	けん 剣	よし 吉	いち 市	の 野	た 田	こ 子
この 五	の 戸	へ 来	らい 来	もも 百	いし 石	さん 三本木	木		

札

(5)

[32]

え 江	べつ 別	え 惠	にわ 庭	とう 当	べつ 別	いし 石	かり 狩	あつ 厚	た 田
はま 浜	ます 益	いわ 岩	み 見	ひ 美	ばい 唄	あし 蘆	べつ 別	た 滝	かわ 川
すな 砂	がわ 川	つき 月	がた 形	ゆ 由	に 仁	なが 長	ぬま 沼	むろ 室	らん 蘭
だ 伊	て 達	あぶ 蛇	た 田	とま 小	まい 牧	あつ 厚	ま 真	む 鶴	かわ 川
うら 浦	かわ 河	しや 様	に 似	ほろ 幌	いづ 泉	みつ 三	いし 石	しや 静	ない 内
もん 門	べつ 別	ひら 平	とり 取	小 神	櫛	余	市	ふる 古	びら 平
よ 余	べつ 別	いわ 岩	ない 内	かむ 神	恵	俱	知	る 留	す 都
みな 南	しり 尻	ゆう 夕	張						あつ 厚

函館

(2)

[19]

と 戸	い 井	おお 大	の 野	な 七	え 飯	き 木	こ 古	ない 内	もり 森
うす 白	り 尻	や 八	くも 雲	まつ 松	ま 前	ふ 福	しま 島	しま 島	せ 瀬
いま 今	かね 金	え 江	さし 差	あつ 厚	ぶ 部	おと 乙	べ 部	べ 部	くま 熊
く 久	ど 遠	おく 奥	しり 尻	すつ 寿	つ 都	くろ 黒	まつ 松	まつ 松	い 磯
なが 永	とよ 豊								た 谷

旭川

(3)

[24]

あい 愛	べつ 別	び 比	ぶ 布	ひがし 東旭川	かみ 上	の 野	ふ 富	の 野
ふか 深	がわ 川	ぬま 沼	た 田	な 名	よ 寄	し 士	べつ 別	わつ 和
び 美	うか 深	なか 中	がわ 川	た 滝	う 上	もん 紋	べつ 別	おこ 興
え 枝	さし 幸	とん 頓	べつ 別	なかとん 中頓	べつ 別	まし 増	け 毛	も 留
や 焼	しり 尻	は 羽	は 幌	わつ 内	な 稚	て 天	しほ 塩	おし 鷺
か 香	ぶか 深	び 美	び 美					ど 泊

釧路

(4)

[25]

あ 阿	かん 寒	しべ 標	ちや 茶	あつ 厚	けし 岸	はま 浜	なか 中	おび 帯	ひろ 廣
まく 幕	べつ 別	かみ 上	ほろ 幌	たい 大	しよ 正	め 芽	むら 室	し 清	みず 水
い 池	た 田	ほん 本	べつ 別	にし 西	あし 寄	うら 浦	ほろ 幌	とよ 豊	ころ 頃
ひろ 広	り 尾	たい 大	き 樹	あ 網	ばし 走	とこ 常	ろ 呂	び 美	ほろ 幌
しや 斜	り 里	こ 小	みず 水	きた 北	み 見	かみ 上	うら 湧	えん 遠	がる 軽
さ 佐	ろ 呂	ね 根	むら 室	べつ 別	かい 海	し 標	べつ 津		

高松

(2)

[22]

いち 一	みや 宮	ゆ 由	さ 佐	こう 香	さい 西	ひら 平	い 井	なが 長	お 尾
さん 三	ほん 本	つ 津	だ 田	ひけ 引	だ 田	と 土	しよ 庄	い 池	た 田
くさ 草	かべ 壁	きた 北	うら 浦	た 滝	みや 宮	しよ 昭	わ 和	まる 丸	が 亀
さ 坂	い 出	くり 栗	くま 熊	こと 琴	ひら 平	た 多	ど 津	かん 観	おん 音
とよ 豊	はま 浜	た 詫	ま 間	かみ 上	高瀬	財	た 大	野	

徳島

(3)

[35]

こ 国	ふ 府	こ 小	まつ 松	よこ 横	せ 瀬	い 石	い 井	じん 神	りよ 領
まつ 松	しま 島	なる 鳴	と 門	ばん 板	さい 西	かわ 川	うち 内	すみ 住	よし 吉
とみ 富	おか 岡	たつ 立	え 江	わ 鷲	じ 敷	くわ 桑	の 野	ふ 福	い 井
の 羽	うら 浦	みや 宮	はま 浜	ひ 日	わ 和	ひら 平	ぎ 岐	とも 奥	お 奥







(五) 公証人数及び公証人事務 (自昭和25.11至25.12.31)

	公 証 人 事 務				公証人数
	法律行為 件数	確定日付 件数	その他	総 計	
東横浦千水宇前静甲長新	34,867	94,847	72,372	202,086	26
都 橋岡府野湯	8,315	12,324	23,005	43,644	6
宮 地	6,345	5,828	11,016	23,189	3
地	920	579	2,450	3,949	2
地	824	919	1,446	3,189	1
地	1,253	2,293	2,921	6,467	1
地	4,605	6,112	7,399	18,116	3
地	7,422	4,504	10,294	22,220	4
地	812	356	1,899	3,067	1
地	8,795	2,956	13,589	25,340	4
地	3,483	3,077	2,147	8,707	1
大京神奈大和	16,792	58,569	49,776	125,137	10
都 戸良津	4,278	23,778	34,696	38,974	3
地	29,198	34,250	54,049	117,497	6
地	2,425	1,091	3,917	7,433	1
地	3,329	804	2,756	6,889	2
地	4,504	1,059	6,966	12,529	2
名津岐福金富	9,982	49,038	19,568	78,588	6
古地	9,733	5,660	6,266	21,659	3
地	4,550	4,512	0	9,062	1
地	1,888	2,872	4,527	9,287	1
地	4,193	2,906	5,507	12,606	1
地	6,040	2,614	7,309	15,963	3
山 取江	8,529	14,105	10,187	32,821	5
地	2,931	386	3,983	7,300	2
地	2,851	1,204	3,968	8,023	2
地	9,907	5,034	4,360	19,301	3
地	509	1,093	2,079	3,681	2
福佐長大熊鹿宮	35,029	41,732	62,569	139,330	9
地	3,921	3,713	4,776	12,410	1
地	10,376	9,532	9,010	28,918	3
地	5,470	1,927	6,976	14,373	3
地	12,739	4,194	17,765	34,698	3
地	3,039	4,431	6,580	14,050	2
地	1,446	1,830	2,036	5,312	1
台 形岡田森	1,427	3,041	3,939	8,407	2
地	1,515	1,964	1	3,480	4
地	512	484	1,458	2,454	3
地	508	748	933	2,189	0
地	1,285	375	2,374	4,034	1
地	699	399	1,985	3,083	1
札函旭剱	13,246	10,237	6	23,483	6
地	1,117	1,585	4,081	6,783	0
地	4,334	646	5,898	10,878	1
地	5,306	122	7,127	12,555	2
高徳高松	1,957	2,816	5,163	9,736	2
地	2,981	4,578	4,822	12,381	1
地	4,602	2,739	2,661	10,002	2
地	1,600	1,214	4,160	6,974	2
合 計	312,389	445,738	122,766	1,252,254	157

(六) 登記の総数累年比較

種 別 年 次	登 記 総 数		甲 号		乙 号		及 料 手 数 登 び
	件 数	箇 数	不動産及び船舶登記 件 数	商業登記 件 数	その他の登記 件 数	本、抄本、 閲覧、請求 件 数	
昭和24年	5,408,459	23,990,030	3,439,512	274,935	450,897	1,243,115	2,776,713,079.00
昭和23年	4,548,435	10,266,872	2,825,725	316,157	393,324	1,013,229	1,913,455,569.04
昭和22年	4,603,837	13,266,665	3,281,252	280,678	156,907	885,000	628,903,097.33
昭和21年	4,547,373	13,771,158	3,433,067	211,634	184,478	718,194	190,027,583.09
昭和18年	4,908,797	11,141,496	3,044,349	198,755	219,565	1,446,128	104,348,394.83
昭和17年	5,208,104	11,918,522	3,178,829	181,787	289,504	1,557,984	87,596,477.52
昭和16年	5,688,707	13,973,208	3,640,791	167,319	269,231	1,611,366	81,815,164.37
昭和15年	6,307,448	15,986,082	4,213,283	229,168	201,412	1,663,585	78,054,793.59
昭和14年	6,256,109	16,889,542	4,381,108	120,056	163,675	1,591,270	66,658,990.01
昭和13年	6,279,787	16,983,458	4,456,318	114,421	148,998	1,560,050	54,121,099.57
昭和12年	7,168,709	20,051,928	5,164,264	112,686	176,799	1,714,960	61,146,429.42
昭和11年	7,556,514	20,855,954	5,517,363	105,317	117,631	1,816,203	50,602,248.49
昭和10年	7,672,977	21,411,284	5,658,486	98,871	109,907	1,805,713	46,982,965.65

備考 本表中「その他の登記」は、各種組合その他の法人の登記である。本表資料は登記統計要旨によつたが昭和24年分は要旨未刊行のため各片提出の登記統計年表総括表によつた。



(七) 法務局及び地方法務局管内別登記総括表 (昭和 24 年分)

種 別 法務 局及び 地方法務 局名	登 記 総 数		甲	
			不動産及び船舶登記	
	件 数	箇 数	件 数	箇 数
東 京	505,409	401,534	210,523	401,518
横 浜	109,639	220,432	65,249	220,430
浦 和	93,567	852,492	67,773	852,492
千 葉	78,033	357,801	53,999	357,801
水 戸	66,448	613,005	47,046	613,004
宇 都 宮	59,030	372,970	41,177	372,754
前 橋	57,295	249,541	39,350	249,541
静 岡	200,546	705,278	163,632	705,200
甲 府	24,660	94,631	15,195	94,631
長 野	110,476	1,441,719	81,542	1,441,131
新 潟	159,193	2,135,326	132,552	2,135,106
大 阪	325,629	269,311	120,500	269,311
京 都	115,372	310,962	70,745	310,913
神 戸	239,466	1,016,537	159,260	1,016,400
奈 良	33,943	204,833	23,361	204,833
大 津	108,036	297,667	91,629	297,659
和 歌 山	50,967	213,920	32,033	213,858
名 古 屋	280,754	805,638	193,139	805,638
津	130,745	380,505	108,040	380,487
岐 阜	179,050	526,639	153,686	526,114
福 井	56,100	233,571	41,883	233,571
金 沢	66,353	513,190	48,425	513,036
富 山	62,485	982,686	45,820	982,611
広 島	110,334	303,493	74,567	303,394

(自 昭和 24. 1. 1.)  
(至 昭和 24. 12. 31.)

商 業 登 記	号		乙 号	登録税及び 手数料
	その 他 の 登 記	簿 本, 抄 本, 関 覧 等 の 請 求 数		
件 数	件 数	箇 数		円
61,991	6,998	16	225,897	710,923,909.00
8,823	2,563	2	33,004	94,293,965.00
4,798	3,973	—	17,023	39,655,121.00
3,267	3,341	—	17,426	35,574,354.00
2,463	3,001	1	13,938	23,923,330.00
2,986	2,204	216	12,663	22,071,602.00
3,738	3,629	—	10,578	29,841,054.00
8,122	4,394	78	24,398	69,953,221.00
1,329	2,338	—	5,798	10,993,042.00
4,070	7,654	588	17,210	28,244,681.00
4,342	4,903	220	17,396	48,353,987.00
31,264	4,940	—	168,925	341,901,749.00
8,246	3,220	49	33,161	69,906,714.00
12,948	4,829	137	62,429	131,024,216.00
1,680	1,307	—	7,595	13,489,136.00
1,996	1,985	8	12,426	13,123,563.00
2,419	1,944	62	14,571	26,303,171.00
16,941	5,169	—	65,505	133,945,914.00
3,788	4,247	18	14,670	30,183,678.00
4,976	4,353	525	16,032	32,631,097.00
2,733	2,043	—	9,441	22,984,341.00
3,149	2,673	154	12,106	29,228,357.00
3,068	2,375	75	11,222	25,805,282.00
6,503	4,662	99	24,602	63,368,182.00



種 別 法務 局及び 地方 法務 局名	登 記 件 数		甲 不動産及び船舶登記	
	件 数	箇 数	数 数	箇 数
山口	93,714	181,322	65,055	181,199
岡山	120,172	549,212	90,153	548,673
鳥取	37,966	535,777	30,311	535,774
松江	130,190	540,577	115,782	540,533
福岡	208,314	867,546	129,680	867,492
佐賀	49,481	410,714	34,156	410,579
長崎	72,236	193,481	42,047	193,209
大分	55,971	211,477	38,707	211,177
熊本	77,257	180,068	47,717	179,752
鹿児島	90,510	569,380	71,468	569,343
宮崎	65,515	288,820	47,550	287,667
仙台	80,732	924,399	55,355	924,357
福山	116,897	1,227,741	90,724	1,227,712
山形	79,051	769,970	61,122	769,970
盛岡	69,705	448,369	56,202	448,349
秋田	70,055	772,136	50,964	772,136
青森	49,613	277,759	36,091	277,555
札幌	73,467	151,533	44,191	151,267
函館	26,186	66,248	18,145	66,235
旭川	35,136	89,244	23,797	87,836
釧路	34,250	115,668	22,908	112,618
高松	67,383	424,671	52,555	424,669
徳島	42,997	236,978	31,848	236,967
高知	61,827	198,867	40,705	198,774
松山	76,304	254,392	52,247	254,239
計	5,108,459	23,990,030	3,430,609	23,979,515

備考 本表中「その他の登記」は、各種組合その他の法人登記及び農業動産抵当登記である。  
本表資料は、各庁提出の登記統計年表総括表によつた。

商業登記 件 数	号 その他の登記		乙 号 謄本,抄本,閱 覽等の請求数	登録税及び 手数料 円
	件 数	箇 数		
4,180	2,594	123	21,885	40,671,412.00
3,692	3,916	539	22,411	38,660,150.00
1,072	1,387	3	5,196	9,143,346.00
1,471	2,962	44	9,975	11,797,553.00
10,801	4,023	54	63,810	131,001,411.00
2,069	1,450	135	11,806	17,372,695.00
3,776	2,750	272	23,663	42,850,261.00
2,407	2,981	300	11,876	23,210,573.00
3,141	3,577	316	22,822	30,616,690.00
2,181	3,513	37	13,348	21,669,941.00
1,628	2,934	1,153	13,403	18,119,824.00
2,997	2,984	42	19,396	33,809,187.00
2,871	5,971	29	17,331	32,607,067.00
2,350	2,643	—	12,936	21,901,750.00
1,571	3,553	20	8,379	18,265,718.00
1,870	2,539	—	14,682	14,878,913.00
1,778	2,465	204	9,279	22,243,478.00
6,073	2,618	266	20,585	52,104,765.00
1,399	941	13	5,701	16,114,415.00
2,246	2,501	1,408	6,592	17,787,264.00
1,476	3,889	3,050	5,977	17,897,773.00
2,598	2,026	2	10,204	24,184,559.00
1,726	1,991	11	7,432	15,922,673.00
1,401	2,211	93	17,510	23,496,503.00
2,521	2,636	153	18,900	32,661,492.00
274,935	459,800	10,515	1,243,115	2,776,713,079.00

記である。



(八) 戸 籍

(イ) 管内別役場数・総人口・本籍数・本籍人口・寄留人口・寄留数

	役場数	総人口	本籍数	本籍人口	寄留人口	寄留籍数
東 京	161	7,581,475	1,553,427	6,949,981	4,530,466	1,371,666
横 濱	159	2,687,327	442,238	1,942,564	1,249,617	360,042
浦 和	332	2,177,589	421,072	1,894,778	545,703	142,694
千 葉	310	2,237,305	410,707	2,072,352	562,169	178,508
水 戸	368	2,059,884	425,180	2,097,653	426,150	121,778
宇 都 宮	172	1,560,215	332,901	1,663,718	316,974	94,893
前 橋	192	1,626,130	345,608	1,653,201	379,642	107,937
野 島	293	2,507,844	528,785	2,581,288	707,517	199,166
甲 斐	193	821,235	200,506	943,915	149,306	38,840
長 野	378	2,068,867	479,867	2,259,220	393,872	110,656
新 潟	390	2,441,855	582,536	2,822,741	326,210	96,736
大 阪	172	4,551,291	905,061	3,301,468	3,351,069	1,078,932
京 都	191	1,941,757	411,343	1,673,148	1,086,939	371,618
神 奈 川	393	3,472,655	788,657	3,128,773	1,644,485	411,099
和 歌 山	141	779,329	188,572	821,758	219,666	62,620
大 和	167	886,325	223,613	966,246	186,214	65,000
名 古 屋	204	998,348	258,902	1,116,488	199,006	46,970
津 岐	230	3,469,312	737,197	3,283,979	389,216	1,416,914
福 金	270	1,481,546	349,318	1,556,912	334,001	96,379
富 山	292	1,579,904	454,483	1,637,914	348,948	116,343
山 梨	160	762,250	194,331	824,079	130,694	38,537
鳥 取	179	969,879	248,612	1,074,812	121,569	34,672
松 山	215	1,030,352	262,806	1,094,842	110,583	34,495
石 川	343	2,135,555	557,149	2,165,681	495,214	153,834
福 井	224	1,578,488	384,374	1,638,911	142,570	482,202
山 崎	367	1,661,681	400,650	1,726,030	166,483	371,925
鳥 取	169	603,676	149,762	661,819	98,283	30,681
松 山	242	936,311	236,868	1,006,453	44,494	139,134
福 井	312	3,625,293	669,396	3,030,445	1,663,387	456,530
佐 賀	124	982,345	221,143	1,037,304	66,747	256,359
長 崎	160	1,672,730	356,388	1,593,730	526,718	168,837
大 分	217	1,275,345	295,656	1,307,501	93,788	284,526
熊 本	317	1,876,514	436,217	2,014,685	516,982	161,441
鹿 兒 島	121	1,855,252	427,019	2,064,625	460,660	140,491
宮 崎	90	1,095,021	211,319	999,035	245,328	69,935
仙 台	204	1,718,170	330,841	1,689,512	388,064	97,163
福 山	361	2,074,349	443,903	2,277,297	514,866	153,089
山 形	223	1,392,209	310,095	1,538,630	225,825	59,204
盛 岡	226	1,354,212	284,752	1,324,264	65,215	236,696
秋 田	231	1,347,179	301,354	1,452,018	187,846	60,593
青 森	167	1,300,737	277,422	1,342,661	221,056	62,435
札 幌	100	1,876,334	343,153	1,603,666	617,895	166,783
函 館	50	624,459	136,499	619,677	215,117	58,592
旭 川	88	910,672	182,729	903,622	232,646	62,331
釧 路		1,653,600	158,667	786,447	272,976	72,130
高 松	174	1,008,833	247,143	1,071,006	149,739	45,626
徳 島	131	879,623	228,000	989,094	114,994	40,403
高 知	169	880,660	221,963	952,269	133,745	43,484
松 山	240	1,541,674	371,754	1,720,316	361,557	97,093
合 計		87,553,596	18,929,938	84,878,843	25,932,211	10,568,056



(口) 戶籍事件各

縣名	件名	総件数	出生	認知	養子縁組	養子 離縁	婚姻	離婚	
								協議	裁判上
東神奈川	京川	417,760	187,548	2,161	11,079	2,080	70,761	8,656	211
		180,327	85,013	709	5,829	875	32,424	3,170	180
		162,115	77,944	541	4,220	605	31,816	2,646	81
		177,953	78,265	694	4,204	749	31,398	2,799	81
		165,524	79,367	756	3,452	619	36,663	2,584	202
		129,837	62,160	528	2,851	430	27,664	2,554	68
		124,112	59,052	626	2,985	528	25,682	2,564	64
		178,440	86,889	570	4,393	982	36,048	3,808	97
		184,248	29,640	259	1,573	294	14,113	1,191	39
		155,916	70,949	494	4,977	848	34,146	2,565	289
新大京	兵奈	203,802	97,114	817	6,849	1,362	38,262	4,245	178
		288,943	134,942	1,799	8,443	1,713	51,956	6,595	228
		123,574	55,594	634	4,296	947	23,608	2,998	75
		241,163	108,761	1,190	8,022	1,507	49,240	5,382	122
		59,972	24,895	278	2,330	394	13,194	1,478	39
		64,748	28,444	231	2,579	520	13,084	1,170	33
		73,015	31,476	350	2,164	513	16,065	1,768	123
		256,829	116,243	1,047	7,908	1,614	49,009	4,788	204
		109,714	49,543	463	3,273	657	22,394	2,280	55
		117,975	55,116	492	3,763	808	23,260	2,315	69
福石	宮	64,303	28,990	355	2,061	521	12,892	1,417	55
		78,143	34,736	350	2,394	611	14,612	1,850	81
		81,373	37,442	273	2,731	639	15,499	1,892	49
		160,303	70,538	603	5,201	1,178	34,833	4,520	112
		121,490	55,018	422	4,968	952	23,996	2,953	83
		133,498	52,456	631	4,019	950	28,463	3,202	53
		48,671	20,578	285	1,327	323	11,083	1,306	78
		73,878	32,751	425	2,989	854	14,826	1,638	77
		300,273	148,677	1,356	10,905	1,786	56,309	1,832	223
		91,914	43,729	424	3,888	610	18,369	1,938	128
長大	熊鹿	141,480	69,642	936	5,658	934	25,039	3,376	104
		105,607	49,080	476	3,572	719	20,644	2,307	136
		158,930	76,226	770	5,255	1,009	30,124	3,441	118
		145,917	72,640	690	3,776	699	26,604	2,921	103
		85,854	43,231	512	2,012	445	15,241	1,744	108
		137,141	67,274	614	2,917	474	29,413	2,281	237
		184,612	91,821	837	4,174	681	38,591	3,717	185
		117,884	54,593	477	3,825	653	25,636	2,623	142
		116,572	57,846	561	2,029	408	22,565	2,101	148
		114,732	55,639	459	2,702	648	23,922	3,020	109
青	森	115,915	58,184	627	2,064	422	22,528	2,476	75
		76,270	81,067	711	4,726	652	29,637	3,046	85
		50,225	25,318	329	1,353	209	8,952	923	28
		93,965	45,270	405	2,547	308	19,452	1,771	72
		164,896	38,606	386	1,824	193	13,248	1,012	54
		82,069	32,522	434	2,380	506	17,095	2,126	43
		74,065	32,777	444	2,055	477	14,935	1,599	40
		68,482	29,767	338	2,177	525	14,375	2,011	55
		283,300	59,332	624	3,532	780	25,139	3,338	94
		計	6,887,729	3,084,702	30,393	195,061	37,211	1,294,809	133,737

別取扱件数

(自 25. 1. 1 至 25. 12. 31)

死亡	失踪	入籍	分籍	転籍	国籍喪失	国籍取得	戸籍訂正	家督相続
71,421	141	3,899	3,227	32,984	101	1	4,641	3,648
29,579	24	1,612	3,383	11,319	30	0	634	1,808
31,296	21	1,110	2,562	5,191	7	2	1,776	491
31,616	26	1,509	2,654	4,673	7	0	947	978
31,000	33	1,343	1,866	3,492	2	0	1,476	1,139
23,996	33	1,128	1,868	3,351	0	0	1,217	529
22,461	13	997	1,747	3,347	9	0	508	469
30,006	26	1,389	2,305	7,764	24	3	721	740
11,080	4	414	915	1,901	21	0	679	544
27,976	32	1,308	2,043	3,770	10	0	4,242	655
36,627	34	1,733	2,795	7,334	36	0	2,254	1,124
51,128	36	2,513	3,995	15,482	14	2	892	3,470
23,725	14	1,157	1,687	4,832	17	1	1,201	2,788
44,860	27	2,292	3,180	8,852	29	1	1,085	2,891
11,070	9	543	863	1,848	2	0	567	1,187
12,572	8	504	745	1,672	28	1	713	640
13,961	21	756	932	2,377	41	0	656	713
45,092	25	2,531	4,072	16,128	10	1	1,712	2,268
21,026	23	1,068	1,333	3,074	11	0	1,652	1,283
21,188	7	1,175	1,691	4,197	1	0	1,336	221
12,117	7	551	812	2,144	4	0	363	530
16,586	7	468	860	2,442	3	0	1,183	397
16,279	30	447	941	2,754	6	0	818	532
30,370	30	1,502	2,043	4,759	300	0	1,069	3,175
22,646	21	1,339	1,540	3,417	144	2	768	1,369
24,403	18	1,458	3,425	1,343	17	0	4,173	1,566
8,647	9	615	560	1,312	2	0	0	326
14,645	7	929	795	1,733	5	0	770	367
51,003	22	3,019	3,725	8,981	48	0	2,273	748
15,963	10	945	941	1,978	6	1	1,543	337
24,899	28	1,701	1,263	3,615	4	0	1,060	945
20,857	13	986	1,182	2,763	2	0	1,111	954
28,269	21	1,660	1,999	3,946	87	0	2,385	1,696
26,464	12	1,228	1,961	3,020	5	0	1,157	1,929
15,230	9	826	844	2,119	1	0	1,436	996
22,616	39	937	1,745	4,128	10	0	774	2,245
30,517	22	1,565	2,410	4,680	69	0	1,538	1,601
19,933	9	937	1,566	3,976	2	1	600	402
21,526	15	747	1,118	2,821	0	0	2,653	436
20,737	25	795	1,381	2,972	9	0	636	313
21,027	54	756	1,228	3,591	1	0	619	700
24,391	8	1,064	2,152	9,840	2	3	1,205	445
8,416	12	365	569	2,353	0	0	367	199
13,885	12	524	977	5,989	1	0	765	321
11,170	14	455	790	4,579	1	0	1,701	407
14,431	10	626	1,205	2,491	7	0	1,078	406
15,611	12	676	899	2,161	5	0	332	1,099
13,999	7	718	749	1,589	12	0	576	1,584
22,201	55	1,204	1,381	3,281	5	0	1,937	1,101
1,180,518	1,095	58,024	84,924	244,385	1,158	19	63,803	54,712



## 二 矯正保護施設

### (一) 監獄法 (明治41年3月28日 法律第28号)

施行 明治41年10月1日  
改正 昭和22年3月28日 法律第20号  
同 年4月16日 法律第61号  
同 年12月22日 法律第223号  
昭和24年5月31日 法律第143号

(以下略)

### (二) 監獄法施行規則 (明治41年6月16日 司法省令第18号)

施行 明治41年10月1日(附則)  
改正 大正10年 司法省令第19号  
大正11年 司法省令第1号  
司法省令第13号  
司法省令第24号  
大正13年 司法省令第4号  
昭和3年 司法省令第4号  
昭和5年 司法省令第7号  
昭和6年 司法省令第9号  
司法省令第30号  
昭和9年 司法省令第12号  
昭和14年 司法省令第52号  
昭和16年 司法省令第72号  
昭和18年 司法省令第44号  
昭和20年 司法省令第16号  
昭和21年 司法省令第35号  
司法省令第97号  
昭和22年 司法省令第35号  
司法省令第55号  
司法省令第74号  
昭和23年 司法省令第2号  
法務庁令第44号  
昭和24年 法務庁令第4号  
法務庁令第49号  
法務府令第22号  
昭和25年 法務府令第33号  
法務府令第111号

## (三) 矯正保護管区本部

### 1 矯正保護管区本部組織規程 (昭和24年6月1日 法務府令第6号)

改正 昭和25年4月15日法務府令第34号  
昭和25年12月28日法務府令第155号

第1條 法務府設置法(昭和22年法律第193号)第13條の5第3項の規定による矯正保護管区本部の所掌事務の範囲及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2條 矯正保護管区本部に矯正保護管区長を置き、法務府の職員のうちから法務総裁が任命する。

2 管区長は、法務総裁の指揮監督を受けて、矯正保護管区本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督し、その管区の区域内の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年保護鑑別所の長を指揮監督して、これらの矯正保護施設の適切な運営管理を図り、且つ、管区の区域内に設けられる地方成人保護委員会及び地方少年保護委員会と協力するものとする。

第3條 矯正保護管区本部に総務課、職員課、予算管理課、保安課、作業課、医療科学分類課及び教育課を置く。

2 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項
- 2 管区長の官印及び本部印の管守に関する事項
- 3 公文書類の授受、発送及び保存に関する事項
- 4 統計報告に関する事項
- 5 監察に関する事項
- 6 矯正保護審議会の地方刑務審議部会に関する事項
- 7 他の課の所掌に属しない事項

3 職員課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職員の職階、任免、配置、給与、紀律及び職責に関する事項
- 2 職員の研修及び福祉に関する事項

4 予算管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 予算及び物資の要求及び管理に関する事項
- 2 工事の施行並びに施設の整備及び改善に関する事項

5 保安課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 収容者の紀律及び警備その他保安に関する事項
- 2 収容、拘禁、処遇



移送及び釈放に関する事項 3 職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項

6 作業課においては、左の事務をつかさどる。

1 作業の企画及び運営に関する事項 2 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項

7 医療科学分類課においては、左の事務をつかさどる。

1 給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項 2 鑑別、分類、指定及び保護に関する事項 3 累進処遇及び段階処遇に関する事項 4 指紋その他個人識別に関する事項

8 教育課においては、左の事務をつかさどる。

1 普通教育、職業教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項 2 厚生及び教化に関する事項

第4條 各課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第5條 矯正保護管区本部に管区長補佐官3人を置く。

2 補佐官は、管区長を助けて、うち1人は第一部長として総務課、職員課及び予算管理課の事務を、1人は第二部長として保安課及び作業課の事務を、1人は第三部長として医療科学分類課及び教育課の事務を担当するものとする。

3 第一部長たる補佐官は、管区本部内の事務の連絡調整を図り、管区長に差支あるときは、その職務を代理する。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

□ 矯正保護管区本部の名称、所在地及び管轄区域

東 京 矯正保護管区本部 (東京都港区赤坂青山南町6—116)  
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県

大 阪 // (大阪市東区法円寺坂町1)  
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県

名 古 屋 // (名古屋市中区老松町9—18)  
愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県

広 島 // (広島市吉島町)  
広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県

福 岡 // (福岡市長浜町1—30)  
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県

仙 台 // (仙台市長町八本松3)  
宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県

札 幌 // (北海道札幌市苗穂町45)  
北海道

高 松 // (高松市中野町385)  
香川県、徳島県、高知県、愛媛県



(四) 刑 務 所

イ 刑務所、少年刑務所及び拘置所規程 (昭和24年6月1日 法務府令第4号)

- 改正 昭和24年7月1日 法務府令第27号
- 同 年8月10日 法務府令第43号
- 同 年9月10日 法務府令第59号
- 同 年11月21日 法務府令第94号
- 同 年12月1日 法務府令第96号
- 同 年12月10日 法務府令第98号
- 昭和25年3月30日 法務府令第16号
- 同 年4月10日 法務府令第30号
- 同 年7月15日 法務府令第79号
- 同 年8月14日 法務府令第100号

第1條 法務府設置法(昭和22年法律第193号)第13條の3第4項の規定による監獄(刑務所、少年刑務所及び拘置所)の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2條 刑務所、少年刑務所及び拘置所に所長を置き、法務府の職員のうちから法務総裁が任命する。

2 所長は、法務総裁の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第3條 刑務所及び拘置所に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

文書課 公文書類の接受、発送及び保存、名籍及び指紋並びに統計に関する事務並びに他の課の所掌に属しない事項

職員課 職員の人事及び研修に関する事項

会計課 歳入及び歳出並びに領置品及び保管物に関する事項

用度課 物資の購入及び保管、営繕及び給養並びに職員の厚生に関する事項

刑務課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

作業課 作業の企画及び指導並びに作業に関する施設及び物資の管理に関する事項

教育課 職業教育、特殊教育及び訓練並びにレクリエーションに関する

事項

科学分類課 分禁、分類及び配置に関する事項

医務課 医療、保健、衛生及び医薬品に関する事項

2 各課に課長を置く。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第4條 刑務所及び拘置所に所長補佐官2人を置く。

2 補佐官は、所長の指揮監督を受けて、うち1人は総務部長として文書課、職員課、会計課及び用度課の事務を、他の1人は、管理部長として刑務課及び作業課の事務を統括するものとする。

第5條 少年刑務所に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務はそれぞれの下欄記載のとおりとする。

文書課 公文書類の授受、及び保存、名籍及び指紋並びに統計に関する事項並びに他の課の所掌に属しない事項

職員課 職員の人事及び研修に関する事項

会計課 歳入歳出並びに領置品及び保管物に関する事項

用度課 物資の購入及び保管、営繕及び給養並びに職員の厚生に関する事項

補導課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇及びレクリエーションに関する事項

職業補導課 職業教育及び訓練並びに作業に関する施設及び物資の管理に関する事項

学業課 収容者の教育に関する事項

科学分類課 分禁、分類及び配置に関する事項

医務課 医療、保健、衛生及び医薬品に関する事項

2 各課に課長を置く。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第6條 少年刑務所に所長補佐官2人を置く。

2 補佐官は、所長の指揮監督を受けて、うち1人は、総務部長として文書課、職員課、会計課、及び用度課の事務を、他の1人は、補導部長として補導課、職業補導課及び学業課の事務を統括するものとする。



第7條 分監（刑務支所及び拘置支所）の名称及び位置は、別表のとおりとする。

- 2 刑務支所及び拘置支所に支所長を置く。
- 3 支所長は、所長の指揮監督を受けて、支所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第8條 刑務所、少年刑務所及び拘置所に看守長、副看守長、看守部長、及び看守を置き法務府事務官のうちから任命する。

第9條 所長は、この規定に定めるものの外、矯正保護管区長の認可を受けて、必要な執務細則を定めることができる。

附 則

- この府令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和23年法務庁告示第56号及び第57号は、廃止する。

(別表) 省 略

□ 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数

刑 務 所	少 年 刑 務 所	拘 置 所	刑 務 支 所	拘 置 支 所	合 計
55	12	5	16	92	180

ハ 刑務所の名称及び所在地（支所を含む）

- 小 菅 刑務所 (東京都葛飾区小菅町1284)
- 豊 多 摩 // (浦和市高砂町3-36)  
熊谷拘置支所 熊谷市大字熊谷1170
- 府 中 // (東京都府中町9861)
- 横 浜 // (横浜市南区笹下町731)  
横須賀刑務支所 横須賀市大津町1346-1  
小田原拘置支所 小田原市谷津38
- 久 里 浜 // (横須賀市川間346)
- 千 葉 // (千葉市貝塚町192)  
松戸拘置支所 松戸市岩瀬字塚田440  
八日市場拘置支所 千葉縣匝瑳郡八日市場町い・513  
木更津拘置支所 木更津市木更津1855

- 宇 都 宮 刑務所 (宇都宮市西原町1530)  
小幡町拘置支所 宇都宮市小幡町2600  
大田原拘置支所 栃木縣那須郡大田原町2442  
足利拘置支所 足利市助戸町
- 栃 木 // (栃木市旭町19)
- 前 橋 // (前橋市宗甫分甲309)  
高崎拘置支所 高崎市宮元町13  
太田拘置支所 太田市飯田町179-3
- 静 岡 // (静岡市追手町208)  
浜松刑務支所 浜松市鴨江町431-3  
沼津拘置支所 沼津市大手町185
- 甲 府 // (甲府市池添町100)
- 長 野 // (長野市旭町45)  
上田拘置支所 上田市新参町  
上諏訪拘置支所 諏訪市本町  
飯田拘置支所 飯田市大久保町
- 新 潟 // (新潟市西大畑町5292)  
新発田拘置支所 新発田市三ノ丸454-1  
長岡拘置支所 長岡市神明町大土手外998  
高田拘置支所 高田市西城町2-6
- 大 阪 // (堺市田出井町698)  
石切刑務支所 大阪府中河内郡石切町  
堺拘置支所 堺市南瓦町1-1  
岸和田拘置支所 岸和田市上野町249
- 京 都 // (京都市東山区山科東野井上町20)  
宮津刑務支所 京都府與謝郡宮津町吉原2586  
舞鶴拘置支所 舞鶴市大字円満寺  
東舞鶴刑務支所 舞鶴市字市場
- 神 戸 // (兵庫県明石郡大久保町森田120)  
洲本拘置支所 洲本市山下町  
豊岡拘置支所 豊岡市南本町1-1
- 加 古 川 // (加古川市加古川町大野1620)
- 滋 賀 // (大津市膳所本町36)  
彦根拘置支所 彦根市金亀町20
- 和 歌 山 // (和歌山市加納383)



		丸の内拘置支所	和歌山市広瀬中ノ町2—14
		田辺拘置支所	田辺市新屋敷町5
		新宮拘置支所	新宮市新宮6772
名古屋	刑務所	(名古屋市千種区千種町馬走28)	
		岡崎拘置支所	岡崎市康生町208
		豊橋拘置支所	豊橋市飽海町官有地
		半田拘置支所	半田市大坪
		一宮拘置支所	一宮市八幡町
三重	//	(津市桜ヶ岡町岩田官第四)	
		四日市拘置支所	四日市市東阿倉川1178
		宇治山田拘置支所	宇治山田市岡本町164
岐阜	//	(岐阜市長良福光2070)	
		鷹見町拘置支所	岐阜市鷹見町1
		御嵩拘置支所	岐阜縣可兒郡御嵩町
		高山拘置支所	高山市入軒町
		大垣拘置支所	岐阜縣安八郡三城村
笠松	//	(岐阜県羽島郡笠松町中川町23)	
福井	//	(福井市一本木町52)	
金沢	//	(金沢市元鶴間町18)	
		七尾拘置支所	七尾市字馬出町8—32
富山	//	(富山市西田地方2—1)	
		高岡拘置支所	高岡市定塚町
広島	//	(広島市吉島町50)	
		尾道刑務支所	尾道市久保町
		三次刑務支所	広島縣双三郡三次町五日市1661
		広島拘置支所	広島市基町
		吳拘置支所	吳市吉浦上城町
		福山拘置支所	福山市沖野上町
山口	//	(山口市大字下字野令1648)	
		下関刑務支所	下関市大坪町字平田253
		徳山拘置支所	徳山市大字徳山字慶万1834
		船木拘置支所	山口縣厚狹郡船木町大字野田440
		萩拘置支所	萩市土原町91
岡山	//	(岡山市二日市町56)	
		玉島拘置支所	岡山縣浅口郡玉島町

		高梁拘置支所	岡山縣上房郡高梁町片原町23
		津山拘置支所	津山市伏見町
鳥取	刑務所	(鳥取県気高郡大正村大字古海838—1)	
		米子刑務支所	米子市上後藤
松江	//	(松江市内中原町52)	
		浜田拘置支所	浜田市浅井字堀町山手980
福岡	//	(福岡市西新町807)	
		土手町拘置支所	福岡市土手町9
		久留米拘置支所	久留米市篠山町31
		飯塚拘置支所	飯塚市飯塚町1523
		嚴原拘置支所	長崎縣下縣郡嚴原町国分1424
		柳河拘置支所	福岡縣山門郡城内村大字一新町3
小倉	//	(小倉市鑄物師町95)	
		城野拘置支所	小倉市北方元野戰重砲兵第五連隊跡
北方	//	(小倉市城野949)	
麓	//	(佐賀県三養基郡麓村大字山浦2635)	
長崎	//	(諫早市原口町508)	
		浦上刑務支所	長崎市西町888
		福江拘置支所	長崎縣南松浦郡福江町
		島原拘置支所	島原市南城内町併合1194
佐世保	//	(佐世保市稻荷町553—1)	
		平戸拘置支所	長崎縣北松浦郡平戸町戸石川免461
大分	//	(大分市大道町1丁目)	
		中津拘置支所	中津市二ノ丁
熊本	//	(熊本市大江町大字渡鹿137)	
		京町拘置支所	熊本市京町1—14
		八代拘置支所	八代市東本町106
		天草拘置支所	熊本縣天草郡本渡町1038
鹿児島	//	(鹿児島市永吉町13)	
宮崎	//	(宮崎市浄土江町108)	
		延岡拘置支所	延岡市岡富甲
宮城	//	(仙台市行人塚70)	
		古川拘置支所	宮城縣志田郡古川町
		石巻拘置支所	石巻市南鱒山



福島	刑務所	(福島市狐塚17)
	若松刑務支所	若松市栄町字郭内1
	郡山拘置支所	郡山市壇場38
	白河拘置支所	白河市郭内179
	平拘置支所	平市八幡小路41
山形	〃	(山形市香澄町字八幡石)
	米沢拘置支所	米沢市清水町
	酒田拘置支所	酒田市新町字高野浜
	鶴岡拘置支所	鶴岡市馬場町2-5
秋田	〃	(秋田市川尻町)
	横手拘置支所	秋田縣平鹿郡横手町
	大館拘置支所	秋田縣北秋田郡大館町中城13
	能代拘置支所	能代市豊祥合1-17
	大曲拘置支所	秋田縣仙北郡大曲町大曲26
青森	〃	(青森縣東津輕郡荒川村大字荒川字藤戸88)
	柳町拘置支所	青森市柳町5
	弘前拘置支所	弘前市下白銀町7
	八戸拘置支所	八戸市古常泉下7
	大湊刑務支所	青森縣下北郡大湊町大近川34
札幌	〃	(北海道札幌郡札幌村字苗穂484)
	大通拘置支所	札幌市大通西14丁目
	小樽拘置支所	小樽市緑町1丁目
	岩見沢拘置支所	岩見沢市二條東4丁目
	室蘭拘置支所	室蘭市栄町1
	滝川拘置支所	北海道空知郡滝川町字東裡
旭川	〃	(旭川市八條通13丁目右10号)
	名寄拘置支所	北海道上川郡名寄町西四條9丁目
帯広	〃	(帯広市字緑ヶ丘3)
釧路	〃	(釧路市宮本町17)
網走	〃	(網走市字三眺)
	二見ヶ岡刑務支所	網走市字二見ヶ岡
高松	〃	(高松市松島町361)
	丸龜拘置支所	丸龜市六番丁
徳島	〃	(徳島市徳島町字城内6)
高知	〃	(高知市丸ノ内12)

	中村刑務支所	高知縣幡多郡中村町中村1534
松山	刑務所	(松山市春日町83)
	宇和島刑務支所	宇和島市柿原
	西條刑務支所	西條市神拜83
	大洲拘置支所	愛媛縣喜多郡大洲町三の丸
	今治拘置支所	今治市日吉北之合

## ニ 少年刑務所の名称及び所在地 (支所を含む)

八王子	少年刑務所	(八王子市子安町949)
川越	〃	(川越市大字脇田134)
水戸	〃	(茨城県那珂郡勝田町市毛847)
	土浦拘置支所	土浦市前川町
	下妻拘置支所	茨城県眞壁郡下妻町
松本	〃	(松本市大字桐中原町938)
姫路	〃	(姫路市岩端町番外ノ1)
	本町拘置支所	姫路市本町番外ノ1
奈良	〃	(奈良市般若寺町18)
	五條拘置支所	奈良縣宇智郡五條町
愛知	〃	(愛知県西加茂郡保見村大字殿見津字関ヶ丘1)
岩国	〃	(岩国市大字錦見1134)
新光学院		(山口縣熊毛郡佐賀村)
佐賀	少年刑務所	(佐賀市上多布施町1100)
盛岡	〃	(盛岡市宿田後1)
	一関拘置支所	一関市釣山1
函館	〃	(函館市金堀町33)
	新川拘置支所	函館市新川町28

## ホ 拘置所の名称及び所在地

東京	拘置所	東京都葛飾区小菅町1284
大阪	〃	大阪市北区若松町8
京都	〃	京都市中京区竹屋町通b柳馬場東入菊屋町合1
神戸	〃	神戸市兵庫区菊水町2丁目
名古屋	〃	名古屋市東区上堅杉之町2-2



刑務所職員予算定員沿革

職 別 年度別	委任官		判任官		奏任待遇				判任待遇						雇 員		
	典 獄 補	典 獄 長	看 守 長	通 訳	副 看 守 長	保 健 技 師	作 業 技 師	教 誨 師	考 査 官	看 守 (男)	看 守 (女)	女 監 取 締	保 健 技 手	作 業 技 手		教 誨 師	教 誨 師
大正12年	56	22	450	5	—	56	—	56	—	7,440	304	100	473	85	40	—	1,043
大正13年	56	22	450	5	—	56	—	56	—	7,440	304	100	473	85	40	—	1,022
大正14年	47	31	411	5	—	56	20	56	—	7,092	293	100	439	85	37	—	962
大正15年	47	31	411	5	—	56	20	56	—	7,092	293	100	439	85	37	—	962
昭和元年	47	31	442	5	—	98	20	56	—	6,520	171	36	439	85	37	—	687
昭和2年	47	31	457	5	—	98	20	56	—	6,585	171	36	439	85	37	—	687
昭和3年	47	31	518	5	—	98	20	56	—	6,524	171	36	439	85	37	10	677
昭和4年	47	31	518	5	—	98	20	56	—	6,524	171	36	439	85	37	10	677
昭和5年	47	31	518	5	—	98	20	56	—	6,524	171	36	439	85	37	10	677
昭和6年	43	34	495	5	—	93	20	52	—	6,288	171	37	426	85	37	10	627
昭和7年	43	34	475	4	—	93	19	52	—	6,288	171	37	405	85	37	10	627
昭和8年	43	34	479	4	—	93	19	52	—	6,338	171	37	405	85	37	10	627
昭和9年	43	34	489	4	—	93	19	52	—	6,498	171	44	421	90	37	10	627
昭和10年	43	34	489	4	—	93	19	52	—	6,648	171	44	421	90	37	10	627
昭和11年	43	34	499	4	—	93	19	52	—	6,773	171	44	421	90	37	10	627
昭和12年	43	34	524	4	—	93	19	52	—	7,023	171	44	421	90	37	10	727
昭和13年	43	35	525	4	—	94	19	52	—	7,046	171	44	472	91	37	10	731
昭和14年	43	35	523	4	—	94	19	52	—	7,116	171	44	472	91	37	10	718
昭和15年	書類焼失の為不明																
昭和16年	書類焼失の為不明																
昭和17年	43	43	616	4	204	104	19	58	—	7,505	171	46	495	91	37	16	792
昭和18年	40	38	456	—	80	91	17	54	—	26,520	154	14	382	84	39	11	705
昭和19年	40	38	478	—	116	91	17	54	—	27,275	154	14	397	84	39	11	718
昭和20年	40	38	478	—	116	91	22	54	—	27,275	154	14	392	84	38	11	718

職 別 年度別	司法事務官						司法技官						司法 教官		雇 員											
	一 級	二 級	三 級		看 守 長	副 看 守 長	二 級	三 級	調 査	調 査	調 査	調 査	調 査	調 査		二 級	三 級									
昭和21年	4	76	473	91	6,418	154	110	22	2	10	11	345			32	85	717									
昭和22年	4	129	661	149	8,987	154	121	24	2	20	7	20	359	7	1	10	30	725								
職 別 年度別	法務庁事務官						法務庁技官						法務 教官		備 人											
	一 級	二 級	三 級		看 守 長	副 看 守 長	二 級	三 級	調 査	調 査	調 査	調 査	調 査	調 査	調 査	調 査	調 査	調 査								
昭和23年	4	154	838	184	11,506	154	121	25	2	20	7	20	361	7	1	69	10	30	807	86	313	148	20	8	8	
職 別 年度別	法務府事務官						法務府 技官		法務府 教官		雇 員		用 人													
	一 級	二 級	三 級		看 守 長	副 看 守 長	二 級	三 級	二 級	三 級	員	員	給 仕	小 使	運 手	火 車	火 車	火 車	火 車	火 車	火 車	火 車	火 車	火 車	火 車	火 車
昭和24年	8	222	809	263	13,489	163	505	45	30	900	102	263	153	62	12	8	20	65								
職 別 年度別	法務府事務官				法務府 技官		法務府 教官		雇 員		用 人		通 訳													
	事 務 官	看 守 長	副 看 守 長	看 守	二 級	三 級	二 級	三 級	員	員	員	員	員	員												
昭和25年	242	823	263	13,636	768	98	931	652	14																	

- 備考 1. 看守長, 男看守(教習中を除く), 保健技手, 作業技手, 教誨師は昭和9年度以降臨時刑務費支弁のものを含む  
 2. 作業技師, 同技手は昭和3年度以前は就業費支弁である  
 3. 女監取締は昭和5年度以降女看守となる  
 4. 雇は昭和12年度以降技術雇各百人を含む



ト 刑務所の経費累年表

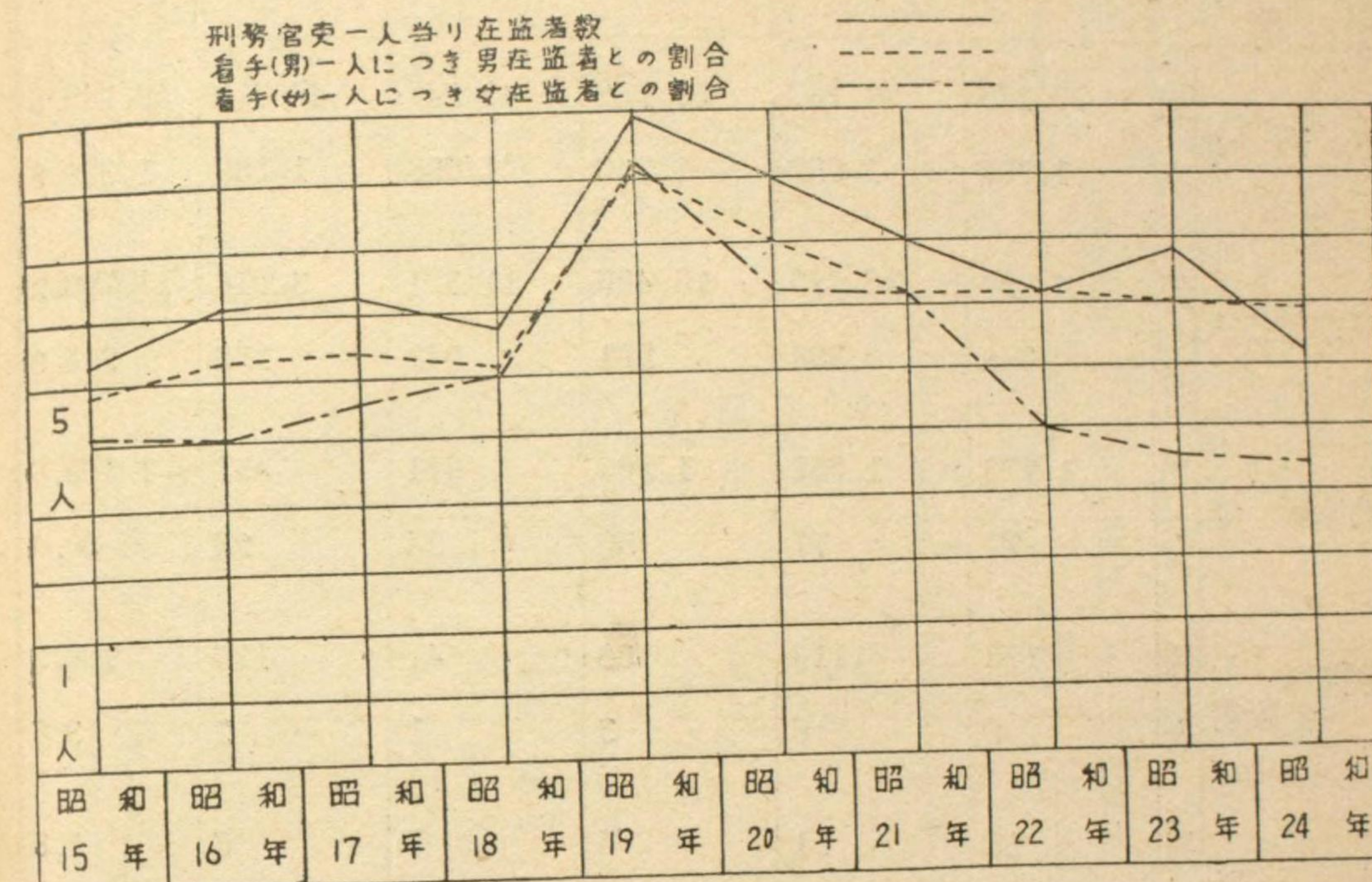
種別	昭和24年度	種別	昭和23年度(訂正分)
官署費	1,990,200,881	刑務所費	515,419,503
收容費	2,411,535,906	收容費	1,848,282,107
作業費	841,267,461	諸支出金	811,937,878
工事費	1,012,586,000	価格補正等特別補充費	63,385,084
計	6,255,590,248	計	3,239,024,572

チ 在監者平均一人に対する刑務所経費累年表

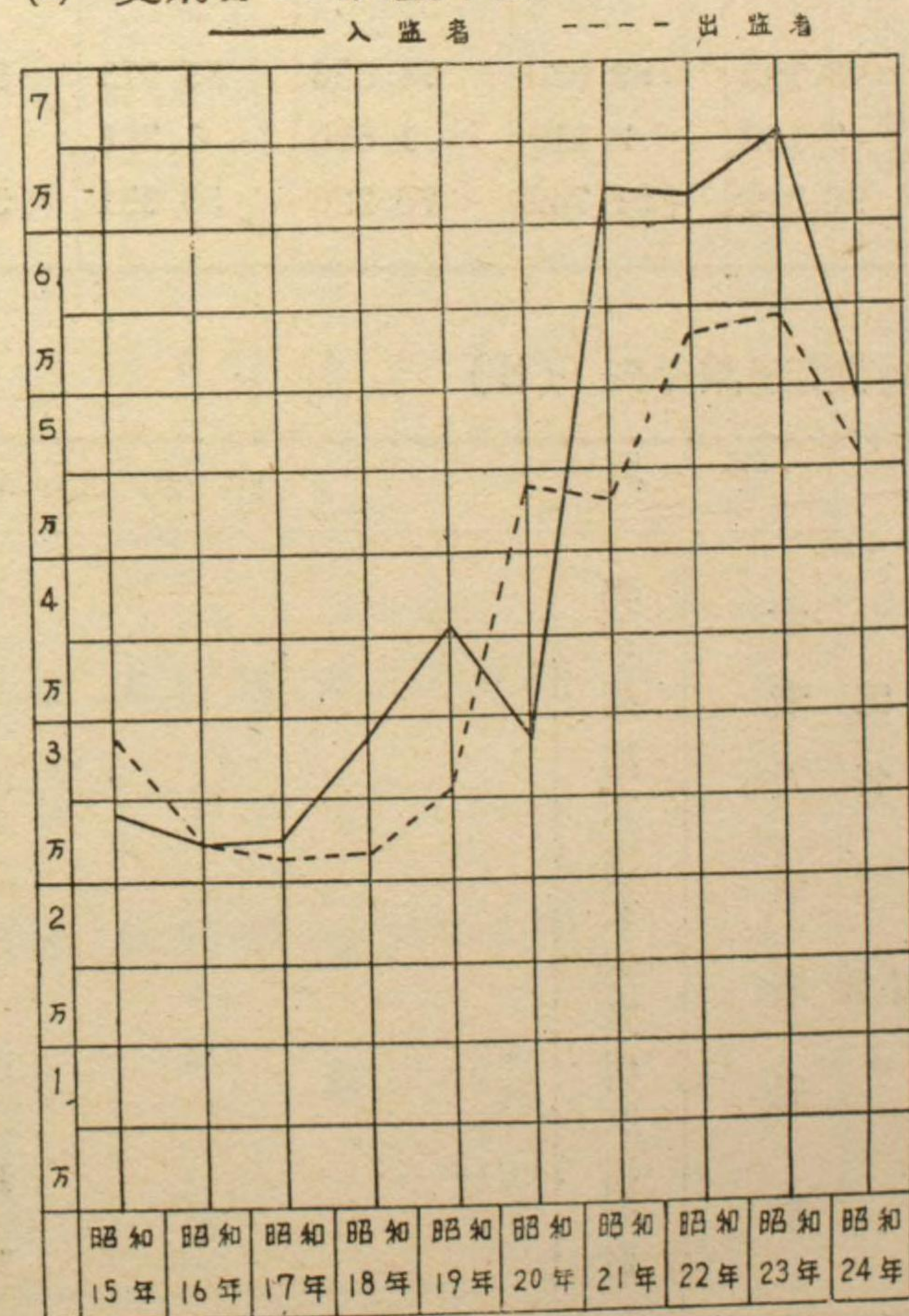
昭和24年度	昭和23年度	昭和22年度	昭和21年度	昭和20年度	平均
53,753,452	31,559,180	9,583,878	3,837,245	1,346,388	20,616,029

リ 業務の状況

(1) 刑務官吏と在監者との割合



(2) 受刑者の入出監年表





(3) 一日平均在監者累年表 (A)

種別	年別		昭和22年	昭和21年	昭和20年	平均	
	昭和24年	昭和23年					
受刑者	男	77,129	71,767	59,752	43,247	47,808	59,940.6
	女	1,705	1,632	1,340	1,038	1,169	1,376.8
刑事被告人	男	14,097	16,083	13,486	11,371	3,914	11,790.2
	女	348	394	291	242	159	286.8
被疑者	男	1,773	1,652	1,205	911	457	1,199.6
	女	77	77	50	24	22	50.0
労役場留置者	男	176	116	88	41	125	109.2
	女	6	6	3	1	2	3.6
乳児	男	18	11	6	3	6	8.8
	女	13	11	5	2	4	7.0
合計	男	93,193	89,630	74,536	55,573	52,310	73,048.4
	女	2,149	2,119	1,690	1,308	1,356	1,724.4
	計	95,342	91,749	76,226	56,881	53,666	74,772.8

(4) 一日平均在監者累年表 (B)

種別	年別		昭和25年
	男	女	
受刑者	83,492	1,762	
死刑確定者	76		
刑事被告人	14,945	350	
被疑者	1,884	79	
労役場留置者	557	25	
乳児	19	15	
合計	100,973	2,231	
	103,204		

(5) 在監者の作業累年表

種別	年別		平均
	昭和24年	昭和23年	
就業延人員	5,039,158	3,500,656	3,088,965.6
	9,193,922	10,475,790	8,067,074.0
賃金	426,841	455,066	296,431.2
	88,860,796	36,797,112	27,871,016.20
作業	264,845,403	225,849,565	118,696,162.20
	8,887,180	7,323,796	3,877,438.60
就業者の一日の賃金	51,468,448	29,395,124	18,130,242.40
	17,635	10,510	6,697
平均1人1日賞与	28,807	21,560	12,807
	20,821	16,090	9,946
	1,920	1,100	0,784
就業延人員	1,598,706	2,316,577	1,598,706
	6,338,058	5,580,616	6,338,058
賃金	160,479	155,925	160,479
	1,562,295	3,031,506	1,562,295
作業	15,365,174	19,431,371	15,365,174
	148,069	423,744	148,069
就業者の一日の賃金	1,328,421	1,635,438	1,328,421
	0,980	1,310	0,980
平均1人1日賞与	2,420	3,480	2,420
	0,920	2,720	0,920
	0,130	0,170	0,130

(6) 作業の賃金額並びに一人当平均額累年表

種別	年別		平均
	昭和24年	昭和23年	
賃金額	362,593,379	269,970,473	15,044,617
	9,027,820	6,828,130	4,016,582
一人平均	9,027,820	2,419,910	769,720
	15,044,617	22,886,621	17,075,538



(7) 刑務事故一覽表 (昭和25年)

イ. 逃走 (既遂)

管区名	所名	一月	二月	三月	四月	五月	六月
東京管区	東小豊府横久千字枋前静甲長新八川水松						
	京(拘)管摩中浜浜葉宮木橋岡府野潟		3 二				
	多里都		1 一	1 一	1 一	1 一	1 一
	王			1 一	3 二	1 一	
	子(少)越戸本(少)		1 一	2 一		1 一	
	計	1 一	6 五	15 七	4 三	2 二	2 二
大阪管区	大京神大京神加滋和姫奈						
	阪(拘)都戸(拘)阪都戸川賀山	1 一			1 一	1 一	2 一
	古歌	3 一		1 一		1 一	
	路(少)良(少)	1 一		1 一	1 一		
	計	7 五		2 二	2 二	2 二	2 一
名古屋管区	名三岐笠金福富愛						
	右古屋(拘)屋重阜松沢井山	1 一			1 一		1 一
	知(少)	1 一		2 一			
	計	2 二		3 二	1 一		2 二

アラビア数字は人員を示す

七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		1 一				1 一
1 一		1 一	1 一		3 二	9 七
			1 一			2 一
1 一			1 一			1 一
	1 一	1 一	2 一			5 三
	3 一	1 一				13 九
				3 一		6 四
	1 一				1 一	7 四
						1 一
	1 一					2 三
	3 二	1 一	1 一			3 八
	4 一		1 一	1 一		6 三
2 二	12 六	5 五	6 五	4 二	5 四	64 四
2 一		1 一			2 二	3 八
						4 1
						3 二
			1 一		3 一	4 2
3 三		1 一	1 一		5 三	25 〇
5 一	3 一				1 一	9 三
						3 1
						2 一
						1 一
	1 一		1 一		1 一	5 一
5 一	4 二		2 二		2 二	21 四



管区名	所名	一月	二月	三月	四月	五月	六月
広島管区	島口山取江(少)院	4	1		1		2
	光學	3	1		1		
	計	2	1	1			
福岡管区	岡倉方崎保分本島崎			3		1	
	世兒	1	1			1	
	計	1	2	4		1	2
仙台管区	城島形田森岡(少)				1	3	1
	宮福山秋青盛	3	1				1
	計	1		2	1	2	2
札幌管区	幌川広走路館(少)		1			1	
	札旭帯網釧函		1				
	計	4	2	1	1	2	2
高松管区	松島知山			1			
	高德高松	2	1		3	1	1
	計	2	1	1	3	2	
合計	28	17	32	15	17	17	

七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
	1				1	8
	6				3	7
	1					10
				1		3
						2
	8			1	4	30
			2			4
3						3
		2				5
		1	2			5
			5		1	19
3					1	2
				3	2	3
6		3	9	3		41
5				3	2	9
	1				1	2
	2	1				7
		1				3
		2	1	1		6
5	3	4	1	2	1	36
1	1	3	1		1	13
	2					3
				1		1
						1
				1		1
1	3	3	1	2	1	20
						1
	5	1		1		14
1				2		4
1	5	1		3		19
23	35	17	20	15	20	256



(7) 刑務事故一覽表 (昭和25年)

ロ. その他の事故

管区名	所名	月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月
東京管区	東小豊府横久千宇柄前靜甲長新八川水松	京(拘)管摩中浜		作業死一 盜難死一 緝死一				傷害一
		多里都						
		王子(少) 越(少) 戸本(少)						
	計		三					一
大阪管区	大京神大京神加滋和姫奈	阪(拘)都(拘)戸(拘)				中毒死一		
		阪都戸川賀山				傷害二		
		古歌路良(少)		メチ一 ル死一				
	計		一			三		
名古屋管区	名名三岐笠金福富愛	古(拘)屋重阜松沢井山		緝死一				
		古知(少)						
	計		一					

アラビア数字は人員を示す

七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		メチ一 ル死一	緝死一 同囚殺害一	職員傷害一	同囚殺害一	四 五 一
			作業死一			一
					傷害一	一
						三
		緝傷一 死一	作業死一			四 一
職員傷害一	火災一			火災一	拳銃盜難一	一 一 四
						二
			傷害一			一 一
						二



管区名	所名	月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月
広島管区	広島岡島松岩新	島口山取江(少)院		傷害一				
		光学計			火災一 作業死一			
福岡管区	福岡小北長佐大熊鹿宮佐	岡倉方崎保分本島崎			傷害一			
		世兒麓賀(少)計				作業死一		
仙台管区	仙台福山秋青盛	城島形田森岡(少)計						
札幌管区	札幌旭帯網釧函	幌川広走路館(少)計	縊死一				縊死一	
高松管区	高松高德高松	松島知山計	縊死一					作業死一
合計			四	四	三	四	一	二

七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
傷害一		傷害一 職員傷害一	傷害一			四
火災一					職員傷害一 職員傷害一	二
			殺害一			一
						二
傷害一 殺害一	傷害一					三
作業死一						一
						四
		作業死一 縊死一		作業死一		四
作業死一						一
						六
			作業死一		作業死一	二
						一
					作業死一	一
						三
八		四	八	六	三	五



(8) 指紋

種別	指紋法実施以來新に受けたる指紋原紙数	年末累計数	年末現在保管指紋原紙総数	新前に受けたる指紋原紙其他による件数		指紋原紙による				前科発見		身許不明の変死者に対する		廃棄指紋原紙数	
				刑務所より対照々会 受理件数	前科発見件数	裁判所、検察庁々会 受理件数	前科発見件数	警察署より対照々会 受理件数	前科発見件数	其他より対照々会 受理件数	前科発見件数	受理件数	前科発見件数		受理件数
昭和25年	1,064,731	859,677	2,043	4,936	2,546	10,044	2,362	4,941	1,901	534	427	20,455	46	7,236	5,808
昭和24年	1,030,150	830,904	3,057	3,457	1,963	2,428	852	4,863	2,422	334	320	11,082	36	5,557	3,965
昭和23年	988,890	793,609	1,933	1,597	1,220	799	244	3,740	1,096	66	84	6,232	48	2,644	7,139
昭和22年	935,785	746,643	897	2,237	1,844	145	65	4,460	1,228	104	91	6,946	98	3,228	3,359
昭和21年	880,825	696,046	158	2,724	1,986	55	12	3,674	775	85	73	6,538	65	2,846	2,275
合計															

法務府(可法者)における指紋事務は明治41年10月10日創始に係り現保管中の指紋原紙は其の創始当時より各刑務所において、  
て禁錮以來の刑の執行を受けたるものには付き作或蒐集したるものにして其の内より死亡者並に70歳以上の高齢者は除外し専ら現在  
原紙の活用を便ならしむ而して之が利用は初犯として新に刑務所に入所したるものに対する前科包蔵の有無調査を始め警察署裁判所  
検察庁より犯事被疑者被疑者等こ対する前科有無調査の照会にも應じ更に身許不明の変死者に対する指紋の対照々会にも應じて来た

(五) 少年院

1 少年院法 (昭和23年7月15日 法律第169号)

施行 昭和24年1月1日(附則)

改正 昭和23年 法律第252号

昭和24年 法律第120号 法律第143号

昭和25年 法律第99号

第1條 少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を收容し、  
これに矯正教育を授ける施設とする。

第2條 少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院、及び医療少年院  
とする。

2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、14歳以上おおむね16歳未満  
の者を收容する。

3 中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未  
満の者を收容する。

4 特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おお  
むね16歳以上23歳未満の者を收容する。

5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、14歳以上26歳未満の者を收  
容する。

6 少年院は、收容すべき者の男女の別に従つて、これを設ける。

第3條 少年院は、国立とし、法務総裁がこれを管理する。

2 法務総裁は、少年院を適当に維持し、且つ、完全な監査を行う責任を負  
う。

第4條 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自  
覺に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科及びに職業の輔導、適當  
な訓練及び医療を授けるものとする。

1 初等少年院においては、小学校及び中学校で必要とする教科

2 中等少年院及び特別少年院においては、初等少年院で必要とする教科  
更に必要があれば、高等学校又は大学に準ずる教科

3 医療少年院においては、養護学校その他の特殊教育をう学校で必要と



する教科

2 少年院の長は、在院者を前項の矯正教育に関係のない労働に従事させてはならない。

第5條 少年院の長は、在院者に対する矯正教育のうち教科に関する事項については、文部大臣の勸告に従わなければならない。

2 少年院の長は、前條各号に掲げる教科を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。

3 前項の証明書は、学校教育法（昭和22年法律第26号）により設置された各学校と対応する教科課程について各学校の長が授与する卒業証書その他の証書と同一の効力を有する。

第6條 在院者の処遇には段階を設け、その改善、進歩等の程度に応じて、順次に向上した取扱をしなければならない。但し、成績が特に不良なものについては、その段階を低下することができる。

第7條 少年院の長は、在院者が善行をなし成績を向上し、又は一定の技能を習得した場合には、これに賞を与えることができる。

2 前項の賞は、証明書、記章等の賞票又は特別外出等の殊遇とする。但し少年院の長は、法務総裁の承認を経て、他の賞を与えることができる。

3 ひとたび与えた賞は、いかなる場合にも、これを没取してはならない。

第8條 少年院の長は、紀律に違反した在院者に対して、左に掲げる範囲に限り、懲戒を行うことができる。

1 厳重な訓戒を加えること。

2 成績に対して通常与える点数より減じた点数を与えること。

3 20日を超えない期間、衛生的な単独室で謹慎させること。

2 懲戒は、本人の心身の状況に注意して、これを行わなければならない。

第9條 少年院の長は、在院者の所持する金銭、衣類その他の物を領置したときは、これを安全に保管し、且つ、在院者に受領証を交付しなければならない。

第10條 少年院の長は、矯正教育の便宜その他の理由により在院者を他の少年院に移送する必要があると認めるときは、その少年院所在地の矯正保護管区長の認可を得て、これを移送することができる。

2 前項の規定により在院者を他の少年院に移送した場合には、移送した少年院の長はすみやかに、本人を送致した裁判所にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により在院6月以上の在院者を他の少年院に移送した場合には、移送した少年院の長は、すみやかに、その少年院所在地の地方少年保護委員会にもその旨を通知しなければならない。但し、在院者が23歳以上の場合には、地方成人保護委員会に通知しなければならない。

第11條 在院者が20歳に達したときは、少年院の長は、これを退院させなければならない。但し、送致後6月を経過しない場合は、送致の時から6月間に限り、收容を継続することができる。

2 少年院の長は、前項の場合において、在院者の心身に著しい故障があり又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため少年院から退院させるに不相当であると認めるときは、本人を送致した裁判所に対して、その收容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならない。

3 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を收容中の少年院の職員の意見をきかなければならない。

4 裁判所は、本人が第2項の状況にあると認めるときは、期間を定めて、收容を継続すべき旨の決定をしなければならない。但し、この期間は23歳を超えてはならない。

5 裁判所は、少年院の長の申請に基づいて、23歳に達する在院者の精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不相当であると認めるときは、26歳を超えない期間を定めて医療少年院に收容を継続すべき旨の決定をしなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

7 少年院の長が裁判所に対し、在院者の收容を継続すべき旨の決定の申請をした場合には、第1項の規定にかかわらず、裁判所から決定の通知があるまで收容を継続することができる。

8 少年院の長は、在院者が裁判所の定めた期間に達したときは、これを退院させなければならない。



第12條 少年院の長は、在院者に対して矯正の目的を達したと認めるときは、地方少年保護委員会に対し、退院の申請をしなければならない。

2 少年院の長は、在院者が処遇の最高段階に向上し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方少年保護委員会に対し、仮退院の申請をしなければならない。

3 前2項の場合において、在院者が23歳以上の場合には、地方成人保護委員会に対して申請をしなければならない。

第13條 少年院の長は、地方少年保護委員会又は少年を送致した裁判所に対し、少年の心身の状況、家庭、交友関係その他環境の状況等について、調査書の提出その他必要な援助を求めることができる。

2 少年院の長は、警察官、警察吏員、児童福祉司その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

3 少年院の長は、その少年院所在地の矯正保護管区長の承認を経て学校、病院、事業所又は学識経験のある者に委嘱して、矯正教育の援助をさせることができる。

4 少年院の長は、事業所又は学識経験のある者に委嘱して少年院以外の施設において在院者に対する職業の補導を援助させる場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に従うことを要し、且つ、在院者に賞与金が支払われるときは、これを全部本人に支給しなければならない。

第14條 在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを連れ戻すことができる。

第15條 この法律で定めるものの外、在院者の処遇に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

2 少年院の長は、法務総裁の認可を受けて、在院者の処遇に関する細則を定めることができる。

第16條 少年保護鑑別所は、少年法（昭和23年法律第168号）第17条第1項第2号の規定により送致された者を收容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて、少年の資質の鑑別を行う施設とする。

第16條の2 少年保護鑑別所は、家庭裁判所、少年院の長及び地方少年保護委員会以外の者から少年の資質の鑑別を求められたときは、前條の業務に支障をきたさない範囲において、これに応ずることができる。

2 前項の鑑別については、法務府令の定めるところにより、実費を徴収するものとする。

第17條 少年保護鑑別所は、国立とし、法務総裁がこれを管理する。

2 第9條、第13條第2項、第3項、第14條及び第15條の規定は、少年法第17條第1項第2号の規定により送致された者に関し、少年保護鑑別所にこれを準用する。

第17條の2 少年院から退院し、若しくは仮退院し、又は少年保護鑑別所から退所する者が、帰任旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

第17條の3 少年院又は少年保護鑑別所の長は、收容中に死亡した者の遺留金品について、親権者、後見人又は親族から請求があつたときは、請求者にこれを交付しなければならない。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から1年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

第17條の4 少年院又は少年保護鑑別所に收容中に逃走した者の遺留金品は、逃走の日から1年以内に本人の居所が分明しないときは、国庫に帰属する。

#### 附 則

第18條 この法律は、昭和24年1月1日から、これを施行する。

第19條 矯正院法（大正11年法律第43号）は、これを廃止する。

第20條 この法律施行の際現に存する矯正院は、これをこの法律により設置された少年院とみなす。

第21條 少年保護鑑別所の施設が十分でないため、特に必要があるときは、昭和26年3月31日までの間、少年院又は拘置監の特に区別した場所を少年保護鑑別に充てることができる。但し、拘置監の区別した場所を充てた場合にはその場所には、少年法第3條第1項に掲げる罪を犯した少年であつて逃走の虞のあるものに限り、收容するものとする。



2 特別少年院の施設の收容能力が十分でないため、特に必要があるときは昭和 26 年 3 月 31 日までの間、少年を收容する監獄の特に区別した場所を特別少年院に充てることができる。

3 女子の医療少年院の施設が十分でないため、特に必要があるときは、前項の日までの間、男子の医療少年院を特に区分して、男女の別に従つて少年を收容することができる。

第22條 第 10 條及び第 13 條第 3 項の規定により矯正保護管区長の行う職種は、矯正保護管区の設置に至るまで、法務総裁がこれを行う。

□ 少年院及び少年保護鑑別所組織規程 (昭和24年6月1日  
法務府令第 5 号)

改正 昭和24年7月16日 法務府令第 30 号  
同 年11月21日 法務府令第 95 号  
昭和25年1月14日 法務府令第 2 号  
同 年4月10日 法務府令第 29 号  
同 年4月15日 法務府令第 33 号  
同 年12月28日 法務府令第 154 号

第 1 條 法務府設置法 (昭和 22 年法律第 193 号) 第 13 條の 4 第 3 項の規定による少年院及び少年保護鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称位置及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第 2 條 少年院に院長を少年保護鑑別所に所長を置く。

2 院長又は所長は、法務府の職員のうちから法務総裁が任命する。

3 院長又は所長は、法務総裁の指揮監督を受け、院務又は所務を掌理し所属の職員を指揮監督する。

第 3 條 少年院に庶務課、教務課、分類保護課及び医務課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 2 人事に関する事項
- 3 経理に関する事項
- 4 統計報告に関する事項
- 5 給養に関する事項
- 6 領置金品に関する事項
- 7 他の課の所掌に属しない事項

3 教務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 教科指導に関する事項
- 2 職業補導に関する事項
- 3 体育その他レクリエーションに関する事項
- 4 生活補導に関する事項
- 5 保安に関する

る事項

4 分類保護課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 個性及び環境の調査並びに分類に関する事項
- 2 入院、退院及び仮退院に関する事項
- 3 処遇審査会に関する事項

5 医務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 心身の保健指導に関する事項
- 2 健康診査及び防疫に関する事項
- 3 医療及び看護に関する事項
- 4 養護者の生活指導に関する事項
- 5 薬剤及び医用器材に関する事項

第 4 條 少年保護鑑別所に庶務課、観護課及び鑑別課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 2 人事に関する事項
- 3 経理に関する事項
- 4 統計報告に関する事項
- 5 給養に関する事項
- 6 領置金品に関する事項
- 7 他の課の所掌に属しない事項

3 観護課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 入所及び退所に関する事項
- 2 身柄の確保及び同行に関する事項
- 3 処遇に関する事項
- 4 行動観察に関する事項
- 5 面会及び通信に関する事項

4 鑑別課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 鑑別に必要な科学的検査に関する事項
- 2 鑑別に必要な資料の収集に関する事項
- 3 鑑別に必要な処遇の指定及び変更に関する事項
- 4 鑑別結果に基く判定、通知及び勧告に関する事項
- 5 医療及び保健衛生に関する事項
- 6 薬剤に関する事項
- 7 その他医務に関する事項

第 4 條の 2 東京少年保護鑑別所、横浜少年保護鑑別所、大阪少年保護鑑別所、京都少年保護鑑別所、神戸少年保護鑑別所、名古屋少年保護鑑別所、広島少年保護鑑別所、福岡少年保護鑑別所、仙台少年保護鑑別所、札幌少年保護鑑別所及び高松少年保護鑑別所に、前條に掲げる三課の外、医務課を置く。

2 前項の少年保護鑑別所の鑑別課においては、前條第 4 項第 1 号から第 4 号までの事務を、医務課においては、同項第 5 号から第 7 号までの事務をつかさどる。



第5條及び第6條 削除

第7條 各課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第8條 少年院の分院及び少年保護鑑別所の名称及び位置は、それぞれ別表第1及び第2のとおりとする。

2 分院に分院長を、分所に分所長を置く。

3 分院長又は分所長は、院長又は所長の指揮監督を受けて、分院又は分所の事務を分掌する。

第9條 院長又は所長は、この規程に定めるものの外、矯正保護管区長の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

附 則

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 昭和24年法務庁告示第2号は、廃止する。

附 則 (昭和25年12月28日法務府令第154号)

この府令は、昭和26年1月1日から施行する。

別表第1及び第2省略

ハ 少年院及び少年保護鑑別所の数

少年院	分院	少年保護鑑別所	分所	合計
28	26	49	1	104

ニ 少年院の名称及び所在地 (分院を含む)

( ) 内の数字は1950年12月31日現在の收容人員

多摩少年院(男)	251	東京都南多摩郡由井村
東京少年院(男)	101	東京都渋谷区代々木大山町
浦和学院(男)	26	浦和市原山新田
秩父学院(男)	26	埼玉県大里郡寄居町
水府学院(男)	62	茨城県東茨城郡川根村
愛光女子学園(女)	92	東京都北多摩郡狛江村
関東医療少年院(男女)	99	東京都北多摩郡府中町貫井前
千葉星華学院(男)	115	千葉県香取郡多古町
印旛少年院(男)	158	千葉県印旛郡船穂村
八街少年院(男)	86	千葉県印旛郡八街町滝台
茨城農芸学園(男)	151	茨城県稲敷郡奥野村
榛名少年院(男)	191	群馬県勢多郡大胡町
東海農芸学院(男)	105	静岡県安部郡美和村
有明高原寮(男)	64	長野県南安曇郡有明村
長野知行塾(男未收容)		長野県箱清水
上田清修寮(女)	25	上田市中の條
新潟少年学院(男)	114	新潟県古志郡栖吉村
浪速少年院(男)	214	茨木市郡山
河陽学舎(男)	46	大阪府南河内郡古市町
共善学舎(男)	51	大阪府泉南郡下壯村
至誠院(男)	27	大阪府泉南郡田尻村嘉祥寺762
交野女子学院(女)	106	大阪府北河内郡交野町大字倉治
宇治少年院(男)	81	京都府宇治郡東宇治町五ヶ庄
京都少年療護院(男女)	155	京都府宇治郡東宇治町
神戸再度山学院(男)	74	神戸市生田区神戸港
鈴蘭台学園(男)	61	神戸市兵庫区山田町
加古川学園(男)	56	兵庫県加古郡八幡村
瀬戸少年院(男)	183	瀬戸市東山町



明德少女苑(女)	64	愛知県愛知郡天白村
豊浦少年療養所(男女)	31	愛知県知多郡豊浜町
三重少年学院(男)	51	津市大谷町
各務農芸学院(男)	58	岐阜県稲敷郡各務村
湖南学院(男)	53	金沢市東蚊爪町ウ60
富山少年学院(男)	66	富山県上新川郡福沢村
豊ヶ岡農工学院(男)	131	愛知県愛知郡豊明村
広島少年院(男)	296	広島県賀茂郡原村
貴船原少女苑(女)	48	広島県佐伯郡観音村
美保少年院(男)	122	鳥取県西伯郡大篠津村
古志原学院(男未收容)		鳥取県八束郡大庭村
福岡少年院(男)	254	福岡市老司町
筑紫少女苑(女)	69	福岡市屋形原
貞志寮(男)	55	大分県中津市大幡
佐世保臨海寮(男)	130	佐世保市大塔町笠の鼻
人吉農芸学院(男)	127	熊本県球磨郡木上村
東北少年院(男)	192	仙台市長町二ツ沢22
青海寮(男)	65	石巻市門脇字村境44—2
置賜学院(男)	44	山形県東置賜郡上郷村
秋田仙北寮(男)	18	秋田県仙北郡大曲町
青葉女子学院(女)	20	仙台市北六番町301
北海少年院(男)	180	北海道千歳郡千歳町
紫明寮(女)	49	北海道空知郡歌志内町字文珠
北光園(男)	19	北海道紋別郡生田原村
四国少年院(男)	219	香川県仲多度郡善通寺
丸亀少女の家(女)	39	丸亀市旧城内

刑務所に附設の特別少年院 809

総計	}	男	5,046
		女	729
		計	5,775

ホ 少年保護鑑別所の名称及び所在地 (分所を含む)

東京少年保護鑑別所	東京都練馬区練馬仲町
二葉女子学院	東京都葛飾区金町
横浜少年保護鑑別所	横浜市南区笹下町731
浦和	// 浦和市常盤町8—81
千葉	// 千葉市神明町363
水戸	// 水戸市西町二区666
宇都宮	// 栃木県河内郡姿川村大字鶴田574
前橋	// 前橋市岩神町914
静岡	// 静岡市小鹿1
甲府	// 甲府市東光寺町228
長野	// 長野市箱清水1899
新潟	// 新潟市川岸町1—53—2
大阪	// 大阪市都島区南通3—3
京都	// 京都市左京区吉田上阿達町37
神戸	// 神戸市生田区橋通り1—30
奈良	// 奈良市般若寺町3
大津	// 大津市膳所中ノ所町458
和歌山	// 和歌山市雑賀道
名古屋	// 名古屋市千種区北千種町
津	// 津市古河109—20
岐阜	// 岐阜市鷺山字中沫
福井	// 福井市経田町32—4
金沢	// 金沢市南広岡町8—18
富山	// 富山市太郎丸
広島	// 広島市字品町477
山口	// 山口市大字上字野令字清水
岡山	// 岡山市巖井中の二坪716
鳥取	// 鳥取市湯所町243
松江	// 松江市内中原町195



所名	少年保護鑑別所	所在地
福岡	少年保護鑑別所	福岡市長浜町2-22
佐賀	〃	佐賀市神野町750
長崎	〃	長崎市橋口町243
大分	〃	大分市新川東町1216
熊本	〃	熊本市京町1-14
鹿児島	〃	鹿児島市鴨池町唐湊1087
宮崎	〃	宮崎市鶴之島町3-31
仙台	〃	仙台市北六番丁301-4宮町東照宮前
福島	〃	福島市御山町17
山形	〃	山形市小白川町1204
盛岡	〃	盛岡市宿田後1
秋田	〃	秋田市八橋下八橋1-4
青森	〃	青森市柳町5
札幌	〃	札幌市南九條西18丁目
函館	〃	函館市梁川町6
旭川	〃	旭川市一條通り28丁目
釧路	〃	釧路市彌生町110
高松	〃	高松市藤塚町87-1
徳島	〃	徳島市福島本町3丁目
高知	〃	高知県長岡郡国府村国分682
松山	〃	松山市西立花町484

少年保護鑑別所現在人員調 (昭和25年12月31日現在)

所名	現在人員	所名	現在人員	所名	現在人員	
東京	94	和歌山	13	鹿児島	22	
(分所)二葉女子学院	29	名古屋	39	宮崎	19	
横浜	77	津	12	仙台	17	
浦和	24	岐阜	13	福島	24	
千葉	21	福井	12	山形	8	
水戸	18	金沢	9	盛岡	18	
宇都宮	40	富山	15	秋田	12	
前橋	27	広島	32	青森	6	
静岡	21	山口	29	札幌	18	
甲府	11	岡山	46	函館	14	
長野	6	鳥取	9	旭川	7	
新潟	26	松江	10	釧路	4	
大阪	116	福岡	40	高松	20	
京都	28	佐賀	20	徳島	11	
神戸	116	長崎	46	高知	9	
奈良	15	大分	17	松山	19	
大津	6	熊本	29	拘置監の1部を充てている施設	181	
総計					{	
					男	1,334
					女	143
					計	1,477



第四篇 外 局



# I 更生保護委員会

## 一 犯罪者予防更生法 (昭和24年5月31日 法律 第142号)

附 則

### 第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを、目的とする。

2 すべて国民は、前項の目的を達成するために、その地位と能力に応じ、それぞれ応分の寄与をするように努めなければならない。

(定 義)

第2条 この法律で「青少年」とは、14歳以上で23歳に満たない者をいい、「成人」とは23歳以上の者をいう。

### 第2章 更生保護委員会

#### 第1節 委員会の設置及び組織

(委員会の設置)

第3条 この法律の目的を達成するため国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定により、法務府の外局として、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)を置き、中央委員会の地方支分部局として、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会(以下それぞれ「地方少年委員会」又は「地方成人委員会」という。)を置く。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表による。

(中央委員会の組織)

第4条 中央委員会は、委員5人で組織する。

2 前項の委員は、両議院の同意を経て、法務総裁が任命する。

3 中央委員会に、委員長1人を置く。委員長は、委員の中から法務総裁が命ずる。

(委員の資格)

第5条 中央委員会の委員は、特にその職務を遂行するに適當な教養、経験、学識及び人格を有する者でなければならない。

2 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その



他の団体に加入している者は、中央委員会の委員となることができない。

- 3 中央委員会の委員は、その中の三人以上が、同一政党に属する者となることとなつてはならない。

(委員の任期及び服務)

第 6 條 中央委員会の委員の任期は、5年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

- 3 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 3 章第 7 節(服務)の規定は、中央委員会の委員に準用する。

(委員の解任)

第 7 條 中央委員会の委員が、第 5 條第 2 項の規定に該当するに至つた場合には、法務総裁は、その委員を解任しなければならない。

- 2 中央委員会の委員の一人が、在任中に新たに政党に所属し、又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に 3 人以上の委員が属することとなつた場合には、法務総裁は、その委員を解任する。

- 3 中央委員会の委員の 2 人以上が、同時に新たに政党に所属し又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に 3 人以上の委員が属することとなつた場合には、法務総裁は、その政党に属する委員が 2 人になるまで、新たにその政党に属するに至つた委員のうち相当と認める者を解任する。

- 4 中央委員会の委員が、心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくは委員たるにふさわしくない非行をしたと認める場合においては、法務総裁は、これを解任することができる。

- 5 中央委員会の委員は、弁明の機会のある審問を受け、且つ、有利な証拠を提出するに足る期間を与えられた後でなければ、解任されることはない。その解任は、両議院の同意を経なければならない。

(委員長の職務)

第 8 條 中央委員会の委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めておいた順序により、委員が代理する。

(議決その他)

第 9 條 中央委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 中央委員会がその権能として行うことのできる調査、審問又は審理は、委員会の指名により、いずれか 1 人の委員で行うことができる。

- 4 前項の指名を受け、調査、審問又は審理を行つた委員は、その調査、審問又は審理の結果を、意見をつけて、委員会に報告しなければならない。

(地方委員会の組織)

第 10 條 各地方少年委員会及び各地方成人委員会は、委員 3 人で組織する。

- 2 前項の委員(以下「地方委員」という。)は、人事院の定めるところにより、法務総裁が選考し、且つ、任命する。

- 3 各地方少年委員会及び各地方成人委員会に、それぞれ委員長 1 人を置く。委員長は、地方委員の中から法務総裁が命ずる。

(地方委員の資格)

第 11 條 第 5 條第 1 項及び第 2 項の規定は、地方委員に準用する。

- 2 地方委員は、各委員会につき、2 人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない。

(地方委員の任期)

第 12 條 第 6 條第 1 項及び第 2 項の規定は、地方委員に準用する。

(地方委員の解任)

第 13 條 法務総裁は、各地方少年委員会及び各地方成人委員会について、地方委員の 1 人が在任中に新たに政党に所属し、又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に 2 人以上の地方委員会が属することとなつた場合には、その委員を解任する。

- 2 法務総裁は、各地方少年委員会及び各地方成人委員会について、2 人以上の地方委員が、同時に新たに政党に所属し又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に 2 人以上の地方委員が属することとなつた場合には、その政党に属する地方委員が 1 人になるまで、新たにその政党に属するに至つた地方委員のうち相当と認める者を解任する。

(地方の委員長の職務)

第 14 條 各地方少年委員会及び各地方成人委員会の委員長は、中央委員会の委員長の指揮監督を受けて会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 前項の委員長の職務は、委員長に事故があるときは、中央委員会の委員長があら



かじめ定めておいた順序により、各委員会の地方委員が代理する。

(議決その他)

第15条 第9条の規定は、地方少年委員会及び地方成人委員会に準用する。

#### 第2節 委員会の権限

(中央委員会の権限)

第16条 中央委員会は、左の事項について権限を有し、その権限に属する事務をつかさどる。但し、第4号に掲げる事項は、この委員会の専権に属するものではない。

- 1 この法律で定める保護観察の制定を管理し、保護観察の実施に関する一般方針を策定し、保護観察制度の改善について調査研究を行うこと。
  - 2 仮出獄、仮出場及び仮退院の制度を、この法律及び他の法律で定められた制限の範囲内で管理し、その実施に関する一般方針を策定し、これらの制度の改善について調査研究を行うこと。
  - 3 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の実施並びにこれらに関する制度の改善について、調査研究を行い、これらの事項について、法務総裁に報告し、申出をすること。
  - 4 犯罪の予防に関する適当な計画を樹立し、犯罪の予防を目的とする諸活動の発達を促進し、援助すること。
  - 5 地方少年委員会及び地方成人委員会の運営を指導し、監督すること。
  - 6 地方少年委員会及び地方成人委員会のなした処分につき、この法律の定めるところにより、審査を行い、決定をなすこと。
  - 7 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の人事、組織及び予算に関する事項を、この法律及び他の法律の制限の範囲内で管理すること。
  - 8 犯罪者の素質、人格、行状、環境、教化、補導その他犯罪者の改善及び更生を図るため必要な事項について、科学的な調査研究を行うこと。
  - 9 犯罪者の改善及び更生に関する業務に従事し、又は従事しようとする者を養成し、訓練すること。
  - 10 その他この法律及び他の法律により中央委員会の権限に属せしめられた事項。
- 2 中央委員会は、国家行政組織法第13条の規定に従い、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の内部規律並びに保護観察、仮出獄、仮出場、仮退院、恩赦の申出及び処分の審査に関する事件の処理手続に関する事項について、規則を定めることができる。
- 3 中央委員会は、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の業績について、

法務総裁を経て、内閣に年報を提出しなければならない。

- 4 中央委員会は、第1項第4号及び第8号に掲げる調査研究の成果及び樹立した計画については、これを関係行政官庁、地方公共団体、学校、病院その他公私の機関の利用に供さなければならない。
- 5 中央委員会は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、法務総裁を経て関係各大臣に対し、又はその他の行政官庁及び地方公共団体に対し、意見を述べ、又は勧告をすることができる。

(地方委員会の権限)

第17条 地方少年委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。

- 一 青少年について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。
  - 二 青少年について、法令の定めるところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。
  - 三 その他この法律及び他の法律により地方少年委員会の権限に属せしめられた事項。
- 2 地方成人委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。
- 一 成人について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。
  - 二 成人について、法令の定めるところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。
  - 三 その他この法律及び他の法律により地方成人委員会の権限に属せしめられた事項。
- 3 地方少年委員会は青少年について、地方成人委員会は成人について、それぞれ、刑法(明治40年法律第45号)第28条及び第30条にいう行政官庁として、仮出獄及び仮退院を許し、及び仮出獄を取り消し、並びに仮出場を許す権限を有する。
- 4 地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、犯罪者の更生を図るため、世論を啓発指導し、社会環境を改善し、犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長することに、努めなければならない。

(協力の要請)

第18条 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限を完全に行うため、公務所、地方公共団体、学校、病院、公共の衛生福祉機関又はその他の団体に対して、必要な援助及び協力を求めることができる。

(保護司)

第19条 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察官で充分でないときは、



保護司をして、それぞれ、その指揮監督のもとに、その委員会の権限に属する事項に関する事務に従事させることができる。

### 第3節 事務部局及びその職員

(中央委員会の事務部局)

第20条 中央委員会に、その所掌事務を遂行するため、国家行政組織法第7条第4項の規定に従い、事務局を置き、事務局に左の三部を置く。

総務部

少年部

成人部

2 総務部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 人事、会計及び庶務に関する事務

二 恩赦の実施並びに恩赦、仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察に関する制度の調査審議に関する事務

三 犯罪の予防及び犯罪者の改善更生に関する基礎資料及び方法の科学的な調査研究に関する事務

3 少年部においては、青少年の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。

4 成人部においては、成人の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。

5 第1項の各部には、課を置くことができる。課の設置及び所掌事務の範囲は、委員長が定める。

(地方少年委員会の事務部局)

第21条 地方少年委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方少年委員会に、その事務部局として地方少年保護事務局を置き、地方少年保護事務局の事務を分掌させるため、各家庭裁判所の所在地に少年保護観察所を置く。

2 地方少年保護事務局及び少年保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。

3 中央委員会は、必要があると認めるときは、家庭裁判所の支部の所在地に、少年保護観察所の支部を置くことができる。

(地方成人委員会の事務部局)

第22条 地方成人委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方成人委員会に、その事務部局として地方成人保護事務局を置き、地方成人保護事

務局の事務を分掌させるため、各地方裁判所の所在地に成人保護観察所を置く。

2 地方成人保護事務局及び成人保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。

3 中央委員会は、必要があると認めるときは、地方裁判所の支部の所在地に、成人保護観察所の支部を置くことができる。

(職員)

第23条 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の事務部局に、事務官、調査官、保護観察官及びその他所要の補助職員を置く。

2 事務官は、上官の命を受けて、一般の事務に従事する。

3 調査官は、上官の命を受けて、科学的調査研究に従事する。

4 保護観察官は、上官の命を受けて、保護観察、人格考査及び地方少年委員会又は地方成人委員会の権限に属する事項に関するその他の事務に従事する。

5 第1項に掲げる職員の定員は、別に法律で定める。

(職員の任用)

第24条 前条第1項の職員は、国家公務員法の規定により任用する。

2 人事院がその資格要件を定めるまでは、調査官は、刑事学、医学、心理学、社会学その他犯罪者の改善及び更生に関係のある科学について相当な専門的知識をもつ者の中から、保護観察官は、犯罪者の矯正及び更生に関する事務、社会事業若しくは教育について相当な経験をもつ者又は経験及び教養においてこれに相当する者の中から、任命しなければならない。

(中央事務局の長)

第25条 中央委員会の事務局に事務局長を置く。事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2 各部に部長を置く。部長は、事務局長の指揮監督を受けて、それぞれ部務を掌理する。

(地方の少年事務部局の長)

第26条 各地方少年保護事務局に事務局長を置く。事務局長は、当該地方少年委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方少年保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2 各少年保護観察所に所長を置く。所長は、地方少年保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、少年保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。



(地方の成人事務部局の長)

第 27 條 各地方成人保護事務部に事務局長を置く。事務局長は、当該地方成人委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方成人保護事務部の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2 各成人保護観察所に所長を置く。所長は、地方成人保護事務部の事務局長の指揮監督を受けて、成人保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

### 第3章 更生の措置

#### 第1節 仮 釈 放

(施設の長の通告義務)

第 28 條 監獄の長は、受刑者が刑法第28條又は少年法(昭和23年法律第168号)第58條に掲げる期間を経過したときは、中央委員会の定める規則に従い、これを地方少年委員会又は地方成人委員会に通告しなければならない。少年院の在院者が在院六月に及んだとき、少年院の長についても同様とする。

(仮釈放の審理)

第 29 條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、受刑者又は労役場に留置中の者について監獄の長から、在院者について少年院の長から、仮出獄、仮出場又は仮退院の申請があつた場合には、仮出獄、仮出場又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため、委員を指名して、審理を行わせなければならない。但し、その申請が方式に違反し、又は法律上の要件を欠くときは、審理を行わせないで、決定をもつて、これを却下することができる。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前條の規定による通告があつた者については、前項の申請がない場合においても、仮出獄又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため、委員を指名して、審理を行わせることができる。この場合には、あらかじめ、監獄の長又は少年院の長の意見を求めなければならない。

3 前2項の審理は、本人の人格、在監在院中の行状、職業の知識、入監入院前の生活方法、家族関係その他の関係事項を調査して、行うものとする。

(面接)

第 30 條 前條の規定により仮出獄又は仮退院の許可についての審理を行う委員は、みづから本人に面接し、本人の收容されている施設の長又はその他の職員をこれに立ち合わせ、その意見を聞かなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

(仮釈放の処分)

第 31 條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第 29 條第1項の審理の結果にもとづき、仮出獄、仮出場又は仮退院を不相当と認めるときは、決定をもつて、同項の申請を棄却しなければならない。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第 29 條第1項又は第2項の審理の結果にもとづき、仮出獄、仮出場又は仮退院を相当と認めるときは決定をもつて、これを許さなければならない。

3 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前項の規定により仮出獄又は仮退院を許すときは、同時に、中央委員会の規則の定める範囲内で、その者が仮出獄又は仮退院の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

(遵守事項の指示)

第 32 條 監獄又は少年院の長は、前條第2項の決定(仮出場を許す決定を除く。)により受刑者又は在院者を釈放するときは、本人に対し、書面で、仮出獄又は仮退院の期間及びその期間中遵守すべき事項を指示し、且つ、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。

2 前條第3項但書の規定は、前項の場合に準用する。

#### 第2節 保 護 観 察

(保護観察の対象及び期間)

第 33 條 左に掲げる者は、中央委員会の監督の下で、保護観察に付する。

一 少年法第 24 條第1項第1号の保護処分を受けた者

二 少年院からの仮退院を許されている者

三 仮出獄を許されている者

四 18 歳に満たないとき、懲役者は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者

2 前項の規定は、保護観察の期間が、言い渡された期間、大赦、特赦若しくは刑の執行の免除の日、減刑により短縮された期間又は少年法第 59 條第1項、第2項若しくはこの法律の第 48 條第1項の規定によつて定められた刑の終期の経過後まで及ぶものと解してはならない。

3 第1項第1号に掲げる者の保護観察の期間は、本人が20歳に達するまでとする。但し、本人が20歳に達するまでに2年に満たない場合には、その者の保護観察の期間は、2年とする。



4 前項の保護観察は、その期間中であつても、必要がないと認められるときは、停止し、又は解除することができる。

(保護観察の目的及び遵守事項)

第34条 保護観察は、保護観察に付されている者を、第2項に規定する事項を遵守するように指導監督し、及びその者に本来自助の責任があることを認めてこれを補導援護することによつて、その改善及び更正を図ることを目的とする。

2 保護観察に付されている者は、第31条第3項若しくは第38条第1項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項のほか、左に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 一定の住所に居住し、正業に従事すること。
- 二 善行を保持すること。
- 三 犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないこと。
- 四 住居を転じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること。

(指導監督の方法)

第35条 保護観察において行う指導監督は、左に掲げる方法による。

- 一 保護観察に付されている者と適当に接触を保ち、つねにその行状を見守ること。
- 二 保護観察に付されている者に対し、前条第2項に規定する事項を遵守させるため、必要且つ適切と認められる指示を与えること。
- 三 その他本人が社会の順良な一員となるように必要な措置を採ること。

(補導援護の方法)

第36条 保護観察において行う補導援護は、左に掲げる方法による。

- 一 教養訓練の手段を助けること。
- 二 医療及び保養を得ることを助けること。
- 三 宿所を得ることを助けること。
- 四 職業を補導し、就職を助けること。
- 五 環境を改善し、調整すること。
- 六 更生を遂げるため適切と思われる所への帰住を助けること。
- 七 その他本人の更生を完成させるために必要な措置を採ること。

2 前項の補導援護は、保護観察の目的を達成するために必要と認められる程度を越えて行うことはできず、又、同項第5号の措置は、本人の家族に対しては、その承諾がなければ行うことができない。

(保護観察をつかさどる機関)

第37条 保護観察は、保護観察に付されている者の住居地(住居が定まらないときは、現在地とする。)を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会をつかさどる。

2 地方少年委員会は、保護観察に付されている者が23歳に達した場合において、その者の保護観察を地方成人委員会に移送することが保護観察の目的に適合しないと認めるときは、決定をもつて、一年を越えない期間を限り、その移送をしないことができる。この場合においては、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、その者の保護観察は、その期間、その地方少年委員会をつかさどるものとする。

(遵守事項の特定及び指示)

第38条 少年法第24条第1項第1号の保護処分があつたときは、その処分を受けた者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、決定をもつて、中央委員会の規則の定める範囲内で、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

2 地方少年委員会は、前項の決定をしたときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。

3 第31条第3項但書の規定は、前2項の場合に準用する。

(実行機関)

第39条 保護観察において行う指導監督及び補導援護は、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

(応急の救護)

第40条 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察に付されている者が、負傷若しくは疾病のため又は適当な仮泊所、住居若しくは職業がないため、更生を妨げられる虞がある場合には、その者が公共の衛生福祉その他の施設から医療、食事、宿泊、職業その他必要な救護を得るように、これを援護しなければならない。これらの施設は、その施設について定められた規則及び責任の範囲内で、利用されなければならない。

2 必要と思われる応急の救護が、前項の規定により得られない場合には、地方少年委員会又は地方成人委員会は、その救護を行い、これに必要な費用を予算の範囲内で支払うものとする。

(呼出、調査、質問)

第41条 地方少年委員会及び地方成人委員会は、いつまでも、保護観察に付されて



いる者を呼び出し、質問することができる。

- 2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察のため必要と認めるときは、保護観察官又は保護司をして、関係人について、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 保護観察官又は保護司が前項の規定により調査質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(家庭裁判所への通告等)

- 第 42 條 地方少年委員会は、少年法第 24 條第 1 項第 1 号の保護処分を受けた者について、新たに同法第 3 條第 1 項第 3 号に掲げる事由があると認めるときは、本人が 20 歳以上である場合においても、家庭裁判所に通告することができる。
- 2 前項の規定により地方少年委員会の通告があつたときは、その通告された者は、少年法第 2 條第 1 項の規定にかかわらず同法の少年とみなして、同法第 2 章の規定を適用する。
- 3 家庭裁判所は、前項の少年に対して少年法第 24 條第 1 項第 1 号又は第 3 号の保護処分をするときは、保護処分の決定と同時に、本人が 23 歳を越えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に收容する期間を定めなければならない。
- 4 前項の規定により保護観察の期間が定められた者については、第 33 條第 3 項の規定は適用しない。

### 第 3 節 保護観察の終了等

(仮退院者に対する措置)

- 第 43 條 23 歳に満たない仮退院中の者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたとき、又は遵守しない虞があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、その者を送致した裁判所に対し、本人が 23 歳に達するまで、一定の期間、これを少年院に戻して收容すべき旨の決定の申請をすることができる。その裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものとし、その審理については、少年院法(昭和 23 年法律第 169 号)第 11 條第 3 項の例による。
- 2 23 歳以上の仮退院中の者について、少年院法第 11 條第 5 項の事由があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方成人委員会は、その者を送致した裁判所に対し、本人が 26 歳に達するまで、精神に著しい故障がある間、これを医療少年院に戻して收容すべき旨の決定の申請をすることができる。その裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものとし、その審理については、少年院法第 11 條第 3 項の例による。

(仮出獄の取消)

- 第 44 條 仮出獄の取消は、本人の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会が、決定をもつて、するものとする。
- 2 遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする仮出獄の取消の決定は、審理を経た後にしなければならない。
- 3 刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)中收監に関する規定は、仮出獄を取り消された者の收監について、適用があるものとする。

(仮出獄の停止)

- 第 45 條 仮出獄中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足る十分な理由があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、仮出獄を停止する決定をすることができる。
- 2 前項の規定により仮出獄を停止する決定をした場合には、地方少年委員会又は地方成人委員会は、審理のため、裁判官のあらかじめ発する引致状により、その者を引致させることができる。
- 3 前項の引致状は、地方少年委員会又は地方成人委員会の請求によつて発する。
- 4 第 2 項の引致状による引致は、司法警察職員が行い、又は保護観察官が司法警察職員として行うものとする。
- 5 地方少年委員会又は地方成人委員会は、前項の規定により引致された者については、速かに審理を行い、引致後 10 日以内に、仮出獄を取り消す旨又は取り消さない旨の決定をしなければならない。
- 6 第 2 項の引致状により引致された者は、前項の期間中、監獄その他適当な施設に、留置することができる。但し、前項の期間中であつても留置の必要がないときは直ちにこれを釈放しなければならない。
- 7 仮出獄の停止の処分は、仮出獄を取り消す旨若しくは取り消さない旨の決定があつたとき、又は引致後第 5 項の期間を経過したときは、その効力を失う。
- 8 仮出獄の停止の処分を受けて引致された者が、仮出獄を取り消されたときは、停止の処分から引致までの期間は、刑期に算入しない。
- 9 第 6 項の規定により留置された日数は、刑期に算入する。
- 10 第 2 項の引致状については、引致の性質に反しない限り、刑事訴訟法第 200 條、第 201 條及び第 203 條第 1 項の規定を準用する。

(猶予の違反)

- 第 46 條 地方少年委員会は、刑の執行猶予の言渡を受けて保護観察に付されている



者について、猶予の言渡を取り消すべきものと認めるときは、その者の所在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検察官に、これを通告しなければならない。

(退院の許可)

第 47 條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、少年院の在院者については少年院の長から退院の申請があつた場合において、仮退院中の者についてはいつでも、在院中又は仮退院中の成績からみて、その退院を相当と認めるときは、決定をもつてこれを許さなければならない。

2 前項の規定により退院を許したときは、その証明書を本人に交付しなければならない。

(不定期刑の終了)

第 48 條 少年法第 2 條第 1 項及び第 2 項の規定により刑の言渡を受けた者につき仮出獄中にその刑の短期が経過した場合において、保護観察中の成績から見て相当と認めるときは、同法第 59 條第 2 項の規定にかかわらず、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、決定をもつて、刑の執行を受け終つたものとする事ができる。その者の刑の短期が、仮出獄前に経過した場合においても、同様とする。

2 少年法第 52 條第 1 項及び第 2 項の規定により刑の言渡を受け、その刑の短期が経過した在監者につき、監獄の長から刑の執行終了の申請があつた場合において、これを相当と認めるときは、青少年については地方少年委員会、成人については地方成人委員会は、決定をもつて、刑の執行を受け終つたものとしなければならない。

3 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前項の規定による決定をしたときは、申請をした監獄の長に、書面で、その旨を通知しなければならない。

4 第 2 項の規定による決定を受けた者の刑期は、前項の通知が監獄に達した日に終了したものとみなす。

5 第 1 項又は第 2 項の規定により、刑の執行を受け終つたものとする決定をしたときは、その旨の証明書を本人に交付しなければならない。

第 4 節 処分の審査

(審査の請求)

第 49 條 地方少年委員会又は地方成人委員会が決定をもつてなした処分について、不服のある者は、処分の日から 30 日以内に、中央委員会に対し、審査を請求する

ことができる。

2 審査の請求は、中央委員会の規則で定める方式に従い、文書をもつてしなければならない。

3 審査の請求は、処分の執行を停止する効力を有しない。

(審査の手続)

第 50 條 中央委員会は、審査の請求が、所定の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定をもつて、これを却下しなければならない。

2 中央委員会は、審査の請求を受けたときは、前項の場合を除くほか、速かに審査を開始しなければならない。

3 審査を開始したときは、中央委員会は、直ちにこれを、処分をした地方少年委員会又は地方成人委員会に通知し、且つ、関係の書類、記録及びこれに関する意見を遅滞なく提出させなければならない。

4 中央委員会は、審査を行う場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、当該処分の執行の停止を命ずることができる。

(審査にもとづく処分)

第 51 條 審査の請求が理由のないときは、中央委員会は、決定をもつて、これを棄却しなければならない。

2 審査の請求を相当とするときは、中央委員会は、決定をもつて、処分をした地方少年委員会又は地方成人委員会に対し、当該処分の取消又は変更を命じなければならない。

3 前 2 項の決定は、審査の請求を受理した日から 60 日以内に行わなければならない。

第 5 節 雑 則

(在監者及び在院者の環境調整)

第 52 條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、監獄又は少年院に收容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、保護観察官又は保護司に、その者の家族その他の関係者を訪問させ、その者の境遇その他環境の状態の調整について、相談させることができる。

(刑執行停止中の者の保護)

第 53 條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、刑事訴訟法第 480 條又は第 482 條の規定により刑の執行を停止されている者について、権察官の請求があるときは、その者に対し、適当と認める指導監督及び補導援護の措置を採ることができる。



2 第37条第1項、第39条及び第40条の規定は、前項の場合に準用する。

(恩赦の申出)

第54条 中央委員会は、法務総裁に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をする場合には、あらかじめ本人の性格、行状、違法の行為をする虞があるかどうか、本人に対する社会の感情その他関係のある事項について、調査をしなければならない。

2 在監中の者について、特赦、減刑又は刑の執行の免除の申出をする場合には、その者が社会の安寧福祉をおびやかすことなく釈放されるに適するかどうかを、考慮しなければならない。

(関係人の呼出)

第55条 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要があるときは、日時及び場所を指定して、関係人を呼び出し、審問をすることができる。

2 前項の呼出に応じない者に対しては、更にこれを呼び出すことができる。

3 前項の規定により再度の呼出を受けた者が、正当な理由がなくその呼出に応じないときは、五千円以下の過料に処する。

(費用の支給)

第56条 前条の規定による呼出に応じた者に対しては、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。但し、正当の理由がなく証言を拒んだ者に対しては、この限りでない。

(記録、意見書等の請求)

第57条 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要があると認めるときは、裁判所、検察官、監獄の長及び少年院の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。

(記録の保管)

第58条 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権に関してなした申出、仮出獄、仮出場、仮退院、退院及び保護観察に関してなした決定並びに第48条の規定によりなした決定については、政令の定めるところにより、その記録を保存しなければならない。

2 前項の記録は、閲覧を求めるときは、その閲覧に供さなければならない。但し、本人の更生を妨げ、又は関係人の名誉を傷つける虞があるときは、閲覧

を拒むことができる。

(黙秘権)

第59条 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会又は職員又は職員であつた者は、他の法律の規定により証人として尋問を受けた場合において、本人の更生を妨げる虞があると認めるときは、その職務上知り得た事実で他人の秘密に関するものに限り、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合を除く。)その他裁判所の規則で定める事由がある場合には、この限りでない。

(費用の徴収)

第60条 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第40条第2項(第53条第2項において準用する場合を含む。)の規定により支払つた費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による費用の徴収は、本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に囑託することができる。

3 政府は、前項の規定により、市町村長に対し費用の徴収を囑託した場合においては、その徴収金額の百分の四に相当する金額を、その市町村(特別区を含む。)に交付しなければならない。

附 則

この法律は、昭和24年7月1日から施行する。

別 表

地方少年委員会及び地方成人委員会の名称	地方少年委員会及び地方成人委員会の位置	地方少年委員会及び地方成人委員会の管轄区域
関東地方少年保護委員会 関東地方成人保護委員会	東 京 都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方少年保護委員会 近畿地方成人保護委員会	大 阪 市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方少年保護委員会 中部地方成人保護委員会	名 古 屋 市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方少年保護委員会 中国地方成人保護委員会	広 島 市	広島高等裁判所の管轄区域



地方少年委員会及び地方成人委員会の名称	地方少年委員会及び地方成人委員会の位置	地方少年委員会及び地方成人委員会の管轄区域
九州地方少年保護委員会 九州地方成人保護委員会	福岡市	福岡高等裁判所の管轄区域
東北地方少年保護委員会 東北地方成人保護委員会	仙台市	仙台高等裁判所の管轄区域
北海地方少年保護委員会 北海地方成人保護委員会	札幌市	札幌高等裁判所の管轄区域
四国地方少年保護委員会 四国地方成人保護委員会	高松市	高松高等裁判所の管轄区域

### 犯罪者予防更生法施行法 (昭和24年5月31日法律第143号)

第1条 中央更生保護委員会は、昭和25年3月31日までは、犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)第4条第1項の規定にかかわらず、委員3人で組織する。

2 犯罪者予防更生法施行後最初に任命される中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の委員の任期は、同法第6条第1項及び第12条の規定にかかわらず、各委員会について、3人のうち1人は2年、1人は3年、1人は4年とする。

3 前項に規定する各委員の任期は、法務総裁が定める。

第2条 昭和25年3月31日までは、犯罪者予防更生法第21条及び第22条の規定にかかわらず、家庭裁判所の所在地に、少年保護観察所に替えて他の少年保護観察所の支部を置き、地方裁判所の所在地に、成人保護観察所に替えて他の成人保護観察所の支部を置くことができる。

第3条 昭和25年3月31日までは、仮出獄又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするための審理を行うに当つて、やむを得ない事由があるときは、犯罪者予防更生法第30条の規定にかかわらず、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員は、本人に面接しないことができる。

2 前項の規定により委員が本人に面接しない場合においては、その委員は、本人が在監し、又は在院する監獄又は少年院の長に本人との面接を委嘱し、その面接の結

果を報告させなければならない。

第4条 この法律施行前、少年法(昭和23年法律第168号)第24条第1項第1号の保護処分(旧少年法〔大正11年法律第42号〕の規定により保護処分が付され、少年法第24条第1項第1号の保護処分を受けたものとみなされた場合を含む。)を受け、現に観察中の者及び矯正院又は少年院からの仮退院を許され、現に仮退院中の者は、犯罪者予防更生法の規定により保護観察に付されたものとみなす。

2 この法律施行の際、現に仮出獄中の者及びこの法律施行前、18歳に満たないとき、懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、現に猶予中の者についても、前項と同様とする。

第5条 監獄法(明治41年法律第28号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号中「刑事被告人及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」を「刑事被告人、引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」に改める。

第9条中「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」を「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」に改める。

第67条を次のように改める。

第67条 削除

第6条 恩赦法(昭和22年法律第20号)の一部を次のように改正する。

第12条中「検察官又は受刑者の在監する監獄の長の申出」を「中央更生保護委員会の申出」に改める。

第13条中「検察官に特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を送付し、これを本人に下付させなければならない」を「特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を本人に下付しなければならない」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

第15条 この法律の施行に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第7条 少年法の一部を次のように改正する。

第69条を削る。

第8条 少年院法(昭和23年法律第169号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項を削る。

第9条 少年審判所令(昭和23年政令第196号)は廃止する。

第10条 この法律施行の際、現に少年審判所の職員の職にある者(休職中のものを含む。)は、別に辞令を發せられないときは、少年審判官及び少年保護司は保護観



察官に、少年審判所書記は法務府事務官に、同級及び同俸給をもつて（休職中のものは休職のまま）それぞれ任ぜられたものとする。

2 前項の規定による任命は、臨時のものであつて、昭和24年8月31日限り、その効力を失うものとする。

第11條 特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和23年法律第268号）の一部を次のように改正する。

第1條第13号の3の次に次の1号を加える。

13の4 中央更生保護委員会の委員

第2條第1項及び第7條中「第13号の3」を「第13号の4」に改める。

別表中「全国選挙管理委員会委員」を「<sup>全国選挙管理委員会委員</sup>  
中央更生保護委員会委員」に改める。

#### 附 則

この法律は、犯罪予防更生法（昭和24年法律第142号）施行の日（昭和24年7月1日）から施行する。

## 二 運 營

### A. 目 的

1. 犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もつて社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進する。
2. 昭和25年の主たる業務目標は所管各庁の執務態勢を整備、強化し、保護観察制度の強化、拡充を図るほか特に次の事項に重点を置く。

(a) 犯罪者予防更生法第19條の規定により地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の権限に属する事項に関する事務に従事する保護司について、これに適用すべき各般の基準を定め、同法の円滑な実施を期するため立法措置を講ずる。

(b) 犯罪者予防更生法の適用を受けない。

- (1) 懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行を終つた者 (2) 懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行の免除を得た者 (3) 18歳以上で懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者 (4) 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者が刑事上の手続き

による身体の拘束を解かれた後、再び罪を犯す危険を防止するため、これに対する緊急適切な保護に遺漏なきを期し、又この保護に関する事業の健全な育成発達を図ることを目的とする立法措置を講ずる。

### B. 業務の実施状況

#### 中央更生保護委員会

本年は前年に引き続き所管各庁の執務態勢の整備並びに保護観察及び輔導援護態勢の強化、拡充を図つたのであるが、特に掲記すべき事項として次の三つがある。

#### (1) 更生緊急保護法（昭和25年5月25日）の制定

この法律は、(1) 懲役、禁こ又は拘留につき、刑の執行を終つた者、(2) 懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行の免除を得た者 (3) 8歳以上で懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者 (4) 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、更に罪を犯す危険を防止するため、これに対する緊急適切な更生保護に遺漏なきを期し、あわせて犯罪者予防更生法第40條の規定による保護観察中の者に対する応急の救護を円滑に実施すると共に、更生保護に関する事業の健全な育成発達を図ることを目的としている。この法律では前述した対象者が、親族・縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療・宿泊・職業その他の保護を受けることができない場合、又これらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認められる場合に、これに対し帰住をあつ旋し、金品を給与し、若しくは貸与する等の一時保護、又は一定の施設に收容して、宿泊所を供与し、必要な教養・訓練・医療・保養若しくは就職を助け、環境の改善調整を図る等の継続保護を行うことにより本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、もつて速かなる更生を保護すること（更生保護）となつている。この更生保護を行う事業及びその指導・連絡又は助成をする事業を更生保護事業と云い、これを営もうとするものは、国及び地方公共団体を除いて更生緊急保護法第5條第1項の規定により中央委員会の認可を受けなければならない



ことになっている。

前述の更生保護は、対象者の更生に必要な限度で、国の責任において行うものであり、その具体的な措置としては、23歳未満の者に対しては、少年保護観察所長が、23歳以上の者に対しては、成人保護観察所長がそれぞれ、中央更生保護委員会及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、自ら行い、又は地方公共団体若しくは更生保護会に委託して行うのである。この更生保護は、本人が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後6月をこえない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものである。

なお更生保護会の設立及び廃止については、国の認可をうけることを要し、又その経営につき国の監督をうけることとなっている。本年度における更生保護会の設立及び廃止の認可状況は別表の通りである。

(2) 保護司法（昭和25年5月25日法律第204号）の制定。

この法律は、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の権限に属する事項に関する事務に従事する保護司について、これに通用すべき各般の基準を定め、もつて同法の円滑な実施を期することを目的としている。この法律によると、保護司は中央更生保護委員会が、都道府県の区域を分けて定める区域（保護区）におかれるのであり、その定数は、全国を通じて52,500人をこえないこととなっている。保護司の委嘱は、次のすべての条件を具備する者のうちから中央更生保護委員会委員長が行うことを原則としている。

- (1) 犯罪者の更生保護に深き理解と熱意とを有する学識経験者 (2) 人格行動において社会的信望を有する者 (3) 犯罪者の補導のため必要な活動をする熱意と時間的余裕を有する者 (4) 生活が安定している者 (5) 健康で活動力を有する者。

この委嘱の具体的手続としては少年保護観察所長及び成人保護観察所長が推せんした者のうちから保護司選考会の意見をきいて行われるのであり、その保護司選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手続については、中央更生保護委員会の規則で定められているのである。保護司の法的性格は非常勤で、無給の、政治活動の制限を受けず、他に職業

を持つて良い一般職の国家公務員であり、その任期は2年である。而して、その主要な任務は、保護観察官と協力して、保護観察に付されている者の指導監督及び補導援護を行うことであるが、一般の生活困窮者の生活保護等の場合と異り、犯罪者の更生保護を完うするためには、保護司は、単に保護対象者の行状を監督して遵守事項の違反その他不法行為の有無を監視するのみでなく、絶えず保護対象者と適切な接触を保ち、懇切な相談相手となつて、その教養訓練を助け、医療・就職を援助し、環境の改善を図る等本人の生活全般に亘つて補導援助を行わなければならないのであるから、保護司は、特に崇高な人間愛と没我的奉仕の精神に富み而も一生涯に及ぶ倦むことなき忍耐力の持主であることが要求される。なお、本年12月末日現在における保護司の定員及び充足状況は別表の通りである。

(3) 戦犯仮出所者の保護監督

本年度において、新たに行うことになつた業務として宣誓仮出所した戦争犯罪人に対する保護監督がある。これについての状況を説明すると次の通りである。即ち、先ず連合国最高司令官総司令部1950年3月7日回章第5号「戦争犯罪人に対する恩典附与」に拠つて、連合国総司令部に宣誓仮出所委員会が設置され、日本において服役する戦争犯罪人の仮出所が、同委員会で審査の上、最高司令官の決定によつて実現されることになつた。次いで1950年3月18日附連合国最高司令官総司令部法務局長から法務総裁宛の書簡により、仮出所の恩典に浴する戦争犯罪人を保護監督するため、現行日本の保護観察制度を活用することになり、同年4月26日宣誓仮出所委員会と日本側関係官庁との間に協議が行われ、戦犯仮出所者の保護監督については、専ら中央更生保護委員会が、これに当ることになつたのである。

宣誓仮出所者保護監督に当つては、宣誓仮出所の条件を堅く遵守せしめることは勿論であるが、更に住居の変更、同居家族の移動及び生活設計等の変更をする場合も、其の変更が仮出所を許可した趣旨に合うか否かその都度、事前に承認を求めなければならないことになっている。これらの条件違反は当然仮出所を取消されることになっているが、保護監



督開始以來違反者は1人もない。

昭和25年5月9日始めて6名の戦犯仮出所が許可されたが、以來同年中における仮出所の状況は別表の通りである。

宣誓仮出所者の保護監督の外、中央更生保護委員会は1950年4月26日の協議により、戦犯受刑者の緊急短期仮出所(1日乃至3日)について、仮出所期間の保護監督を行うことになった。昭和25年中に行われた緊急短期仮出所は東京都内の24時間出所が1名、1回のみである。

戦犯受刑者が仮出所許可申請を宣誓仮出所委員会に提出した場合、同委員会はその審査に当り、必要に応じて本人の帰住予定地における環境の調査を中央更生保護委員会に命ぜられることがある。昭和25年中に命ぜられた環境の調査は福島県1件、岩手県1件の計2件である。

この間2月20日及び21日の両日に互り、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の委員並びに事務局長の事務打合会を開催したが、この会議においては、保護観察の運用及び仮出獄、仮退院の審査並びに応急救護の方法その他各地方委員会において犯罪者予防更生制度の運用上当面している諸問題につき協議を行い、犯罪予防対策の確立を期したのである。次いで5月12日、13日の両日に互り、地方少年保護委員会委員及び地方成人保護委員会委員並びに同事務局長の事務打合会を開催したのであるが、この会議において更生緊急保護法及び保護司法施行準備並びに戦犯釈放者の保護観察に関して協議したのである。又、6月13日より3日間に互つて地方少年保護事務局長、並びに保護観察所長会同を開催したのであるが、この会同においては、保護司制度の運用並びに更生保護の措置に遺漏なきを期し、あわせて犯罪者予防更生法の円滑適正な運用及び戦争犯罪人の保護観察その他につき諸般の訓示、指示を与えると共に各庁の業務運営上の諸問題について協議したのである。更に11月14日より18日までの5日間及び11月21日より25日までの5日間に互り、地方少年、成人保護事務局観察指導部長、並びに少年・成人保護観察所観察課長の研修をそれぞれ実施したのであるが、この研修においては保護観察の実務担当者としての必要な知識の修得、ケース研究、そ

の他対象者の個別指導に必要な事項に関する基本的訓練を行い、保護観察の科学化を期したのである。その他犯罪予防に関する諸問題については社会の各方面に呼びかけて活潑な運動を展開し、保護思想の普及徹底に努めたのであるが、就中内閣に設置された「青少年問題対策協議会」の活動に対しては、管下の諸機関を動員して全面的にこれに協力し、「青少年の保護育成運動」には卒先して積極的な活動を行い、関係諸官庁並びに民間諸団体と協力して青少年不良化の防止に努めたのである。

地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の主要なる任務は、仮出獄、仮退院及び仮出場の制度を公正妥当に実施し、それぞれ、少年保護観察所及び成人保護観察所を指導監督して、保護観察を適正に実施せしめることであるが、昭和25年中に取扱つた事件の一斑は別表に掲げる通りである。この他、犯罪者の社会復帰の援護を再犯防止の見地から、各庁においては、職員及び保護司の指導講習会を実施して犯罪者予防更生制度の円滑な運営をはかり、又全国各地においては、関係諸機関との協議会、更生保護事業講演会を開催する等保護思想の啓蒙と普及に努め、民間協力組織を指導して強力な犯罪予防活動を展開して多大の成果を納めた。

少年保護観察所及び成人保護観察所。

少年保護観察所及び成人保護観察所は、それぞれ、地方少年保護事務局及び地方成人保護事務局の指導監督のもとに行われる保護観察を専掌するものであるが、昭和25年中に取扱つた事件の状況の一斑は別表に掲げる通りである。この他、各庁においては、保護観察事務講習会を開催して職員並びに保護司の再訓練を実施し、又講演会の開催、パンフレットの配布等によつて新制度の普及徹底をはかつている。

### 三 関係法規

#### (一) 更生緊急保護法 (昭和25年5月25日法律第203号)

更生緊急保護法をここに公布する。

更生緊急保護法

(この法律の目的)



第 1 條 この法律は、左に掲げる者が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、更に罪を犯す危険を防止するため、これに対する緊急適切な更生保護に遺漏なきを期し、あわせて犯罪者予防更生法（昭和 24 年法律第 142 号）第 40 條の規定による保護観察中の者に対する応急の救護を円滑に実施するとともに、更生保護に関する事業の健全な育成発達を図ることを目的とする。

- 一 懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行を終つた者
- 二 懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行の免除を得た者
- 三 18歳以上で懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者
- 四 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

（定義）

第 2 條 この法律で「更生保護」とは、前條各号に掲げる者が親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療・宿泊・職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認めらる場合に、これに対し帰住をあつ旋し、金品を給与し、若しくは貸与する等の一時保護又は一定の施設に收容して宿泊所を供与し、必要な教養・訓練・医療・保養若しくは就職を助け、環境の改善調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、もつてその速やかな更生を保護することをいう。

2 この法律で「更生保護事業」とは、更生保護を行う事業及びその指導、連絡又は助成をする事業をいう。

（更生保護の責任の範囲）

第 3 條 更生保護は、第 1 條各号に掲げる者に対し、その再生に必要な限度で、国の責任において、行うものとする。

2 更生保護は、23歳未満の者に対しては、少年保護観察所長が、23歳以上の者に対しては、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会（以下「中央委員会」という。）及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、自ら行い、又は地方公共団体若しくは第 5 條第 1

の認可を受けて更生保護事業を営む者（以下「更生保護会」という。）に委託して行うものとする。

- 3 更生保護は、本人が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後 6 月をこえない範囲において、その意思に反しない場合に限り行うものとする。
- 4 更生保護を行うに当つては、本人が公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けるようにあつ旋するとともに、更生保護活動の実効を上げること努めて、この法律による更生保護の期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。
- 5 更生保護に関し職業のあつ旋の必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生保護を行う者の協力を得て、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基き、本人の能力に適当な職業をあつ旋することに努めるものとする。

（更生保護開始の手続）

第 4 條 更生保護は、本人の申出があつた場合において、少年保護観察所長又は成人保護観察所長がその必要があると認めるときに限り、行うものとする。

2 検察官又は監獄の長は、第 1 條各号に掲げる者につき、刑事上の手続による身体の拘束を解くときは、本人に対し、この法律に定める更生保護及びその申出の手続を示さなければならない。

3 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、第 1 項の規定により更生保護の要否を定めるには、本人の刑事上の手続に関与した検察官又は本人が拘束されていた監獄の長の意見を聞かなければならない。但し、仮出獄期間の満了によつて第 1 條第 1 項に該当した者については、この限りでない。

4 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、前條第 2 項の規定により更生保護を委託しようとするときは、更生保護の円滑な実施を期するため、地方公共団体又は更生保護会のうち本人の更生保護に最も適当なものを選び、これに対し事前に連絡することに努めなければならない。

地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会が、犯罪者予防更生法第 40 條第 2 項の規定により応急の救護を更生保護会に委託しようとするときも



同様とする。

(更生保護事業の経営の認可)

第 5 條 国及び地方公共団体以外の者で更生保護事業を営もうとするものは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を中央委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

- 一 名 称
- 二 事 務 所
- 三 更生保護事業の種類及び内容並びに被保護者に対する処遇の方法
- 四 設立者の氏名、住所、経歴及び資産状況並びに経営の責任者の資産状況
- 五 経 理 の 方 針
- 六 建物その他の設備の規模及び構造並びにその使用の権限
- 七 経営の責任者及び更生保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
- 八 寄附行為、定款その他の基本約款

2 中央委員会は、前項の認可の申請があつたときは、左の基準によつて審査し、これに適合するものを認可しなければならない。

- 一 当該事業を営む者の経済的基礎が確実であること。
- 二 経営の組織及び経理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであること。
- 三 経営の責任者が社会的信望を有すること。
- 四 建物その他の設備の規模及び構造が、中央委員会の規則の定める基準に適合するものであること。
- 五 更生保護の実務に当る幹部職員が、中央委員会の規則の定める資格又は経験並びに更生保護に関する熱意及び能力を有すること。
- 六 被保護者に対する教養、給養その他の処遇の方法が、中央委員会の規則の定める基準に適合するものであること。
- 七 職業紹介事業を自ら行おうとするものにあつては、職業安定法の規定により職業紹介事業を行う許可を得ていること。

3 中央委員会は、前項第 4 号及び第 6 号の基準を定めるに当つては、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及びこれに基く命令の規定を尊重し、又

これに違反しないように意を用いなければならない。

4 第 1 項の認可には、更生保護事業を営む期間、その種類又は内容等について、この法律の目的を達成するために必要と認める条件を附することができる。

(更生保護会の行う更生保護)

第 6 條 更生保護会は、少年保護観察所長又は成人保護観察所長から第 3 條第 2 項の規定による委託があつたとき、更生保護を開始するものとする。

2 更生保護会は、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会から犯罪者予防更生法第 40 條第 2 項の規定による保護観察中の者の応急の救護の委託を受けることができる。

3 更生保護会は、被保護者の更生保護又は応急の救護につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の関係団体又は機関に照会して協力を求め、又特に必要があると認められるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

(認可事項の変更と更生保護会の廃止)

第 7 條 更生保護会は、第 5 條第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号から第 8 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにして中央委員会の認可を受けなければならない。

2 第 5 條第 2 項の規定は、前項の認可の申請があつた場合に準用する。

3 更生保護会は、更生保護事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に更生保護中の者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、且つ、第 12 條の規定により支給を受けた費用に残存額があるときはこれを返還して、廃止の時期について中央委員会の承認を受けなければならない。

(更生保護会の監督)

第 8 條 更生保護会は、中央委員会に対し、毎年、12 月 1 日までに次年度の事業計画を、2 月末日までに前年度の事業の成績を、会計年度の終了後 60 日以内に前会計年度の経理状況を、それぞれ、書面をもつて報告しなければならない。



2 更生保護会は、中央委員会の規則の定めるところにより、その事務所に左の帳簿を備え付け、遅滞なく所要事項を記載しなければならない。

一 更生保護の状況を明らかにする帳簿

二 更生保護を受けている者の名簿

三 会計簿

四 寄附金について、その寄附者及び金額を明らかにする帳簿

五 保管金品台帳

3 中央委員会は、この法律の目的を達成するため、更生保護会に対し、第1項以外の事項についても必要と認める事項の報告を求め、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の職員をして施設及び備付の帳簿並びに事業経営の状況その他必要な事項を調査させることができる。

4 中央委員会は、更生保護会が第5条第2項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その更生保護会に対し、同条同項の基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(事業経営の制限又は禁止)

第9条 更生保護会が、第5条第4項若しくは第14条第2項の規定に依る条件に違反し、第7条第1項の認可の申請、前条第1項の報告若しくは同条第2項の帳簿の備付及び記載を怠り、同条第3項の報告の求めに応ぜず又は正当の事由なく同条第4項の規定による命令に違反したときは、中央委員会は、更生保護事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第5条第1項の認可を取り消すことができる。

2 更生保護会が法人である場合において、理事その他の業務を執行する役員が、その事業により個人の営利を図つたときも、前項と同様とする。

3 第5条第1項の規定による認可を受けないで更生保護事業を営む者(国及び地方公共団体を除く。)が、その事業に関し営利を図り、若しくは被保護者の処遇につき不当の行為をしたときは、中央委員会は、その者に対し更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

4 中央委員会は、前3項の規定による更生保護事業の制限、停止又は認可の取消の処分をする場合には、その処分を受ける者に、中央委員会の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合におい

ては、中央委員会は、その処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

6 弁明を聴取した者は、聴取書及び処分の決定についての意見を附し報告書を作り、これを中央委員会に提出しなければならない。

(地方公共団体の営む更生保護事業)

第10条 地方公共団体は、更生保護事業を営むことができる。

2 地方公共団体は、更生保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第5条第1項第1号から第3号まで、及び第5号から第8号までに掲げる事項を中央委員会に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 第7条第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定は、更生保護事業を営む地方公共団体について準用する。

(更生保護事業審議会)

第11条 中央委員会の委員長の諮問に応じて更生保護事業の向上に関する重要事項を審議させるため、中央委員会の附属機関として更生保護事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 中央委員会は、左の場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。

一 第5条第1項の認可をし、又は認可をしない処分をするとき。

二 第5条第2項第4号から第6号までの規則を定めるとき。

三 第9条第1項から第3項までの規定により、更生保護事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第5条第1項の認可を取り消すとき。

3 法務総裁は、次条第1項及び第2項の基準を定めるには、審議会の意見を聞かなければならない。

4 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務、委員その他の職員については、政令で定める。



(費用の支弁及び補助)

第12条 国は、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、第3条第2項の規定に基く委託によつて生ずる費用を支弁する。

2 国は、更生保護会に対し、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、左の番号に掲げる費用につき、補助金を交付することができる。

一 事務費

二 第8条第4項の規定に基く命令による施設の改善に要する費用

3 第3条第2項の規定に基く委託は、第1項の規定により国が支弁する金額が予算の金額をこえない範囲内において行わなければならない。

(費用の徴収)

第13条 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、前条第1項の費用を期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による費用の徴収は、本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長に嘱託することができる。

3 国は、前項の規定により、市町村の長に対し費用の徴収を嘱託した場合においては、その徴収金額の百分の四に相当する金額を、その市町村に交付しなければならない。

(寄附金の募集)

第14条 更生保護事業を営み、又は営もうとする者が、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その計画に着手する一月前までに、中央委員会に対し、その規則の定めるところにより、募集の期間、地域、方法及び使途等を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、条件を附することができる。

3 第1項の許可を受けて寄附金を募集した者は、募集の期間経過後遅滞な

く中央委員会に対し、その規則の定めるところにより、募集の結果を報告しなければならない。

(表彰)

第15条 法務総裁は、審議会の意見を聞き、成績の特に優秀な更生保護会又は更生保護事業に従事する職員を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(補則)

第16条 この法律の規定は、更生保護事業に関し労働基準法及びこれに基く命令の規定が応用されることを排除する趣旨に解してはならない。

(罰則)

第17条 左の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

一 第9条第1項から第3項までに規定する制限又は停止の命令に違反した者

二 第9条第1項又は第2項の規定により認可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその更生保護事業を営んだ者

三 第14条第1項の規定による認可を受けずに寄附金を募集した者

四 第14条第2項の規定による条件に違反して寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分した者

第18条 左の各号の1に該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

一 第8条第2項第3号から第5号までに掲げる帳簿の備付をせず、又はこれに所要の事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第14条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(施行規則)

第19条 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な細則は、中央委員会の規則で定める。

附 則

1 この法律抄は、公布の日から施行する。

2 司法保護事業法(昭和14年法律第42号)は、廃止する。

3 この法律の施行前になした司法保護事業法に違反する行為に対する罰則



の適用については、なお従前の例による。

- 4 この法律の施行の際、司法保護事業法第3條の認可を受けて現に司法保護事業を営む者は、この法律の施行後6月間は、第5條第1項の認可を受けて更生保護事業を営む者とみなす。

## (二) 保護司法 (昭和25年5月25日 法律第204号)

保護司法をここに公布する。

### 保護司法

(この法律の目的)

- 第1條 この法律は、犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)第19條の規定により地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の権限に属する事項に関する事務に従事する保護司について、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて同法の円滑な実施を期することを目的とする。

(設置区域及び定数)

- 第2條 保護司は、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)が都道府県の区域を分けて定める区域(以下「保護区」という。)に置くものとする。

- 2 保護司の定数は、全国を通じて、52,500人をこえないものとする。
- 3 保護区ごとの保護司の定数は、中央委員会が地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて定める。
- 4 前項の定数を定めるに当つては、その土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮しなければならない。

- 第3條 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、中央委員会の委員長が、委嘱する。

- 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- 三 生活が安定していること。
- 四 健康で活動力を有すること。

- 2 中央委員会の委員長は、前項の委嘱を、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員長に委任することができる。

- 3 前2項の委嘱は、少年保護観察所長及び成人保護観察所長が推薦した者のうちから、第5條の規定による保護司選考会の意見を聞いて行わなければならない。

(欠格條項)

- 第4條 左の各号の1に該当する者は、保護司になることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に処せられた者
- 三 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(保護司選考会)

- 第5條 中央委員会、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員長の諮問に応じて保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べさせるため、各地方裁判所の所在地に、中央委員会の附属機関として、保護司選考会を置く。

- 2 保護司選考会は、委員13人(東京に置かれる保護司の選考会にあつては、15人)以内をもつて組織し、うち1人を会長とする。
- 3 保護司選考会の委員には、給与を支給しない。
- 4 この法律で定めるもののほか、保護司選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手續については、中央委員会の規則で定める。

(少年保護司及び成人保護司)

- 第6條 保護司を分けて、少年保護司及び成人保護司とする。

- 2 少年保護司は、主として青少年に関する事務を担当し、成人保護司は、主として成人に関する事務を担当するものとする。
- 3 少年保護司及び成人保護司の別は、各保護司につき、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会が協議して定める。

(任期)

- 第7條 保護司の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(職務の執行区域)

- 第8條 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うも



のとする。但し、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会から特に命ぜられたときは、この限りでない。

(服 務)

第 9 條 保護司は、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、社会奉仕の精神をもつてその職務を遂行しなければならない。

2 保護司は、その職務を行うに当つて知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない。

(監 督)

第 10 條 保護司は、青少年に関する事務については、地方少年保護委員会の、成人に関する事務については、地方成人保護委員会の指揮監督を受ける。

(費用の支給)

第 11 條 保護司には、給与を支給しない。

2 保護司は、中央委員会の規則の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

(解 嘱)

第 12 條 中央委員会の委員長は、保護司が第 4 條各号の 1 に該当するに至つたときは、これを解嘱しなければならない。

2 中央委員会の委員長は、保護司が左の各号の 1 に該当するに至つたときは、保護司選考会の意見を聞き、これを解嘱することができる。

- 一 第 3 條第 1 項各号の 1 に掲げる条件を欠くに至つたとき。
- 二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
- 三 保護司たるにふさわしくない非行があつたとき。

3 前二項の規定による解嘱は、当該保護司に解嘱の理由が説明され、且つ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。但し、第 4 條第 1 号又は第 2 号に該当するに至つたことを理由とする解嘱については、この限りでない。

(表 彰)

第 13 條 法務総裁は、中央委員会の意見を聞き、職務上特に功労がある保護司を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(施行規則)

第 14 條 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な細則は、中央委員会の規則で定める。

附 則

1 この法律は、更生緊急保護法（昭和 25 年法律 203 号）の施行の日から施行する。

2 他の法令中「司法保護委員」とあるのは、「保護司」と読み替えるものとする。



四 統 計

1. 戦犯仮釈放状況.

昭和25年12月31日現在

区 保護 観察所	居住地 別	年 齢					假 釈 放 期 間					刑 期		犯 時 の 職 業		出 所 時 の 重 患	期 間 満 了	
		20-30	31-40	41-50	51-60	60以 上	6分 以下	1年 以下	1年6 月 以下	2年 以下	2年 以上	5年 以下	15年 以下	15年 以上	軍 人			軍 属 一 般 人
東横浦水字龍野	26	8	10	3	2	3	8	9	5	1	3	2	23	1	17	4	4	4
都 計	33	1	3	1	1	1	1	2	1	1	1	3	3	1	2	2	1	2
新長野	7	4	1	1	1	2	3	1	1	2	1	6	2	6	1	4	1	1
大京神奈大和	57	16	28	5	4	15	20	12	8	12	43	2	43	2	39	10	10	10
古 計	5	1	3	2	1	1	1	2	2	1	4	4	4	4	4	1	1	1
名津岐福金富	22	7	10	4	1	7	10	3	1	7	16	2	16	2	21	3	3	2
計	66	22	42	11	11	27	33	23	14	26	111	34	131	7	122	26	24	23

山岡鳥松	5	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福佐長大熊鹿宮	3	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
仙福山盛秋青	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
札函旭朝	13	5	5	2	2	5	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
高徳高松	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	172	50	85	22	8	7	40	49	38	34	131	7	122	26	24	23	22	



2. 恩赦事件年表

昭和25年年表

(第1号表 恩赦の種類別)

処理別 受理別	受				既				未				済
	旧	新	受		件	人	内		件	人	内		
			件	員			恩赦の特 減刑の執行	決定の特 減刑の執行			不詮議の特 減刑の執行	詮議の特 減刑の執行	
検	59	210	270	245	201	242	206	3	6	18	68	91	91
刑務所	41	154	154	1	129	31	31	1	31	98	66	66	66
地方少年 保護委員会													
地方成人 保護委員会													
合計	100	364	424	246	330	371	206	34	6	116	134	157	157

備考 (1) 既済内訳欄の「不詮議」とあるのは恩赦の上申が理由のないものと認め法務総裁に恩赦の申出をしなければならぬものである。  
(2) 各内訳欄の数字は人員を現わしたものである。

3. 地方少年委員会決定事件処理状況

昭和25年(1月~12月)

イ 決定事項の処理状況

事件種別	受理処理状況			(-) 受 理				(二) 処 理		(三) 未 済
	(イ) 旧 受	(ロ) 新 受	(ハ) 計	(イ) 審して せず	(ロ) 棄 (不許可)	(ハ) 許 可	(ニ) 計			
1 仮出獄	(1)職権 (法第29条2)	2,258	2,258	(不詮議) 1,949	1	46	1,996	262		
	(2)申請 (法第29条)	385	13,685	14,070	(却下) 114	300	12,848	13,262	808	
2 仮退院	(1)職権 (法第29条2)	4	320	324	(不詮議) 307	3	310	14		
	(2)申請 (法第29条)	67	3,457	3,524	(却下) 27	130	3,059	3,216	308	
3 仮出場(法第29条)		1	26	27	(却下)	27	27			
4 保護観察の解除 (法第33条第4項)			2,167	2,167	(不詮議) 18	—	(解除) 2,136	2,154	13	
5 保護観察の継続 (法第37条第4項)			145	145	(不詮議)	—	(継続) 145	145		
6 家庭裁判所へ通告 (法第42条第1項)			14	14	(不詮議)	—	(通告) 14	14		
7 少年院へ再收容 (法第43条第1項)			63	63	(不詮議) 1	—	(申請) 61	62	1	
8 仮出獄取消(法第44 条法第45条第5項)		25	994	1,019	(不詮議) 29	取消さ 29	(取消) 910	968	51	
9 仮出獄停止 (法第45条第1項)			25	25	(不詮議) 3	—	(停止) 22	25		
10 検察官へ通告					(不詮議)	—	(通告)			
11 退 院	(1)在院中申請 (法第47条)	7	27	34	(却下)	1	32	33	1	
	(2)仮退院中職 権(法第47条)	1	54	55	(不詮議)	—	54	54	1	
12 不定期刑 の終了	(1)在監中申請 (法第48条)	14	76	90	(却下) 4	63	23	90		
	(2)仮出獄中職 権(法第48条)		5	5	(不詮議)	—	5	5		
13 総 計		506	23,314	23,820	2,452	524	19,385	22,361	1,459	

ロ 仮釈放の許可の執行前の取消(許可決定の撤回)

事件種別	仮出獄許可の 取消(撤回)	仮退院許可の 取消(撤回)	仮出場許可の 取消(撤回)	計
処 理 件 数	106	48		154



4. 保護観察事件取扱状況 (少年)

事項別 受理別	受理人員		本月終結人員		月 末 現 在 人 員			計		
	前月繰越	本月受理	計	他庁移送	保護観察中 保 護 観 察 中	仮出獄停止	観察停止 法三項停止 法三條による		観察停止 その由停止 他の由による	
家庭裁判所決定	男	13,578	12,948	26,526	749	21,488	420	112	75	22,095
	女	1,435	1,199	2,634	107	1,964	153	10	8	2,135
	計	15,013	14,147	29,160	856	23,452	573	122	83	24,230
仮出獄	男	8,216	13,521	21,737	1,292	8,720	314		57	9,093
	女	210	356	566	29	208	18		3	229
	計	8,426	13,877	22,303	1,321	8,928	332		60	9,322
仮退院	男	1,196	3,006	4,202	186	3,476	210	5	64	3,755
	女	15	329	344	28	285	13		3	301
	計	1,211	3,335	4,546	214	3,761	223	5	67	4,056
刑執行猶予	男	1,703	265	1,968	56	1,297	100	1	12	1,410
	女	52	21	73	9	36	6			42
	計	1,755	286	2,041	65	1,333	106	1	12	1,452
合 計	男	24,693	29,740	54,433	2,283	34,981	1,044	118	208	36,353
	女	1,712	1,905	3,617	173	2,493	190	10	14	2,707
	計	26,405	31,645	58,050	2,456	37,474	1,234	128	222	39,060



5. 保護観察期間調

昭和 25 年

区 保護 観察 期間	別	保 護 観 察											計
		家庭裁判所決定				仮 出 獄							
		成績 良好 に 解除	よる 間 満 了	取 消	死亡 その他	期 間 満 了				取 消	死亡 その他	計	
						良	稍 良	普 通	不 良				
1 年未満	男	2	7	47	5	61	124	121	714	82	35	19	1,095
	女		2	2		4	2	1	20	7	1		31
	計	2	9	49	5	65	126	122	734	89	36	19	1,126
3 月未満	男	2	17	107	10	136	259	405	1,395	225	51	29	2,364
	女			11	3	14	3	12	44	4	3		66
	計	2	17	118	13	150	262	417	1,439	229	54	29	2,430
6 月未満	男	30	82	150	13	275	452	694	1,955	361	190	45	3,697
	女	3	5	16		24	15	11	53	14	9	1	103
	計	33	87	166	13	299	467	705	2,008	375	199	46	3,800
1 年未満	男	438	143	286	30	897	518	582	1,640	311	252	35	3,338
	女	50	11	26	2	89	13	13	41	12	12	2	93
	計	488	154	312	32	986	531	595	1,681	323	264	37	3,431
2 年未満	男	1,075	264	215	69	1,623	99	142	413	110	48	17	829
	女	137	30	17	2	186	1	5	5	2	1		14
	計	1,212	294	232	71	1,809	100	147	418	112	49	17	843
3 年未満	男	279	229	34	34	576	3	7	13	1	1	2	27
	女	40	21	3	2	66		1					1
	計	319	250	37	36	642	3	8	13	1	1	2	28
5 年未満	男	51	48	4	5	108	1		1				2
	女	3	4		2	9							
	計	54	52	4	7	117	1		1				2
5 年以上	男		1	2	3	6							
	女												
	計		1	2	3	6							
計	男	1,877	791	845	169	3,682	1,456	1,951	6,131	1,090	577	147	11,352
	女	233	73	75	11	392	34	43	163	39	26	3	308
	計	2,110	864	920	180	4,074	1,490	1,994	6,294	1,129	603	150	11,660

(1月～12月)

の 終 了											合 計				
仮 退 院					刑 の 執 行 猶 子										
仮退院 成績 良好 に よる 退 院	期 間 満 了	又 は 満 了 期 間	取 消 (少 年 法 第 二 十 七 條)	再 收 容 (法 第 四 十 三 條)	死 亡 其 他	計	期 間 満 了					取 消	死亡 その他	計	
							良	稍 良	普 通	不 良					
1	1		7	2	12	23			4			6	1	11	1,190
									1					1	36
1	1		7	2	12	23			5			6	1	12	1,226
1	2		15	9	8	35	6	8	6	1			5	26	2,561
			2	5	1	8	1		1				1	3	91
1	2		17	14	9	43	7	8	7	1			6	29	2,652
1	4		30	12	10	57	5	4	8	1	5	4	27	4,056	
1				1		2			1				1	1	130
2	4		30	13	10	59	5	5	8	1	5	4	28	4,186	
20	9		32	14	11	86	25	12	34	2	16	16	105	4,426	
1			3			4			3				3	189	
21	9		35	14	11	90	25	15	34	2	16	16	108	4,615	
24	19		12	4		59	31	16	29	3	27	17	123	2,634	
			1			1	1	1	3				5	206	
24	19		13	4		60	32	17	32	3	27	17	128	2,840	
	1					1	21	22	54	14	23	5	139	743	
									6	2			8	75	
	1					1	21	22	60	16	23	5	147	818	
							7	10	31	3	9	8	68	178	
											1		1	10	
							7	10	31	3	10	8	69	188	
											1	2	3	9	
											1	2	3	9	
47	36		96	41	41	261	95	72	166	24	87	58	502	15,797	
2			6	6	1	15	2	5	11	2	1	1	22	737	
49	36		102	47	42	276	97	77	177	26	88	59	524	16,534	



6. 地方成人委員会決定事件処理状況

昭和25年度

事件種別	受理状況		受理		処				(B) 未済
	(A) 旧受	(B) 新受	(C) 計	(D) 計	(E) 審し て処理 せず	(F) 乘(不許可) 却	(G) 許 可	(H) 計	
(1) 職権(法第29條) 仮出獄		7,973	7,973	7,973	(不詮議) 5,980	1	8	5,989	1,984
	431	36,208	36,639	36,639	(却下) 1,702	1,867	29,071	32,640	3,999
(3) 仮出場(法第29條)		241	241	241	(却下) 6	4	224	234	7
仮出獄取消(法第44條 法第45條5項)	45	2,335	2,377	2,377	(不詮議) 2	(取消さず) 29	(取 消) 2,313	2,344	33
仮出獄停止(法第45條12項)		1	1	1	(不詮議)		(停 止) 1	1	
總計	476	46,755	47,231	47,231	7,690	1,901	31,617	41,208	6,023
%	1.1	98.9	100	100	18.7	4.6	76.7	87.2	12.8

註 (A) (B) (C) (D) (E) (F) (G) (H) に対する百分率を表わす。  
(H) 及び (B) は (C) に対する百分率を表わす。

7. 保護観察事件取扱状況(成人)

(昭和25年度)

区分	受理人員		本年終結人員		年未現在人員						
	前年繰越	本年受理	計	他片移送	保護観察中 保実施 保護観察中	仮出獄停止	法三項停 止 第三十 四條に よる	觀察停止 その由 他のよ り	計		
仮出獄	男	17,350	31,266	48,616	26,011	1,267	20,764	481	6	87	21,338
	女	282	586	868	35	330	11			1	342
計	17,632	31,852	49,484	1,302	21,094	492	6	88	6	88	21,680
男%			98.2	98.1	98.5	97.8	100	98.9			98.4
女%			1.8	1.9	1.5	2.2	—	1.1			1.6

男女の百分率はそれぞれの計に対するものを表わす。



7. 保護観察事件取扱状況(成人)

(昭和25年度)

区分	保護観察終了				保護観察の終了期間											
	期間満了		取消	死亡その他	計	一ヶ月未満	三ヶ月未満	六ヶ月未満	一年未満	二年未満	三年未満	五年未満	五年以上	計		
	良	稍良													普通	不良
男	3,584	4,732	14,834	1,715	587	559	26,011	2,725	6,854	8,062	5,986	1,982	340	52	10	26,011
女	77	92	276	24	6	16	491	67	119	176	104	22	2	1		491
計	3,661	4,824	15,110	1,739	593	575	26,502	2,792	6,973	8,238	6,090	2,004	342	53	10	26,502
男%	97.9	98.1	98.2	98.6	98.9	97.2	98.1	97.6	98.3	97.9	98.3	98.9	99.4	98.1	100	98.1
女%	2.1	1.9	1.8	1.4	1.1	2.8	1.9	2.4	1.7	2.1	1.7	1.1	0.6	1.9	—	1.9

百分比はそれぞれの計に対するものを表わす。

8. 保護観察所別保護司現在員数調

(昭和25年12月1日現在)

区分				区分			
観察所別	少年	成人	計	観察所別	少年	成人	計
東京	1,128	1,749	2,877	広島	412	623	1,035
横浜	593	639	1,232	山口	315	414	729
浦和	430	480	910	岡山	451	524	975
千葉	374	429	803	鳥取	118	210	328
水戸	323	428	751	松江	215	285	500
宇都宮	339	444	783	計	1,511	2,056	3,567
前橋	459	454	913	福井	722	799	1,521
静岡	608	603	1,211	佐賀	217	228	445
甲府	260	257	517	長崎	259	437	696
長野	481	593	1,074	大分	290	450	740
新潟	438	633	1,071	熊本	366	418	784
計	5,433	6,709	12,142	鹿儿岛	227	367	594
大阪	1,400	1,500	2,900	宮崎	224	308	532
京都	307	357	664	計	2,305	3,007	5,312
神户	621	869	1,490	仙台	303	347	650
奈良	229	231	460	福山	243	402	655
大津	125	235	360	山形	217	370	587
和歌山	314	316	630	秋田	283	310	593
計	2,996	3,508	6,504	青森	296	304	600
名古屋	836	1,056	1,892	計	1,488	1,918	3,406
津	251	322	573	札幌	290	573	863
岐阜	272	389	661	函館	260	305	565
福井	183	267	450	旭川	184	347	531
金沢	231	311	542	釧路	201	424	625
富山	215	377	592	計	935	1,649	2,584
計	1,988	2,722	4,710	高松	232	239	471
				徳島	180	269	449
				高知	210	305	515
				松山	350	342	692
				計	972	1,155	2,127
				合計	17,628	22,724	40,352



## Ⅱ 司法試験管理委員会

### 一 目的とその内容

1. 目的 改正国家公務員法附則第 12 条により高等試験制度が廃止され、新たに司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）により裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験として創設せられた司法試験を管理する。
2. 内容 司法試験は、法律に関する学力検定の国家試験たる性質にかんがみ政府の法務統轄機関である法務総裁の所轄とし、その下に司法試験管理委員会が置かれており、委員 3 人をもつて組織し、委員のうち 2 人は法務総裁官房長及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の 1 人は法務総裁が弁護士のうちから弁護士会の推薦に基き任命し、委員長は委員の互選により法務総裁官房長が、これに任ぜられている。

司法試験は法務総裁が司法試験管理委員会の推薦に基いて試験ごとに任命する司法試験考査委員が行う。又司法試験管理委員会には、その職務を行うために必要な事項について規則を制定する権限が与えられている。

### 二 業務の実施状況

司法試験管理委員会の庶務は法務総裁官房においてつかさどることになっているので人事課においてその事務を管掌している。

司法試験管理委員会は、受験手続その他につき、昭和 24 年 6 月 15 日司法試験管理委員会規則第 1 号を制定したが、更に第一次試験の科目、及び第一次試験免除資格の証明手続について昭和 25 年 3 月 1 日司法試験管理委員会規則第 1 号を制定公布し同年 5 月 5 日東京・京都及び福岡において第一次試験を、同年 7 月 24 日より同月 29 日まで東京・京都・福岡・仙台及び札幌において第二次試験を、更に同年 11 月 15 日から 12 月 21 日まで東京において同口述試験を実施した。受験者の数は年々増加の傾向を示し



ており試験実施の結果合格者は第一次試験が 76 名第二次試験が 269 名であつた。

司法試験法 (昭和 24 年 5 月 31 日)  
法律 第 140 号) (略)

司法試験管理委員会規則

◎司法試験管理委員会規則第 1 号 (昭和 24 年 6 月 15 日適用) 法務年鑑 24 年版参照。

◎司法試験管理委員会規則第 1 号 (昭和 25 年 3 月 1 日適用) 法務年鑑 24 年版に附加える。

1. 第一次試験の科目

学校教育法施行規則第 66 條に基く大学設置基準に定める一般教養科目の各系列 (人文科学関係, 社会科学関係及び自然科学関係) に広くわたつて論文式及び短答式による試験問題を課するものとし, 外国語については, 英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語又は華語のうちいずれか一を受験者の選択によつて試験する。

2. 第一次試験免除資格の証明手続

司法試験法第 4 條第 1 項第 1 号に該当する者が, 司法試験第 2 次試験受験願書に添えて提出する第一次試験免除資格証明書は所定の一般教養科目を履修したことを科目別及び単位別にその大学によつて証明した書類でなければならない。(卒業証書をもつてその証明に代える場合はこの限ではない。)

## 第五篇 検察庁



# I 検察庁法 (昭和22年4月15日法律第61号 改正昭和22法195号, 昭23法31号,昭23法260号,昭24法138号,昭25法96号)

第1條 検察庁は、検察官の行う事務を統括するところとする。

検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁とする。

第2條 最高検察庁は、最高裁判所に、高等検察庁は、各高等裁判所に、地方検察庁は、各地方裁判所に、区検察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応してこれを置く。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置は、政令でこれを定める。

法務総裁は、必要と認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所の支部にそれぞれ対応して高等検察庁又は地方検察庁の支部を設け、当該検察庁の事務の一部を取り扱わせることができる。

第3條 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第4條 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第5條 検察官は、いずれかの検察庁に属し、他の法令に特別の定のある場合を除いて、その属する検察庁の対応する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事項について前條に規定する職務を行う。

第6條 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第7條 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。

次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。

第8條 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁



の職員を指揮監督する。

第9條 各地方検察庁に検事正各1人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。

検事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。

第10條 2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各1人を置き、検事を以てこれに充てる。

上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その庁の上席検察官が、その他の各区検察庁においては、その庁に対する検事又は副検事（副検事が2人以上あるときは、検事正の指定する副検事）が庁務を掌理し、且つその庁の職員を指揮監督する。

第11條 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官に、第7條第1項、第8條又は第9條第2項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。

第12條 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官の事務を自ら取り扱い、又はその指揮監督する他の検察官に取り扱わせることができる。

第13條 検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正に事故のあるとき、又は検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正が欠けたときは、その庁の他の検察官が、法務総裁の定める順序により、臨時に検事総長、検事長又は検事正の職務を行う。

区検察庁の庁務を掌理する検察官に事故のあるとき、又はその検察官が欠けたときは、検事正の指定する他の検察官が、臨時にその職務を行う。

第14條 法務総裁は、第4條及び第6條に規定する検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。

第15條 検事総長、次長検事及び各検事長は1級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

検事は1級又は2級とし、副検事は、2級とする。

第16條 検事長、検事及び副検事の職は、法務総裁がこれを補する。

副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第17條 法務総裁は、高等検察庁又は地方検察庁の検事の中から、高等検察庁又は地方検察庁の支部に勤務すべき者を命ずる。

第18條 2級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 1 司法修習生の修習を終えた者
- 2 裁判官の職に在つた者
- 3 3年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教授の職に在つた者

副検事は、前項の規定にかかわらず、左の各号の1に該当する者で副検事選考審査会の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

- 1 裁判所法（昭和22年法律第59号）第66條第1項の試験に合格した者
- 2 3年以上政令で定める2級官吏その他の公務員の職に在つた者

3年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第1項の規定にかかわらず、これを2級の検事に任命及び叙級することができる。

副検事選考審査会に関する規程は、政令でこれを定める。

第19條 1級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 1 8年以上2級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士に在つた者
- 2 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者
- 3 前條第1項第1号又は第3号の資格を得た後8年以上法務府の各長官、法務総裁官房長、少年審判官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は2級以上の法務府事務官、法務府教官、裁判所事務官若しくは司法研修所教官の職に在つた者
- 4 前條第1項第1号又は第3号の資格を有し1年以上1級官吏の職に在つた者

前項第1号及び第3号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

前條第3項の規定により検事に任命された者は、第1項第3号乃至第4号の規定の適用については、これを同條第1項第1号の資格を有する者とみなす。



の規定に依り、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を集めたものとする。

第33條 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第34條 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事のした事件の受理その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事のした事件の受理その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなす。

第35條 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなす。

第36條 法務総裁は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは区検察庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。

第37條 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第18條及び第19條の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において3年に達する者についてその3年に達した時も同様とする。

この法律施行前弁護士試補として1年6箇月以上の実務修習を終え考試を経た者又はこの法律施行の際現に弁護士試補たる者で1年6箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、前項の規定にかかわらず、その考試を経た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。

弁護士たる資格を有する者が朝鮮弁護士令（昭和11年政令第4号）台湾弁護士令（昭和10年律令第7号）又は関東州弁護士令（昭和11年勅

令第16号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、第18條の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が3年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて3年以上になるものは、その3年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として1年6箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

第38條 裁判所構成法による検事若しくは判事の在職又は同法による検事たる資格を有する者の司法省各局長、司法省調査部長、司法省調査官、司法書記官、司法研究所指導官、司法研究所事務官、司法省参事官、領事官、朝鮮総督府検事、朝鮮総督府判事、台湾総督府法院検察官、台湾総督府法院判官、関東法院検察官、関東法院判官、南洋庁検事若しくは南洋庁判事の在職は、第19條第1項第1号の規定の適用については、これを2級の検事とみなす。

第39條 第18條第2項第2号中2級官吏とあるのは、奏任文官を、第19條第1項第4号中1級官吏とあるのは、勅任文官を含むものとする。

第40條 この法律施行の際奏任の検事で現に控訴院検事又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事の職に在る者は、別に辞令を發せられないときは、検事に任ぜられ、2級に叙せられ、且つ、それぞれ政令で定める高等検察庁又は地方検察庁の検事に補せられたものとする。

第41條 この法律施行の際現に書記長若しくは裁判所書記の職に在つて検事局に属する者又は検察補佐官の職に在る者は、別に辞令を發せられないときは、現に受ける号俸を以て検察事務官に任ぜられ、奏任又は2級の者は、2級に、判任又は3級の者は、3級に叙せられたものとする。

第42條 政令で特別の定をした場合を除いて、他の法律中「検事」を「検察官」に、「管轄裁判所ノ検事」を「管轄裁判所ニ対応スル検察庁ノ検察官」に改める。

改正 昭和23年12月31日法律260号 裁判所法の一部を改正する等の法律第5條 検察庁法（昭和22年法律61号）の一部を次のように改正する。

第2條第3項中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所」に改め、同條第1項の次に次の1項を加える。



第20條 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の1に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

1 禁錮以上の刑に処せられた者 2 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第21條 検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第22條 検事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する。

第23條 検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務総裁の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

検察官は、左の場合に、その適格に関し検察官適格審査会の審査に付される。

1 すべての検察官について3年ごとに定時審査を行う場合 2 法務総裁の請求により各検察官について随時審査を行う場合 3 職権で各検察官について随時審査を行う場合

検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務総裁に通知しなければならない。法務総裁は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事についてはこれを罷免しなければならない。

検察官適格審査会は、内閣総理大臣の監督に属し、国会議員、検察官、法務府の官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から適任された11人の委員を以てこれを組織する。但し、委員となる国会議員は、衆議院議員4人及び参議院議員2人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

検察官適格審査会に、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員を置く。各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格ある者の中から、

これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。

前4項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

第24條 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由に因り剰員となつたときは、法務総裁は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第25條 検察官は、前3條の場合を除いては、その意思に反して、その官を失ひ、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

第26條 最高検察庁に検事総長秘書官を置く。

検事総長秘書官は、2級とする。

検事総長秘書官は、検事総長の命を受けて機密に関する事務を掌る。

第27條 検察庁に検察事務官を置く。

検察事務官は、2級又は3級とする。

検察事務官は、上官の命を受けて検察庁の事務を掌り、又、検察官を輔佐し、又はその指揮を受けて捜査を行う。

第28條 検察庁に検察技官を置く。

検察技官は、2級又は3級とする。

検察技官は、検察官の指揮を受けて技術を掌る。

第29條 検察庁の職員の設定は、別に法律でこれを定める。

第30條 削 除

第31條 検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取扱うべき事務について互に必要な補助をする。

第32條 検察庁の事務章程は、法務総裁が、これを定める。

#### 附 則

第32條の2 この法律第15條、第18條乃至第20條及び第22條乃至第25條の規定は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)附則第13條



地方検察庁は、各家庭裁判所にも、それぞれ対応するものとする。

第 19 條第 1 項第 3 号中「少年審判官」を削る。

第 38 條中「司法省参事官、」の下に「少年審判官」を加える。

昭和 24 年 5 月 31 日法律 138 号 検察庁法の一部を改正する法律。

検察庁法（昭和 22 年法律第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 15 條第 1 項中「その任免は、」の下に「内閣が行い、」を加え、同條第 3 項を削る。

第 18 條第 2 項第 1 号中「高等試験」を「裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）第 66 條第 1 項の試験」に改め、同項及び第 4 項中「副検事選考委員会」を「副検事選考審査会」に改める。

第 19 條第 1 項第 3 号中「法務庁の各長官」を「法務府の各長官」に、「法務庁事務官、法務庁教官」を「法務府事務官、法務府教官」に改め、同項第 5 号を削り、同條第 3 項中「第 3 号乃至第 5 号」を「第 3 号及び第 4 号」に改める。

第 23 條第 1 項中「検察官適格審査委員会の議決及び法務総裁の勧告を経て、」を「検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務総裁の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、」に、同條第 2 項から第 5 項まで中「検察官適格審査委員会」を「検察官適格審査会」に、同條第 3 項中「当該検察官の罷免の勧告をしなければならない。」を「検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。」に、同條第 4 項中「法務庁の官吏」を「法務府の官吏」に同條第 5 項中「前四項」を「前七項」に改め、同條第 4 項の次に次の 3 項を加える。

検察官適格審査会に、委員 1 名につきそれぞれ 1 名の予備委員を置く。

各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中からこれを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、そ

の職務を行う。

第 29 條中「予算の範囲内において政令で」を「別に法律で」に改める。

第 30 條を次のように改める。

### 第 30 條 削 除

附則の前に次の 1 條を加える。

第 32 條の 2 この法律第 15 條、第 18 條乃至第 20 條及び第 22 條乃至第 25 條の規定は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）附則第 13 條の規則により、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

第 37 條第 2 項中「考試を経た者」の下に「又はこの法律施行の際現に弁護士試補たる者で 1 年 6 箇月以上の実務修習を終え考試を経たもの」を加え同條に次の 1 項を加える。

弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令（昭和 11 年制令第 4 号）、台湾弁護士令（昭和 10 年律令第 7 号）又は関東州弁護士令（昭和 11 年勅令第 16 号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、第 18 條の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が 3 年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて 3 年以上になるものは、その 3 年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として 1 年 6 箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

### 附 則 略

昭和 25 年 4 月 14 日法律 96 号 裁判所法等の一部を改正する法律

第 2 條 検察庁法（昭和 22 年法律第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 19 條第 1 項第 3 号中「若しくは司法研修所教官」を「、司法研修所教官若しくは裁判所書記官研修所教官」に改める。



## II 検察庁の組織及び職員

### 1 検察庁の組織

#### (1) 検察庁数

(昭和 26. 6. 1 現在)

区分	高等検察庁名	同支部数	所轄地方 検察庁数	同支部数	所轄区検 察庁数	
最高 検 察 庁 名	東京高等検察庁		11	54	137	
	大阪高等検察庁		6	26	82	
	名古屋高等検察庁	1	6	25	57	
	広島高等検察庁	2	5	24	59	
	福岡高等検察庁	1	7	44	88	
	仙台高等検察庁	1	6	30	60	
	札幌高等検察庁	1	4	14	44	
	高松高等検察庁		4	13	32	
計	1	8	6	49	232	668

#### (2) 検察庁の名称ならびに所在地

(昭和 26.1.1 現在)

1. 最高検察庁 東京都千代田区霞ヶ関 1/1
2. 高等検察庁 (8ヶ所)

名	称	所	在	地
東京高等検察庁		東京都千代田区霞ヶ関	1	1
大阪高等検察庁		大阪市北区若松町	8	
名古屋高等検察庁		名古屋市中区主税町	1	1
広島高等検察庁		広島市基町	1	
福岡高等検察庁		福岡市大名町	2	丁目9
仙台高等検察庁		仙台市片平	丁69	
札幌高等検察庁		札幌市大通	り西13丁目	
高松高等検察庁		高松市花園町	1252	

#### 高等検察庁支部 (6ヶ所)

名	称	所	在	地
名古屋高等検察庁	金沢支部	金沢市尻垂坂通	3	15
広島高等検察庁	岡山支部	岡山市弓之町	125	
広島高等検察庁	松江支部	松江市母衣町		
福岡高等検察庁	宮崎支部	宮崎市宮田町	1	丁目100
仙台高等検察庁	秋田支部	秋田市西根小屋町	3	1
札幌高等検察庁	函館支部	函館市新川町	28	

### 3. 地方検察庁 (49ヶ所)

(昭和 26.6.1 現在)

高検名	名	称	所	在	地
東京	東京	地方検察庁	東京都千代田区霞ヶ関	1	1
11	横浜	地方検察庁	横浜市中区日本大通	9	
	浦和	地方検察庁	浦和市常盤町	1	165
	千葉	地方検察庁	千葉市吾妻町	3	丁目65
	水戸	地方検察庁	水戸市北三ノ丸	120	
	宇都宮	地方検察庁	宇都宮市小幡町		
	前橋	地方検察庁	前橋市曲輪町乙	72	
	静岡	地方検察庁	静岡市追手町	254	
	甲府	地方検察庁	甲府市錦町	4番地	ノ3
	長野	地方検察庁	長野市花咲町	1237	
	新潟	地方検察庁	新潟市川岸町	1	
大阪	大阪	地方検察庁	大阪市北区若松町	8	
6	京都	地方検察庁	京都市上京区衣櫛通	水上	ル御霊町78ノ1
	神戸	地方検察庁	神戸市生田区橋通	り2丁目	30
	奈良	地方検察庁	奈良市登大路町	35	
	大津	地方検察庁	大津市松本月見坂		
	和歌山	地方検察庁	和歌山市二番丁	1	
名古屋	名古屋	地方検察庁	名古屋市中区南外堀町	6	1
6	津	地方検察庁	津市丸之内殿町		
	岐阜	地方検察庁	岐阜市今沢町	1	
	福井	地方検察庁	福井市宝永上町	50	
	金沢	地方検察庁	金沢市尻垂坂通	り3丁目	
	富山	地方検察庁	富山市西田地方町	816	ノ3
広島	広島	地方検察庁	広島市基町	1	
5	山口	地方検察庁	山口市今道	45	
	岡山	地方検察庁	岡山市弓之町	122	
	鳥取	地方検察庁	鳥取市西町	89	
	松江	地方検察庁	松江市母衣町	68	
福岡	福岡	地方検察庁	福岡市大名町	9	
7	佐賀	地方検察庁	佐賀市松原町中	ノ小路	88
	長崎	地方検察庁	長崎市万歳町	1	
	大分	地方検察庁	大分市荷揚町	24	
	熊本	地方検察庁	熊本市京町	1	丁目
	鹿児島	地方検察庁	鹿児島市山下町	68	ノ6
	宮崎	地方検察庁	宮崎市鶴来町	2	丁目13
仙台	仙台	地方検察庁	仙台市片平町	69	



6	福島地方検察庁	福島市御山町17
	山形地方検察庁	山形市六日町字寒河江町1041ノ3
	盛岡地方検察庁	盛岡市内丸2
	秋田地方検察庁	秋田市中谷地町1
	青森地方検察庁	青森市大字大野字北片岡170
札幌	札幌地方検察庁	札幌市大通り西13丁目
4	函館地方検察庁	函館市新川町28
	旭川地方検察庁	旭川市八條通り6丁目
	釧路地方検察庁	釧路市浦見町3丁目1
高松	高松地方検察庁	高松市内町10
4	徳島地方検察庁	徳島市中徳島町1丁目
	高知地方検察庁	高知市丸ノ内7
	松山地方検察庁	松山市一番町17

備考 高検名の下に数字は、管内地方検察庁の数を示す。

4. 地方検察庁支部 (232ヶ所) (昭和 26.6.1 現在)

地検名	名称	所在地	裁判所
東京1	八王子支部	東京都八王子市台町1	甲号
横浜	横須賀支部	横須賀市田戸台25	甲号
2	小田原支部	小田原市緑町4ノ731	甲号
浦和	越ヶ谷支部	埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町	乙号
4	川越支部	川越市宮下町543	乙号
	熊谷支部	熊谷市大字熊谷1139	甲号
	秩父支部	秩父市大字大宮	乙号
千葉	佐倉支部	千葉縣印旛郡佐倉町	乙号
7	一宮支部	千葉縣長生郡一宮町	乙号
	松戸支部	松戸市岩瀬	甲号
	木更津支部	木更津市木更津	甲号
	館山支部	館山市北條	乙号
	八日市場支部	千葉縣匝瑳郡八日市場町	甲号
	佐原支部	佐原市	乙号
水戸	太田支部	茨城縣久慈郡太田町	乙号
5	土浦支部	土浦市6番地イノ12	甲号
	龍ヶ崎支部	茨城縣稻敷郡龍ヶ崎町	乙号
	麻生支部	茨城縣行方郡麻生町	乙号
	下妻支部	茨城縣眞壁郡下妻町	甲号
宇都宮	眞岡支部	栃木縣芳賀郡眞岡町	乙号
4	大田原支部	栃木縣那須郡大田原町	乙号

	栃木支部	栃木市旭町	甲号
	足利支部	足利市丸山町	乙号
前橋	沼田支部	群馬縣利根郡沼田町	乙号
6	太田支部	太田市大字太田455ノ1	乙号
	桐生支部	桐生市永楽町2ノ34	乙号
	高崎支部	高崎市宮前町38	甲号
	中之條支部	群馬縣吾妻郡中之條町	乙号
	富岡支部	群馬縣北甘楽郡富岡町	乙号
静岡	沼津支部	沼津市大手町185	甲号
5	吉原支部	吉原市傳法南河原	乙号
	下田支部	静岡縣賀茂郡下田町	乙号
	浜松支部	浜松市鴨江町	甲号
	掛川支部	静岡縣小笠郡掛川町	乙号
甲府	鰻沢支部	山梨縣南巨摩郡鰻沢町	乙号
2	谷村支部	山梨縣南都留郡谷村町	乙号
長野	飯山支部	長野縣下水内郡飯山町	乙号
9	上田支部	上田市新参町	甲号
	岩村田支部	長野縣北佐久郡岩村田町	乙号
	松本支部	松本市二の丸	甲号
	木曾支部	長野縣西筑摩郡福島町	乙号
	大町支部	長野縣北安曇郡大町	乙号
	諏訪支部	諏訪市上諏訪	甲号
	飯田支部	飯田市江戸町	甲号
	伊那支部	長野縣上伊那郡伊那町	乙号
新潟	三條支部	三條市田島字興野	乙号
9	新発田支部	新発田市大字三之丸	甲号
	村上支部	新潟縣岩船郡村上町	乙号
	長岡支部	長岡市神明町	甲号
	柏崎支部	柏崎市諏訪町2	乙号
	六日町支部	新潟縣南魚沼郡六日町	乙号
	高田支部	高田市大手町7	甲号
	糸魚川支部	新潟縣西頸城郡糸魚川町	乙号
	相川支部	新潟郡佐渡郡相川町	乙号
大阪	堺支部	堺市北新町	甲号
2	岸和田支部	岸和田市上野町	乙号
京都	園部支部	京都府船井郡園部町	乙号
5	宮津支部	京都府與謝郡宮津町	乙号
	峰山支部	京都府中郡峰山町	乙号



	舞鶴支部	舞鶴市	甲	号
	福知山支部	福知山市	乙	号
神	伊丹支部	伊丹市高畑町685	乙	号
戸	尼ヶ崎支部	尼ヶ崎市浜田字崇徳院	乙	号
10	明石支部	明石市相生町1丁目137	乙	号
	篠山支部	兵庫縣多紀郡篠山町	乙	号
	柏原支部	兵庫縣氷上郡柏原町	乙	号
	姫路支部	姫路市岡町17	甲	号
	社支部	兵庫縣加東郡社町	乙	号
	龍野支部	兵庫縣揖保郡龍野町	乙	号
	豊岡支部	豊岡市南本123	甲	号
	洲本支部	洲本市山下町	甲	号
奈	葛城支部	大和高田市	乙	号
良	宇陀支部	奈良縣宇陀郡大宇陀町	乙	号
3	五條支部	奈良縣宇智郡五條町	甲	号
	水口支部	滋賀縣甲賀郡水口町	乙	号
大	彦根支部	彦根市金龜町	乙	号
津	長浜支部	長浜市南吳服町	乙	号
3	妙寺支部	和歌山縣伊都郡妙寺町	乙	号
	田辺支部	田辺市屋敷町	甲	号
和	御坊支部	和歌山縣日高郡御坊町	乙	号
歌	新宮支部	新宮市新宮	乙	号
山	一宮支部	一宮市本町通8丁目11	甲	号
4	半田支部	半田市覆下	乙	号
	岡崎支部	岡崎市康生町	甲	号
	豊橋支部	豊橋市東八町	甲	号
	新城支部	愛知縣南設樂郡新城町	乙	号
	松阪支部	松阪市湊町	乙	号
津	上野支部	上野市丸之内	乙	号
5	四日市支部	四日市市浜田幸町	甲	号
	宇治山田支部	宇治山田市岡本町	乙	号
	木本支部	三重縣南牟婁郡木本町	乙	号
岐	八幡支部	岐阜縣郡上郡八幡町	乙	号
阜	大垣支部	大垣市郭町4丁目5	甲	号
5	多治見支部	多治見市小田町1丁目17	乙	号
	御嵩支部	岐阜縣可兒郡御嵩町	乙	号
	高山支部	高山市八軒町1ノ6	甲	号
福	武生支部	武生市吾妻町	乙	号
井				

4	大野支部	福井縣大野郡大野町	乙	号
	敦賀支部	敦賀市結城2	乙	号
	小浜支部	福井縣遠敷郡小浜町	乙	号
金	小松支部	小松市京町	乙	号
沢	七尾支部	七尾市藤橋	甲	号
3	輪島支部	石川縣鳳至郡輪島町	乙	号
	魚津支部	富山縣下新川郡魚津町	乙	号
富	高岡支部	高岡市中川	甲	号
山	出町支部	富山縣東礪波郡出町	乙	号
3	吳支部	吳市岩方通6丁目1	甲	号
	竹原支部	広島縣賀茂郡竹原町	乙	号
広	尾道支部	尾道市尾崎町甲381ノ1	甲	号
島	福山支部	福山市新馬町376ノ1	甲	号
6	三次支部	広島縣雙三郡三次町	甲	号
	庄原支部	広島縣比婆郡庄原町	乙	号
	徳山支部	徳山市大字徳山字慶万	乙	号
山	萩支部	萩市江向469	乙	号
5	岩国支部	岩国市大字横山313ノ2	甲	号
	下関支部	下関市大字関後地字地藏	甲	号
	船木支部	山口縣厚狹郡船木町	乙	号
	岡山支部	岡山縣浅口郡玉島町	乙	号
岡	玉島支部	岡山縣小田郡笠岡町	乙	号
6	笠岡支部	岡山縣上房郡高梁町	乙	号
	高梁支部	岡山縣阜哲郡新見町	乙	号
	新見支部	津山市椿高下	甲	号
	津山支部	岡山縣眞庭郡勝山町	乙	号
	勝山支部	鳥取縣東伯郡倉吉町	乙	号
鳥	倉吉支部	米子市西町62	甲	号
取	米子支部	鳥根縣大原郡木次町	乙	号
2	木次支部	出雲市今市町797ノ2	乙	号
松	今市支部	浜田市大字浅井980	乙	号
江	浜田支部	鳥根縣美濃郡益田町	乙	号
5	益田支部	鳥根縣周吉郡西郷町	乙	号
	西郷支部	福岡縣朝倉郡甘木町	乙	号
	甘木支部	飯塚市大字飯塚字五反田	甲	号
福	飯塚支部	直方市新町1丁目4971	乙	号
岡	直方支部	久留米市篠山町21	甲	号
11	久留米支部	福岡縣浮羽郡吉井町	乙	号
	吉井支部			



	柳河支部	福岡縣山門郡柳河町	乙	号
	大牟田支部	大牟田市白金町101	乙	号
	八女支部	福岡縣八女郡福島町	乙	号
	小倉支部	小倉市紺屋町7	甲	号
	行橋支部	福岡縣京都郡行橋町	乙	号
	田川支部	田川市伊田町	乙	号
佐賀	武雄支部	佐賀縣杵島郡武雄町	乙	号
3	伊万里支部	佐賀縣西松浦郡伊万里町	乙	号
	唐津支部	唐津市城内	甲	号
長崎	大村支部	大村市東本町	乙	号
7	島原支部	島原市字堀端	乙	号
	佐世保支部	佐世保市木場町	甲	号
	平戸支部	長崎縣北松浦郡平戸町	乙	号
	武生水支部	長崎縣合岐郡武生水町	乙	号
	福江支部	長崎縣南松浦郡福江町	乙	号
	嚴原支部	長崎縣下縣郡嚴原町	乙	号
大分	杵築支部	大分縣速見郡杵築町	乙	号
7	臼杵支部	臼杵市大字臼杵本町	乙	号
	佐伯支部	佐伯市大手前	乙	号
	竹田支部	大分縣直入郡竹田町	乙	号
	中津支部	中津市二の丁町	甲	号
	玉津支部	大分縣西国東郡高田町	乙	号
	日田支部	日田市丸山町	乙	号
熊本	三角支部	熊本縣宇土郡三角町	乙	号
8	玉名支部	熊本縣玉名郡玉名町	乙	号
	御船支部	熊本縣上益城郡御船町	乙	号
	山鹿支部	熊本縣鹿本郡山鹿町	乙	号
	宮地支部	熊本縣阿蘇郡宮地町	乙	号
	八代支部	八代市	甲	号
	人吉支部	人吉市	乙	号
	天草支部	熊本縣天草郡本渡町	乙	号
鹿兒島	加治木支部	鹿兒島縣始良郡加治木町	乙	号
4	知覽支部	鹿兒島縣川辺郡知覽町	乙	号
	川内支部	川内市宮内町733	乙	号
	鹿屋支部	鹿屋市中名7321	乙	号
宮崎	日南支部	日南市飢肥町大字板敷	乙	号
4	都城支部	都城市姬城町4002	乙	号
	延岡支部	延岡市大字岡富甲121	乙	号

	高千穂支部	宮崎縣西臼杵郡高千穂町	乙	号
仙台	大河原支部	宮城縣柴田郡大河原町	乙	号
5	古川支部	宮城縣志田郡古川町	甲	号
	石巻支部	石巻市南鱒山	甲	号
	登米支部	宮城縣登米郡登米町	乙	号
福島	氣仙沼支部	宮城縣本吉郡氣仙沼町	乙	号
5	相馬支部	福島縣相馬郡中村町	乙	号
	郡山支部	郡山市壇場38	甲	号
	白河支部	福島縣西白河郡白河町	甲	号
	若松支部	若松市栄町1	甲	号
	平支部	平市八幡小路41	甲	号
山形	新庄支部	山形縣最上郡新庄町	乙	号
4	米沢支部	米沢市越後番匠町	甲	号
	鶴岡支部	鶴岡市馬場町十日町7	甲	号
	酒田支部	酒田市上台町98	甲	号
盛岡	花巻支部	岩手縣稗貫郡花巻町	乙	号
6	二戸支部	岩手縣二戸郡福岡町	乙	号
	遠野支部	岩手縣上閉伊郡遠野町	乙	号
	宮古支部	宮古市八幡前	乙	号
	一関支部	一関市釣山1	甲	号
	水沢支部	岩手縣膽沢郡水沢町	乙	号
秋田	能代支部	能代市大町	乙	号
6	本莊支部	秋田縣由利郡本莊町	乙	号
	大館支部	秋田縣北秋田郡大館町	甲	号
	横手支部	秋田縣平鹿郡横手町	甲	号
	湯沢支部	秋田縣雄勝郡湯沢町	乙	号
	大曲支部	秋田縣仙北郡大曲町	甲	号
青森	五所川原支部	青森縣北津輕郡五所川原町	乙	号
4	弘前支部	弘前市下白銀町1	甲	号
	鱒ヶ沢支部	青森縣北津輕郡鱒ヶ沢町	乙	号
	八戸支部	八戸市糠塚古常泉下7	甲	号
札幌	岩見沢支部	岩見沢市四條東4丁目	甲	号
5	室蘭支部	室蘭市栄町1丁目	乙	号
	浦河支部	北海道浦河郡浦河町	乙	号
	小樽支部	小樽市富岡町	甲	号
	岩内支部	北海道岩内郡岩内町	乙	号
函館	江差支部	北海道檜山郡江差町	乙	号
2	壽都支部	北海道壽都郡壽都町	乙	号



旭川	名寄支部	北海道上川郡名寄町	乙	号
4	紋別支部	北海道紋別郡紋別町	乙	号
	留萌支部	留萌市沖見町	乙	号
	稚内支部	北海道宗谷郡稚内町	乙	号
釧路	帯広支部	帯広市西八條南18丁目	甲	号
4	網走支部	網走市南五條東3丁目	甲	号
	北見支部	北見市高合845	乙	号
	根室支部	北海道根室郡根室町	乙	号
高松	丸龜支部	丸龜市一番丁	甲	号
2	観音寺支部	香川県三豊郡観音寺町	乙	号
徳島	富岡支部	徳島縣那賀町富岡町	乙	号
3	脇町支部	徳島縣美馬郡脇町	乙	号
	川島支部	徳島縣麻植郡川島町	乙	号
高知	須崎支部	高知縣高岡郡須崎町	乙	号
3	安藝支部	高知縣安藝郡安藝町	乙	号
	中村支部	高知縣幡多郡中村町	乙	号
松山	大洲支部	愛媛縣喜多郡大洲町	乙	号
5	八幡浜支部	八幡浜市五位ヶ脇1550ノ6	乙	号
	西條支部	西條市大字明屋敷165	甲	号
	今治支部	今治市大字今治村308ノ1	乙	号
	宇和島支部	宇和島市広小路6	甲	号

備考 地検名の下の数字は、管内支部の数を示す。

5. 区検察庁 (568ヶ所) (昭和 26.6.1 現在)

備考 地名の下の子は、管内区検の数を示す。

地検名	区 検 察 庁					
東京	東京	新宿	台東	墨田	品川	渋谷
20	東京中野	豊島	東京北	足立	葛飾	江戸川
	八丈島	伊豆大島	新島	八王子	立川	武蔵野
	青梅	五日市				
横浜	横浜	神奈川	横浜西	横浜南	川崎	鎌倉
14	藤沢	相模原	神奈川中野	横須賀	三崎	平塚
	小田原	厚木				
浦和	浦和	川口	大宮	久喜	越ヶ谷	川越
11	飯能	熊谷	小川	本庄	秩父	
千葉	千葉	佐倉	大原	千葉一宮	松戸	市川
12	木更津	館山	銚子	東金	八日市場	佐原
水戸	水戸	笠間	日立	茨城太田	大子	土浦
14	石岡	龍ヶ崎	取手	麻生	銚子	下妻
	下館	古河				
宇都宮	宇都宮	栃木今市	真岡	大田原	矢板	烏山
10	栃木	足利	足尾			
前橋	前橋	高崎	太田	館林	伊勢崎	桐生
10	沼田	中之條	藤岡	群馬富岡		
静岡	静岡	清水	熱海	静岡三島	沼津	下田
11	吉原	島田	掛川	浜松	二俣	
甲府	甲府	韭崎	小笠原	日下部	鰍沢	谷村
9	大月	吉田	上野原			



地検名 区 検 察 庁

長野	長野	飯山	やま	や屋	しろ	うえ	だ	いわ	むら	まつ	もと
12	木曾福島	大町	おお	す	わ	お	や	い	だ	い	な
新 潟	新潟	新津	つ	ま		さん	じ	し	ば	む	か
15	長岡	小千谷	お	と	ま	か	し	む	い	か	み
	直江津	糸魚川	い	あ	か	わ		む	い	か	み
大 阪	大阪	都島	い	の	ひ	し	よ	に	し	な	
18	阿部野	大阪池田	と	な	す	い	た	い	ば	ふ	せ
	枚方	堺	と	な	ふ	い	ち	き	し	さ	の
京 都	京都	伏見	う	き	ひ	こ	う	き	さ	う	ち
15	園部	亀岡	し	う	みや	つ	津	う	字	治	美
	舞鶴	福知山	あ	や	あ	べ		う	久	美	浜
神 戸	神戸	灘	に	の	た	か	ら	い	た	あ	ま
21	三田	石	さ	や	か	し	わ	ひ	め	か	こ
	社	野	あ	い	や	ま	ざ	と	よ	わ	や
	八	坂	す	も	と			本		和	田
奈 良	奈良	柳生	さ	い	か	つ	ぎ	う	だ	ご	じ
8	吉野	十津川	さ	く	ら	い	井	葛	城	字	陀
大 津	大津	今津	み	な	く	ら	水	口	彦	根	八
9	長浜	米原	き	の	も	と	木	之	本		幡
和歌山	和歌山	海南	ゆ	あ	き	み	う	じ	は	し	も
11	周参見	串本	ご	お	う	坊	新	宮	本	宮	田
名古屋	名古屋	愛知中村	し	よ	わ	に	し	び	わ	じ	ま
17	津島	一宮	い	ぬ	や	ま	山	半	田	愛	知
	安城	西尾	こ	拳	も	ろ	母	豊	橋	新	城

津	津	鈴鹿	か	め	や	まつ	ざ	ら	の	よ	よ
12	桑名	宇治山田	う	じ	や	ま	だ	き	の	も	と
岐 阜	岐阜	関	は	ち	ま	お	お	み	た	け	た
8	岐阜中津	高山	八	幡	大	垣	御	嵩	多	治	見
福 井	福井	武生	お	お	の	つ	が	お	は	ま	
5			大	野	敦	賀	小	浜			
金 沢	金沢	小松	な	な	お	は	く	わ	じ	い	だ
6			七	尾	羽	昨	輪	島	石	川	飯
富 山	富山	八尾	う	お	つ	と	か	か	み	い	た
10	氷見	出町	魚	津	泊	石	動	上	市	高	岡
広 島	広島	安藝西條	か	べ	か	け	や	え	お	た	け
16	呉	竹原	お	の	い	し	八	重	お	大	竹
	油	木	尾	道	因	島	甲	山	ふ	く	福
			上	下	庄	原					
山 口	山口	防布	や	ま	い	さ	い	く	と	や	ま
16	鹿野	萩	山	口	伊	佐	生	雲	徳	山	井
	久	賀	山	深	岩	国	本	郷	柳		
			船	木	宇	部					
岡 山	岡山	牛窓	こ	見	た	の	か	か	た	ま	し
14	倉敷	笠間	見	井	高	梁	新	見	津	山	山
	林	野	勝	山							
鳥 取	鳥取	浦	か	わ	は	わ	さ	く	や	ば	し
8	米	子	河	原	若	桜	倉	吉	八	橋	
			黒	坂							
松 江	松江	木次	い	ま	い	し	し	ま	は	た	ま
8	川本	西郷	今	市	島	根	大	田	浜	田	益
福 岡	福岡	東郷	ま	え	ば	あ	ま	い	つ	な	か
17	小倉	折尾	前	原	甘	木	飯	塚	直	方	河
			門	司	久	留	吉	井	柳		
			行	橋	八	屋	田	川			



地検名 区 検 察 庁

佐賀 9	佐賀 伊万里	小城 唐津	鳥栖 呼子	武雄	六角	鹿島	しま
長崎 13	長崎 佐世保 佐須奈	長崎瀬戸 平戸	大村 武生水	諫早 福江	島原 有川	小原 厳	しま ばら 原
大分 12	大分 伊佐津	別府 日田	杵築 竹田	国東 三重	中津 佐伯	宇佐 臼杵	さ じ 地 吉
熊本 14	熊本 高天	三浦 御船	荒尾 浜町	玉名 八代	山鹿 水俣	宮地 人吉	じ 地 吉
鹿児島 15	鹿児島 伊集院 知鹿	種子島 加世田 大根占	屋久島 揖宿	加治木 川内	大川 出	大口 出水	くろ ずみ 水
宮崎 8	宮崎 高十穂	妻 高十穂	肥前 肥前	都城 小城	小林	延岡	お かの 岡
仙台 9	仙台 登米	大河原 気仙沼	古川 志津川	岩出山	築館	石巻	い しの まき 巻
福島 13	福島 棚倉 相馬	二本松 若松	郡山 喜多方	三春 田島	白河 平	須賀川 富岡	す が がわ 川 富 岡
山形 9	山形 長井	楯岡 鶴岡	寒河江 酒田	新庄	米沢	赤湯	あ かの 湯

盛岡 11	盛岡 盛	花巻 古	二戸 岩泉	久慈 一関	遠野 水沢	釜石	い しの 石
秋田 10	秋田 横手	船川港 湯沢	能代 大曲	本庄 角館	大館	花輪	は なの 輪
青森 9	青森 青森 鱒ヶ沢	蟹田 八戸	大湊 三本木	野辺地	五所河原	弘前	ひろ さき 前
札幌 12	札幌 小樽	岩見沢 浦河	夕張 内	滝川 小樽	室蘭 岩内	伊達 俱知安	い だ ち づ ち あん
函館 8	函館 瀬棚	木古内 森	松前	江差	寿都	八雲	や 八 雲
旭川 11	旭川 中頓別	石狩 留萌	富良野 羽幌	名寄 稚内	士別 天塩	紋別	もん べつ 別
釧路 13	釧路 網走 標津	厚岸 美幌	帯広 斜里	十勝 北見	本別 遠軽	広尾 根室	ひろ お 尾 ね 室
高松 8	高松 善通寺	平井 観音寺	三本松	滝宮	土庄	丸亀	まる がめ 亀
徳島 7	徳島 鳴門	富岡	牟岐	脇町	池田	川島	かわ しま 島
高知 8	高知 中村	本山 宿毛	赤岡	須崎	窪川	安藝	あ げん 藝
松山 11	松山 愛媛 三島	久方 今治	大洲 宇和島	八幡浜 野村	西條 城辺	新居浜	にい しん 居 浜



2 檢察官政令(勅令)定員沿革

(但昭和19年以前抄録)

年 度	名 稱	大審院検事局			控訴院検事局			地方、区裁判所検事局				合 計
		総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事	計	
勅令 158号 明治 23. 8		1	5	6	7	20	27	48	125	275	448	481
勅令 17号 明治 27. 2		1	4	5	7	17	24	49	95	210	354	383
勅令 122号 明治 31. 6		1	416	—	7	—	—	49	—	—	—	473
勅令 93号 明治 35. 3		1	7	8	7	30	37	49	59	174	318	363
勅令 79号 明治 40. 3		1	7	8	7	29	36	50	92	201	343	387
勅令 152号 明治 43. 3		1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
勅令 171号 大正 2. 6		1	7	8	7	23	30	50	299	—	349	387
勅令 122号 大正 6. 8		1	7	8	7	22	29	51	300	—	441	478
勅令 9号 大正 8. 6		1	7	8	7	22	29	51	482	—	533	570
勅令 150号 大正 12. 4		1	7	8	7	30	37	51	472	—	523	538
勅令 163号 昭和 3. 7		1	13	14	7	37	44	51	527	—	578	636
勅令 280号 昭和 7. 9		1	13	14	7	37	44	51	519	—	570	628
勅令 575号 昭和 12.10		1	13	14	7	37	46	51	558	—	609	669
勅令 572号 昭和 13. 8		1	13	14	7	39	46	51	575	—	626	686
勅令 564号 昭和 14. 8		1	13	14	7	39	46	51	604	—	655	715
勅令 12号 昭和 16. 1		1	13	14	7	39	46	51	655	—	706	766
勅令 190号 昭和 16. 3		1	13	14	7	39	46	51	655	—	706	766
勅令 749号 昭和 17.11		1	11	12	7	41	48	51	514	—	565	625
勅令 811号 昭和 18.11		1	11	12	7	41	48	51	499	—	550	610
勅令 15号 昭和 20. 1.15		1	11	12	7	41	48	51	516	—	567	627
勅令 319号 昭和 20. 5.21		1	11	12	7	41	48	51	546	—	597	657

勅令 444号 昭和 20. 8. 1	1	11	12	8	41	49	51	546	597	658
勅令 47号 昭和 21. 1.30	1	9	10	7	35	42	51	456	507	559
勅令 230号 昭和 21. 4.15	1	9	10	7	35	42	51	490	541	593
勅令 295号 昭和 21. 6. 1	1	9	10	7	35	42	51	565	616	668
勅令 419号 昭和 21. 9. 6	1	9	10	7	35	42	51	565	616	668

年 度	名 稱	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事	計
		政令 36号 昭和 22. 5. 3	1	1	8	72	777	
政令 125号 昭和 22. 7. 5	1	1	8	72	777	430	1,389	
政令 297号 昭和 22.12.27	1	1	8	73	778	430	1,391	
政令 137号 昭和 23. 6.24	1	1	8	73	778	430	1,391	
政令 293号 昭和 23. 9.17	1	1	8	73	778	530	1,391	
法律 126号 昭和 24. 5.31	1	1	8	920	—	737	1,667	
府令 142号 昭和 25.12.13	1	1	8	920	—	743	1,673	



3 検察庁職員数

職 種	検察庁別	全 国 検 察 庁				
		最高検	高 検	地 検	区 検	計
検事総長	配置定員	1	—	—	—	1
	現在員	1	—	—	—	1
	欠員	—	—	—	—	—
次長検事	配置定員	1	—	—	—	1
	現在員	1	—	—	—	1
	欠員	—	—	—	—	—
検事長	配置定員	—	8	—	—	8
	現在員	—	8	—	—	8
	欠員	—	—	—	—	—
検 事	配置定員	12	117	719	—	848
	現在員	11	84	614	—	709
	欠員	1	33	501	—	139
副 検 事	配置定員	—	—	—	736	736
	現在員	—	—	—	734	734
	欠員	—	—	—	2	2
総長秘書官	配置定員	1	—	—	—	1
	現在員	(1)	—	—	—	(1)
	欠員	1	—	—	—	1
事 務 官	配置定員	62	261	3,643	1,134	5,100
	現在員	59	245	3,555	1,086	4,945
	欠員	3	16	88	48	155
その他の員	配置定員	46	341	3,339	741	4,467
	現在員	43	309	3,207	688	4,247
	欠員	3	32	132	53	220
計	配置定員	123	727	7,701	2,611	11,162
	現在員	115	646	7,376	2,508	10,645
	欠員	8	81	325	103	517

(註) 検事総長秘書官は、検事が兼ねて任せられている。

4 検察官の俸給 (昭和25.12.27法律301号)

区 分	月 額
検 事 総 長	48,000円
次 長 検 事	40,000
東 京 高 等 検 察 廳 検 事 長	43,000
そ の 他 の 検 事 長	40,000
(昭和23年法律76号 改正昭和24.12.法律254号)	
検 事 1 号	34,000円
2 号	31,000
3 号	28,000
4 号	25,000
5 号	21,000
6 号	20,000
7 号	18,000
8 号	15,000
9 号	13,000
10 号	11,000
11 号	10,000
12 号	9,000
副 検 事 1 号	20,000円
2 号	18,000
3 号	15,000
4 号	13,000
5 号	11,000
6 号	10,000
7 号	9,000
8 号	8,000



### Ⅲ 業務の状況

#### 1 検察官事務総件数と検察官定員との比照累年比較

年 度	検 察 官 定 員	検 察 官 事 務 総 計 数	定員に対する 一人当件数
	人	件	件
大審院検事局 最高検察庁			
大 正 1 3 年	14	2,429	174
〃 1 4 年	14	2,190	156
昭 和 元 年	14	2,141	153
〃 2 年	14	1,934	138
〃 3 年	14	1,983	142
〃 4 年	14	1,674	120
〃 5 年	14	2,197	157
〃 6 年	14	1,870	134
〃 7 年	14	1,962	140
〃 8 年	14	2,160	154
〃 9 年	14	1,831	131
〃 1 0 年	14	2,070	148
〃 1 1 年	14	3,622	259
〃 1 2 年	14	2,630	188
〃 1 3 年	14	1,741	124
〃 1 4 年	14	1,295	93
〃 1 5 年	14	1,574	112
〃 1 6 年	15	2,075	138
〃 1 7 年	12	1,958	163
昭 和 2 1 年	10	1,137	113
〃 2 2 年	13	1,169	85
〃 2 3 年	14	2,128	152
〃 2 4 年	14	3,772	269
〃 2 5 年	14	9,199人	657人

#### 控訴院検事局 高等検察廳

大 正 1 3 年	37	1,783	48
〃 1 4 年	37	1,731	47
昭 和 元 年	37	1,668	45
〃 2 年	37	1,537	42
〃 3 年	44	1,473	33
〃 4 年	44	1,222	28
〃 5 年	44	1,573	36
〃 6 年	44	1,630	37
〃 7 年	44	1,880	43
〃 8 年	44	1,874	43
〃 9 年	44	1,879	43
〃 1 0 年	44	1,909	43
〃 1 1 年	44	2,321	53
〃 1 2 年	46	2,012	44
〃 1 3 年	46	1,440	31
〃 1 4 年	46	1,043	23
〃 1 5 年	46	1,106	24
〃 1 6 年	46	949	21
〃 1 7 年	48	1,646	34
〃 2 1 年	42	1,265	30
〃 2 2 年	125	6,115	48
〃 2 3 年	126	25,881	205
〃 2 4 年	129	24,411	189
〃 2 5 年	125	62,491人	500人



地方裁判所検事局  
及区裁判所検事局  
地方検察庁  
区検察庁

大正 13 年	523	329,800	631
〃 14 年	513	370,384	722
昭和 元年	513	379,397	740
〃 2 年	513	383,548	748
〃 3 年	578	366,918	635
〃 4 年	579	404,132	698
〃 6 年	564	443,820	787
〃 7 年	570	458,442	804
〃 8 年	573	510,448	891
〃 9 年	590	545,815	925
〃 10 年	590	526,862	893
〃 11 年	590	507,051	959
〃 12 年	609	453,201	744
〃 13 年	626	412,679	659
〃 14 年	655	359,692	549
〃 15 年	706	398,081	564
〃 16 年	742	383,925	517
〃 17 年	565	374,130	662
〃 21 年	616	511,757	830
〃 22 年	1,081	792,292	778
〃 23 年	1,197	1,734,723	1,439
〃 24 年	1,524	1,918,080	1,259
〃 25 年	1,455	2,138,776人	1,470人

備考

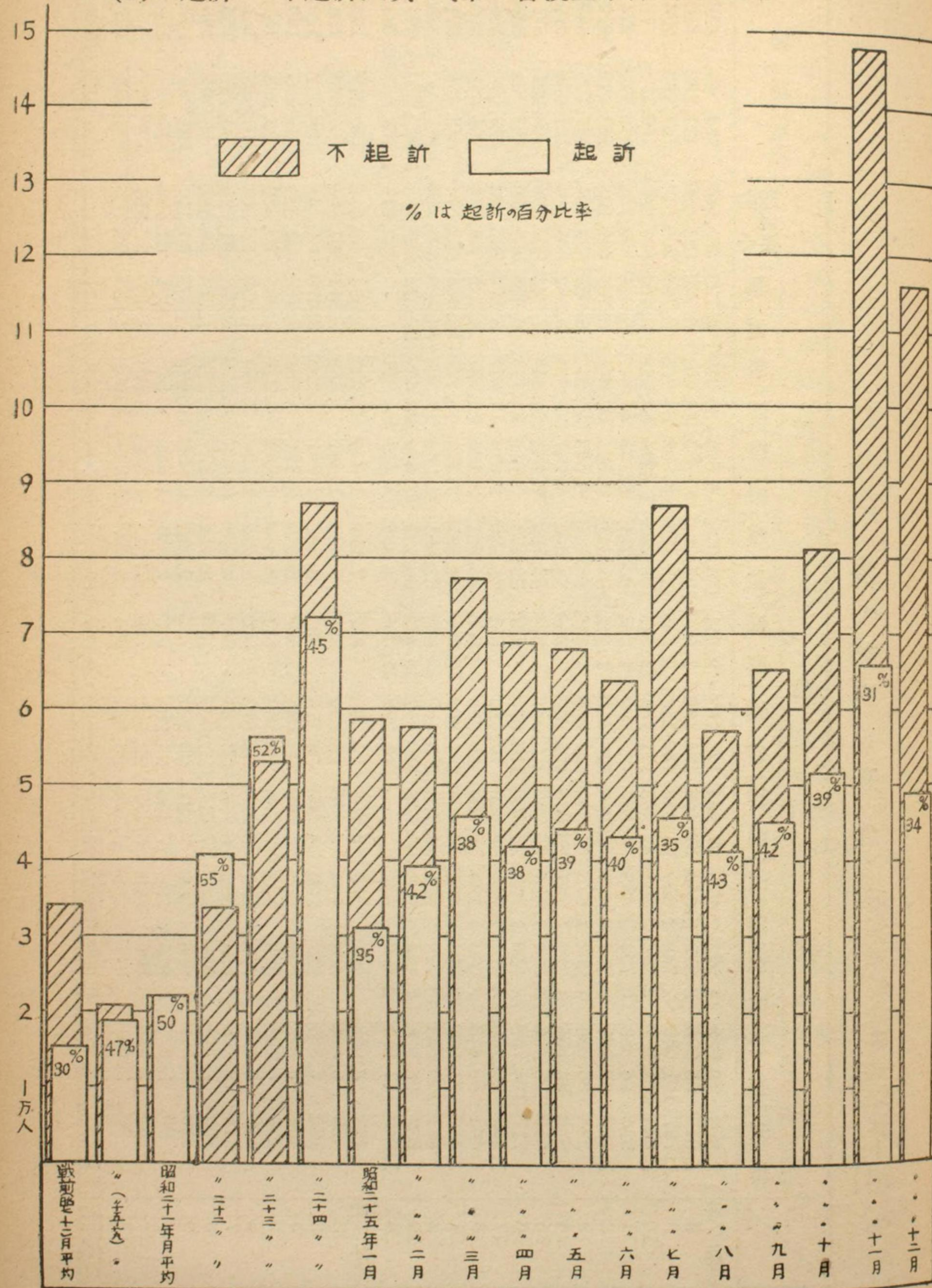
- 昭和 18, 19, 20 年度は資料不足其の他のため掲載せず。  
最高検察庁昭和 22 年における検察事務総件数の少いのは裁判所法施行後の新旧手続の交替により最高裁判所の受理件数が減少したためである。
- 昭和 25 年度以降検察官事務総件数並びに定員に対する一人当件数は人員を以て表わすことにした。

2 第一審捜査事件取扱状況 (1) 罪名別受人員

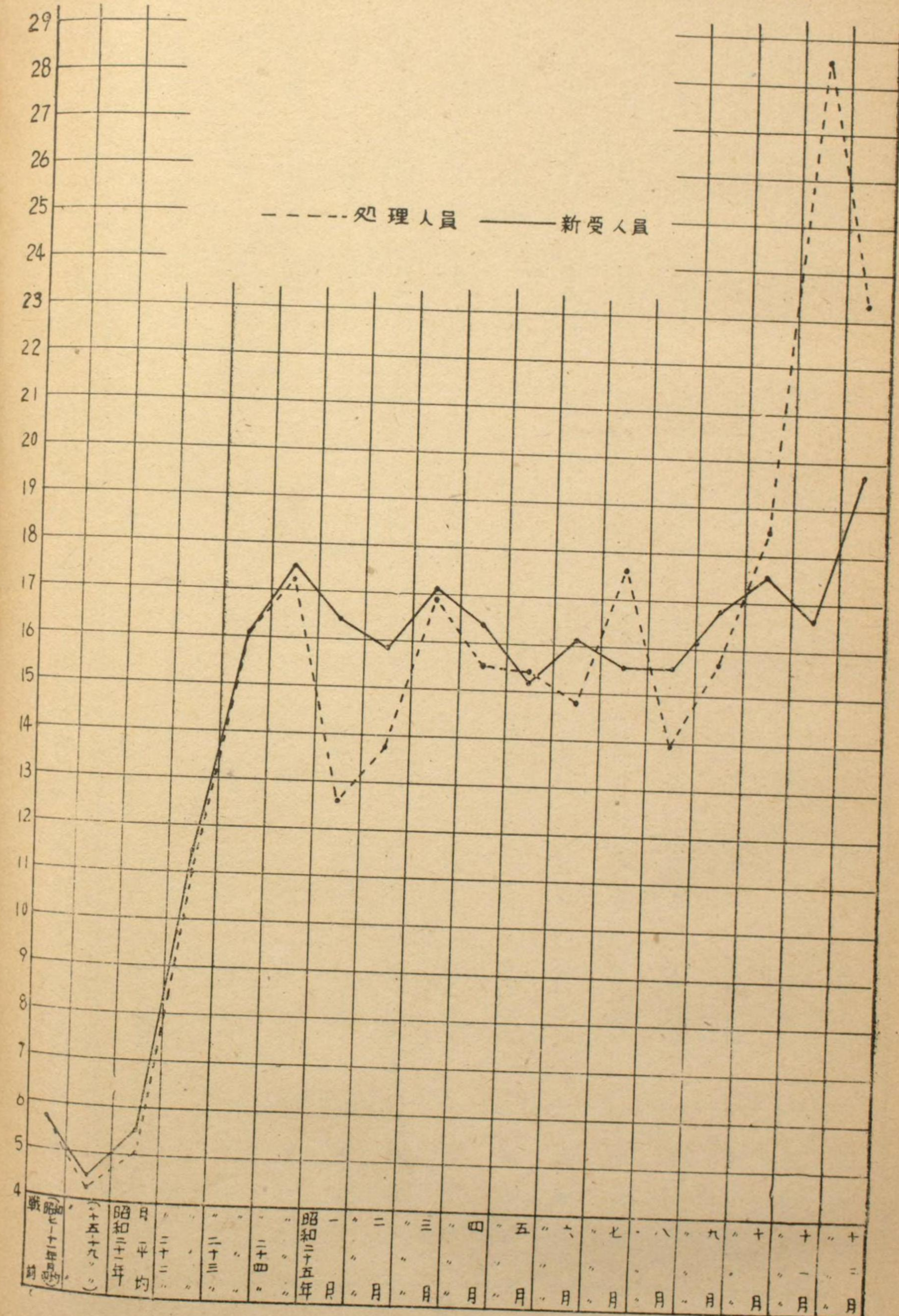
年	刑											法											犯	特別犯	計
	放	火	賭	博	演	詐	殺	人	傷	害	窃	盜	強	盜	詐	欺	恐	喝	横	領	贓	物			
昭和 7 年	1,806	70,922	1,972	2,975	37,864	123,283	2,011	104,006	6,688	50,519	4,723	481,707	134,945	616,952											
8	1,810	85,226	2,218	2,840	39,098	134,186	1,840	107,224	7,686	54,108	5,726	521,690	171,882	693,572											
9	1,787	101,049	2,740	2,690	41,833	140,112	1,646	115,195	8,542	58,705	6,189	566,513	157,982	724,495											
10	1,645	101,127	4,384	2,588	41,383	131,142	1,613	108,092	1,3924	53,518	5,754	547,300	169,174	716,474											
11	1,524	96,388	3,754	2,495	38,587	127,589	1,354	94,701	8,135	47,807	5,465	503,702	170,725	674,427											
12	1,170	85,968	2,299	2,298	36,343	119,410	1,212	81,111	5,593	40,666	5,769	448,948	163,410	612,358											
13	1,224	85,658	1,902	1,976	31,742	121,150	1,980	88,781	4,505	38,537	6,656	421,994	127,175	549,619											
14	933	84,864	1,758	1,768	29,355	101,349	859	54,506	3,947	28,554	6,352	368,254	121,696	489,950											
15	810	95,496	3,024	1,494	25,355	105,846	838	45,700	3,542	24,416	7,244	362,974	208,231	571,205											
16	717	104,780	4,896	1,538	24,125	103,670	807	39,173	3,012	23,174	6,596	355,476	193,268	548,744											
17	1,269	79,280	4,274	1,284	18,858	97,053	621	28,920	2,870	17,677	8,970	296,393	212,072	508,465											
18	443	99,473	7,953	1,195	14,690	98,588	635	24,622	2,194	15,721	6,238	308,314	201,681	509,995											
21	430	61,061	2,974	2,439	14,424	261,806	12,309	24,980	7,733	15,777	16,684	448,374	343,476	691,850											
22	481	110,553	3,719	2,621	21,768	235,489	12,668	32,051	11,248	19,905	16,420	502,869	861,200	1,364,069											
23	632	95,928	7,194	3,928	40,828	319,397	14,802	50,731	17,556	26,439	27,314	657,533	1,269,960	1,927,494											
24	1,049	61,654	9,473	3,563	—	301,398	11,406	71,858	16,413	34,811	—	682,018	1,406,583	2,088,596											
25 年 1 月	123	4,989	561	280	4,833	24,490	837	7,971	1,636	3,933	2,594	59,418	104,419	163,836											
2	79	6,454	906	299	4,276	23,659	899	7,402	1,681	3,458	2,571	57,996	100,570	158,566											
3	120	6,303	937	299	4,860	24,116	953	8,181	1,861	3,895	2,470	61,340	109,431	170,771											
4	104	4,975	669	346	6,069	23,683	1,007	8,266	3,171	3,984	2,105	62,339	101,036	163,375											
5	136	4,058	836	342	7,164	24,159	831	8,840	2,349	4,232	2,235	63,823	87,385	151,208											
6	111	2,896	779	339	6,222	22,675	809	8,494	1,796	3,959	1,962	58,306	103,668	161,974											
7	114	3,268	854	385	6,754	23,123	699	8,888	2,130	4,230	2,299	61,729	94,797	156,526											
8	103	2,298	730	346	7,017	22,900	730	8,814	2,175	4,237	2,117	59,687	96,145	155,832											
9	120	2,568	996	358	7,581	25,129	720	9,294	2,056	4,607	2,309	65,110	102,884	167,994											
10	90	2,870	925	320	7,169	25,202	812	8,636	1,688	4,540	2,461	63,489	111,443	174,932											
11	65	2,812	829	278	6,177	23,907	706	7,649	1,336	3,895	2,078	57,815	107,801	165,616											
12	90	2,661	817	265	6,174	26,013	654	8,007	1,289	4,008	2,350	60,702	136,933	197,635											
25 年計	1,255	46,152	9,839	3,857	74,296	289,057	9,657	100,442	23,168	48,978	27,551	731,754	1,256,512	1,988,266											



(2) 起訴・不起訴人員 (第一審捜査事件起訴人員)



(3) 新受・処理人員 (第一審捜査事件取扱人員の状況)





(4) 第一審査事件の未済被疑者の未済期間 (全国) (昭和 25 年度)

区 分	未済総人員	未 済 期 間 (受理の日から各月末まで)											
		十五日以内	一月以内	二月以内	三月以内	四月以内	五月以内	六月以内	一年以内	一年を過えるもの			
1 月 末	188,438	46,736	37,766	24,551	15,778	12,573	10,095	8,105	23,594	9,240			
2 月 末	209,138	46,445	37,769	37,366	18,443	13,144	11,190	9,113	25,974	9,694			
3 月 末	210,058	45,391	39,402	34,035	23,282	13,202	9,761	9,210	26,111	9,664			
4 月 末	218,443	44,303	38,509	38,021	23,437	17,263	10,814	9,196	27,351	9,549			
5 月 末	216,640	45,829	33,708	37,957	26,084	16,067	13,448	8,749	24,618	10,180			
6 月 末	230,246	47,721	38,939	38,071	27,097	17,764	13,454	11,388	25,595	10,217			
7 月 末	210,178	45,265	33,927	35,013	23,767	16,530	12,849	10,226	22,878	9,723			
8 月 末	226,109	44,237	35,556	37,442	25,972	18,731	13,870	10,817	26,676	12,808			
9 月 末	237,322	45,896	39,952	35,352	26,448	19,512	14,782	11,449	30,288	13,643			
10 月 末	227,412	44,911	39,702	37,418	23,906	16,131	12,670	11,005	26,670	14,999			
11 月 末	107,737	23,454	17,370	17,064	12,320	7,938	6,522	5,375	11,825	5,869			
12 月 末	72,910	15,090	14,112	9,875	7,748	5,229	4,011	3,037	9,107	4,701			



3 地検別取扱状況 (1) 全国地検第一審捜査事件処理状況

地検名	罪名	旧受	受 理				新受計	受理総計
			他の検察庁より送致	家庭裁判所より送致	通常司法警察職員より送致	その他		
東京管内	東京	39,310	40,105	222	232,396	4,852	277,575	316,885
	横浜	8,203	13,587	43	43,318	1,488	58,436	66,639
	浦和	1,917	11,429	29	36,431	888	48,777	50,694
	千葉	8,687	12,917	81	42,326	461	55,785	64,472
	水戸	5,067	11,280	55	37,185	1,301	49,821	54,888
	宇都宮	5,267	7,164	89	30,720	1,293	39,266	44,533
	前橋	149	9,168	42	25,839	845	35,894	36,043
	静岡	2,423	6,198	52	27,652	1,491	35,393	37,816
	甲府	864	4,248	32	15,736	1,129	21,145	22,009
	長野	360	5,494	32	32,214	812	38,552	38,912
	新潟	2,140	2,733	63	35,267	1,540	40,603	42,743
計	74,387	125,323	740	559,084	16,122	701,269	775,656	
大阪管内	大阪	14,571	41,806	189	156,547	3,480	202,022	216,593
	京都	7,787	8,236	25	41,103	1,941	51,305	59,092
	神戸	6,452	17,677	117	87,866	2,048	107,708	114,160
	奈良	101	3,218	18	7,652	403	11,291	11,392
	大津	357	4,205	31	8,057	676	12,969	13,326
	和歌山	804	2,648	36	14,687	1,385	18,756	19,560
計	30,072	77,790	416	315,912	9,933	404,051	434,323	
名古屋管内	名古屋	451	14,831	94	52,626	1,862	69,413	69,864
	津	198	5,279	16	12,998	744	19,037	19,235
	岐阜	155	3,833	11	14,064	771	18,679	18,834
	福井	979	1,218	12	15,578	555	17,363	18,342
	金沢	133	2,432	17	12,026	1,135	15,610	15,743
	富山	133	2,931	9	15,483	509	18,932	19,065
計	2,049	30,524	159	122,775	5,576	159,034	161,083	
広島管内	広島	3,030	8,795	96	49,843	3,169	61,903	64,933
	山口	2,137	5,393	85	22,449	1,621	29,548	31,685
	岡山	653	7,069	97	29,324	1,823	38,313	38,966
	鳥取	518	1,482	10	9,409	708	11,609	12,127
	松江	189	2,212	4	9,903	954	13,073	13,262
計	6,527	24,951	292	120,928	8,275	154,446	160,973	

起	既 済		中 止	未 済					
	起 訴	不 起 訴							
公判請求	略 式 命 令 請 求	起 訴 予 猶 予	そ の 他	既 済 計	未 済				
他の検察庁へ送致	家庭裁判所へ送致	その他へ送致							
15,647	49,205	159,260	15,132	7,201	42,766	9,606	348	299,165	17,720
5,718	9,266	24,616	1,461	1,095	15,460	2,207	10	59,833	6,806
2,843	11,561	19,428	2,518	368	11,343	1,849	28	49,938	756
2,960	11,042	27,651	3,704	959	13,082	2,022	3	61,423	3,049
2,783	8,621	21,505	2,747	635	13,109	2,126	—	51,526	3,362
2,225	7,758	19,545	2,367	687	7,988	1,349	15	41,932	2,601
2,469	6,336	12,833	3,722	249	7,952	2,246	64	35,871	172
3,719	6,403	15,959	2,310	1,281	5,613	1,933	4	37,222	594
2,132	4,523	6,617	2,701	258	4,236	949	6	21,422	587
2,116	8,006	17,704	1,768	1,218	6,532	1,150	17	38,511	401
1,867	3,861	21,048	7,975	582	4,395	1,493	1	41,222	1,521
44,482	126,582	34,685	46,405	14,533	132,476	26,928	496	738,087	37,569
8,602	42,228	66,783	5,197	27,973	49,754	5,834	32	206,403	10,190
4,454	12,566	20,760	2,841	4,004	8,541	2,428	53	55,647	3,445
9,119	23,020	44,508	3,822	8,922	18,708	4,622	38	112,759	1,401
866	3,631	3,309	830	243	1,678	538	10	11,105	287
1,422	3,180	3,186	694	170	3,780	578	30	13,040	286
1,827	5,843	6,749	961	862	2,231	881	14	19,368	192
26,290	90,468	145,295	14,345	42,174	84,692	14,881	1,774	18,322	15,801
6,371	9,567	28,943	3,173	2,168	14,624	4,759	9	69,614	250
1,614	4,082	5,404	1,221	552	5,515	815	2	19,205	30
2,295	3,964	5,649	1,136	855	3,941	906	7	18,753	81
1,259	3,093	10,250	991	269	1,905	470	—	18,237	105
1,170	3,227	5,803	984	1,099	2,917	495	4	15,699	44
1,160	5,099	7,338	1,127	337	3,027	915	—	19,003	62
13,869	29,032	63,387	8,632	5,280	31,929	8,360	22	160,511	572
5,441	12,532	26,303	3,566	2,334	10,214	2,895	11	63,296	1,637
3,631	6,371	8,051	2,179	2,139	6,059	2,001	8	30,439	1,246
5,772	11,179	7,150	2,819	2,409	7,293	2,159	—	38,779	187
861	2,154	5,523	749	197	1,551	561	7	11,603	524
1,060	2,187	5,233	1,256	380	2,436	707	2	13,261	1
16,765	34,423	52,260	10,569	7,459	27,553	8,321	28	157,378	3,595



福 岡 管 内	福岡	3,782	11,477	186	91,636	2,979	106,278	110,060
	佐賀	547	4,213	14	17,420	1,250	22,897	23,444
	長崎	964	5,242	30	22,458	1,725	29,455	30,419
	大分	1,540	4,536	22	16,167	2,172	22,897	24,437
	熊本	2,146	5,176	55	32,272	2,599	40,102	42,248
	鹿兒島	1,176	4,318	45	18,189	1,897	24,449	25,625
仙 台 管 内	宮崎	1,169	2,077	31	12,635	898	15,641	16,810
	計	11,324	37,039	383	210,777	13,520	261,719	273,043
	仙台	2,648	5,484	34	24,641	2,083	32,242	34,890
	福山	5,390	8,975	68	39,397	2,119	50,559	55,949
	山形	2,237	3,447	49	13,479	1,604	18,579	20,816
	盛岡	2,005	3,032	18	16,428	756	20,234	22,239
札 幌 管 内	秋田	1,651	2,965	24	15,292	960	19,241	20,892
	青森	3,515	4,173	20	12,801	1,134	18,128	21,643
	計	17,446	28,076	213	122,038	8,656	158,983	176,429
	札幌	3,874	7,110	123	28,974	1,543	37,750	41,624
	函館	586	2,638	48	14,488	655	17,829	18,415
	旭川	22	2,447	18	11,319	592	14,376	14,398
高 松 管 内	釧路	463	1,859	29	10,238	838	12,964	13,427
	計	4,945	14,054	218	65,019	3,628	82,919	87,864
	高松	1,931	3,058	36	16,507	706	20,307	22,238
	徳島	912	2,155	30	7,771	1,370	11,326	12,238
	高知	135	1,731	31	9,020	1,326	12,108	12,243
	山形	782	3,675	59	15,998	2,372	22,104	22,886
合計	150,510	348,376	2,577	1,565,829	71,484	1,988,266	2,138,796	

10,127	27,217	44,037	6,147	3,165	12,133	4,668	136	107,630	2,430
2,257	5,314	4,702	3,914	266	5,618	795	4	22,870	574
4,492	6,593	8,178	2,741	1,202	4,720	1,614	35	29,575	844
3,396	3,633	6,974	2,534	1,536	5,114	864	41	24,092	345
3,733	10,767	14,214	3,668	1,433	6,516	1,519	14	41,864	384
3,230	5,086	6,499	2,041	2,104	4,743	1,580	4	25,287	338
1,805	2,804	6,397	1,217	488	2,461	924	9	16,105	705
29,040	61,414	91,001	22,262	10,194	41,305	11,964	243	267,423	5,620
2,544	6,957	14,321	2,313	1,282	4,938	1,141	44	33,540	1,350
2,558	10,817	23,255	2,903	1,517	9,805	2,236	19	53,110	2,839
1,256	5,134	7,616	1,241	374	3,154	843	6	19,624	1,192
1,134	3,557	9,039	2,178	1,493	3,353	853	12	21,619	620
1,159	3,474	9,278	1,794	380	3,205	903	15	20,208	684
1,354	3,212	7,558	1,797	1,396	4,678	823	10	20,828	815
10,005	33,151	71,067	12,226	6,442	29,133	6,799	106	168,929	7,500
3,144	5,611	13,626	5,031	3,659	7,552	2,150	65	40,838	786
1,195	2,588	5,252	3,655	1,565	3,044	682	14	17,995	420
965	2,520	4,807	1,485	1,232	2,750	594	42	14,395	3
1,127	1,917	4,564	1,631	1,259	1,810	736	4	13,048	379
6,431	12,636	28,249	11,802	7,715	15,156	4,162	125	86,276	1,588
2,172	6,111	6,815	1,450	752	3,871	797	—	21,968	270
1,549	3,784	2,804	941	420	2,010	603	—	12,111	127
2,229	2,783	2,908	1,593	321	1,622	745	1	12,202	41
2,950	4,831	7,048	1,890	915	3,337	1,652	36	22,659	227
8,900	17,509	19,575	5,874	2,408	10,840	3,797	37	68,940	665
155,782	405,215	817,019	132,115	96,205	373,084	85,212	1,234	2,065,866	72,910



(2) 全国地方検察庁別起訴率及び未済率

区分	起訴率	未済率	区分	起訴率	未済率
東京	29%	6%	福岡	46%	2%
横浜	38	10	佐賀	62	3
浦和	43	1	長崎	58	3
千葉	34	5	大分	50	2
水戸	35	6	熊本	51	0.9
宇都宮	34	6	鹿児島	56	1
前橋	41	1	宮崎	42	4
静岡	39	2	計	49	2
甲府	51	3	仙台	58	4
長野	36	1	福島	37	6
新潟	21	4	山形	46	6
計	33	5	盛岡	34	3
大阪	47	5	秋田	33	3
京都	45	6	青森	38	4
神戸	42	1	計	38	4
奈良	57	3	札幌	39	2
大津	58	2	函館	42	2
和歌山	53	1	旭川	42	0.2
計	45	4	釧路	39	3
名古屋	35	0.4	計	40	2
津	51	0.2	高松	55	1
岐阜	53	0.4	徳島	65	0.8
福井	44	0.6	高知	63	0.3
金沢	43	0.3	山	53	1
富山	46	0.3	計	57	1
計	40	0.4			
広島	41	3	合計	40	3
山口	55	4			
岡山	70	0.5			
鳥取	35	4			
松江	39	0.01			
計	49	2			

註 起訴率とは起訴の起訴と起訴猶子の合計に対する百分比率である。

(3) 昭和25年度における主要の地方検察庁の罪名別純新受人員

区分	殺人	窃盗	強盗	詐欺	恐喝	物統制令	食糧管理法
東京	228	29,904	1,189	9,850	4,289	8,404	89,926
横浜	57	10,624	424	2,066	665	2,258	8,912
大阪	114	18,819	753	4,335	567	2,052	17,979
京都	71	6,517	860	2,160	434	314	13,909
神戸	268	13,605	720	4,233	1,115	979	18,733
名古屋	148	15,812	347	3,946	1,258	1,672	8,902
広島	102	8,634	187	2,587	616	1,357	2,634
福岡	281	14,968	534	4,104	1,305	2,790	19,769
仙台	49	3,447	126	1,094	180	245	8,884
札幌	79	8,087	231	3,401	678	432	4,161
高松	24	2,711	153	973	306	475	3,929

註 純新受とは他の検察庁及び家庭裁判所より送致された人員を除いたもの。



(4) 地検本庁, 地検支部, 区検の各庁別処理状況

(自昭 25. 1. 1  
至昭 25.12.31)

	地 検			本 庁			支	
	受理人員	処理人員	未済人員	受理人員	処理人員	未済人員	受理人員	
東 京 管 内	東 京	180,531	168,786	11,745	171,739	160,941	10,798	8,792
	横 濱	19,203	16,179	3,024	15,232	12,506	2,726	3,971
	浦 和	11,340	10,675	665	6,023	5,534	489	5,317
	千 葉	17,812	16,638	1,174	4,781	4,341	440	13,031
	水 戸	14,989	13,508	1,481	7,538	6,820	718	7,451
	宇 都 宮	10,192	8,885	1,307	4,717	4,198	519	5,475
	前 橋	12,033	11,921	112	5,175	5,109	66	6,858
	静 岡	13,657	13,308	349	4,860	4,758	102	8,797
	甲 府	6,120	5,806	314	4,547	4,269	278	1,573
	長 野	8,086	7,885	201	1,695	1,684	11	6,391
	新 潟	8,944	8,106	838	3,595	3,292	303	5,349
計	302,907	281,697	21,210	229,902	213,452	16,450	73,005	
大 阪 管 内	大 阪	79,389	70,750	8,639	70,815	62,501	8,314	8,574
	京 都	16,207	14,104	2,103	13,676	11,680	1,996	2,531
	神 戸	28,864	28,059	805	17,243	16,734	509	11,621
	奈 良	3,823	3,612	211	2,385	2,254	131	1,438
	大 津	7,886	7,667	219	4,532	6,356	176	3,354
	和 歌 山	5,068	4,953	115	2,522	2,428	94	2,546
計	141,237	129,145	12,092	111,173	99,953	11,220	30,064	
名 古 屋 管 内	名 古 屋	46,390	46,161	229	30,234	30,088	146	16,156
	津	7,584	7,565	19	2,602	2,597	5	4,982
	岐 阜	8,749	8,669	80	5,182	5,125	57	3,567
	福 井	4,067	4,013	54	2,358	2,322	36	1,709
	金 沢	3,621	3,582	39	2,068	2,028	35	1,558
	富 山	5,148	5,098	50	1,859	1,830	29	3,289
計	75,559	75,088	471	44,298	43,990	308	31,261	
広 島 管 内	広 島	19,907	19,122	785	7,739	7,309	430	12,168
	山 口	11,128	10,370	758	3,533	3,330	203	64,933
	岡 山	12,304	12,159	145	6,399	6,290	109	5,905
	鳥 取	3,962	3,603	359	1,435	1,124	311	2,527
	松 江	5,448	5,447	1	2,385	2,384	1	3,063
計	52,749	50,701	2,048	21,491	20,437	1,054	31,258	

部	区 検			(本庁十支部十区検) 合 計			
	処理人員	未済人員	受理人員	処理人員	未済人員	受理人員	処理人員
7,845	947	136,354	130,379	5,975	316,885	299,165	17,720
3,673	298	47,436	43,654	3,782	66,639	59,833	6,806
5,141	176	39,354	39,263	91	50,694	49,938	756
12,297	734	46,660	44,785	1,875	64,472	61,423	3,049
6,688	763	39,899	38,018	1,881	54,888	51,526	3,362
4,687	788	34,341	33,047	1,294	44,533	41,932	2,601
6,812	46	24,010	23,950	60	36,043	35,871	172
8,550	247	24,159	23,914	245	37,816	37,222	595
1,537	36	15,889	15,616	273	22,009	21,422	587
6,201	190	30,826	30,626	200	38,912	38,511	401
4,814	535	33,799	33,116	683	42,743	41,222	1,521
68,245	4,760	472,727	456,368	16,359	775,656	738,087	37,569
8,249	325	137,204	135,653	1,551	216,593	206,403	10,190
2,424	107	42,885	41,543	1,342	59,092	55,647	3,445
11,325	296	85,296	84,700	596	114,160	112,759	1,401
1,358	80	7,569	7,493	76	11,392	11,105	287
3,311	43	5,440	5,373	67	13,326	13,040	286
2,525	21	14,492	14,415	77	19,560	19,368	192
29,192	872	292,886	289,177	3,709	434,123	418,322	15,801
16,073	83	23,474	23,453	21	69,864	69,614	250
4,968	14	11,651	11,640	11	19,235	19,205	30
3,544	23	10,085	10,084	1	81	18,753	18,834
1,691	18	14,275	14,224	51	18,342	18,237	105
1,554	4	12,122	12,117	5	15,743	15,699	44
3,268	21	13,917	13,905	12	19,065	19,003	62
31,098	168	85,524	85,423	101	160,083	160,511	572
11,813	355	45,026	44,174	852	64,933	63,296	1,637
7,040	555	20,557	20,069	488	31,685	30,439	1,246
5,869	36	26,662	26,620	42	38,966	38,779	187
2,479	48	8,165	8,000	165	17,127	11,603	524
3,063	—	7,814	7,814	—	13,262	13,261	1
30,264	994	108,224	106,677	1,547	160,973	157,378	3,595



福 岡 管 内	福	岡	25,799	24,355	1,444	7,423	6,649	774	18,376
	佐	賀	7,054	6,832	222	2,271	2,126	145	4,783
	長	崎	12,556	12,052	504	3,921	3,641	280	8,635
	大	分	8,598	8,393	205	4,046	3,900	146	4,552
	熊	本	13,972	13,823	149	5,743	5,732	11	8,229
	鹿	兒	10,190	9,903	287	5,462	5,203	259	4,728
	宮	崎	5,778	5,402	376	2,860	2,690	170	2,918
	計		83,947	80,760	3,187	31,726	29,941	1,785	52,221
仙 台 管 内	仙	台	9,366	8,840	526	5,240	4,957	283	4,126
	福	島	25,207	23,397	1,812	3,477	3,227	250	21,730
	山	形	6,133	5,478	655	3,067	2,754	313	3,066
	盛	岡	6,320	5,946	374	1,987	1,828	159	4,333
	秋	田	8,477	7,921	556	2,688	2,444	244	5,789
	青	森	8,178	7,662	516	2,376	2,189	187	5,802
	計		63,681	59,242	4,439	18,835	17,399	1,436	44,846
札 幌 管 内	札	幌	19,184	18,590	594	8,197	7,817	380	10,987
	函	館	5,247	4,980	267	4,879	4,613	266	368
	旭	川	4,470	4,467	3	2,355	2,353	2	2,115
	釧	路	6,650	6,423	227	1,409	1,392	17	5,241
	計		35,551	34,460	1,091	16,840	16,175	665	18,711
高 松 管 内	高	松	6,374	6,188	186	3,705	3,530	175	2,669
	德	島	3,244	3,168	76	2,241	2,177	64	1,003
	高	知	4,172	4,137	35	3,017	2,990	27	1,155
	松	山	7,584	7,441	143	2,967	2,911	56	4,617
	計		21,374	20,934	440	11,930	11,608	322	9,444
合	計		777,005	732,027	44,978	486,195	452,955	33,240	290,810

17,706	670	84,261	83,275	986	110,060	107,630	2,430
4,706	77	16,390	16,038	352	23,444	22,870	574
8,411	224	17,863	17,523	340	30,419	29,575	844
4,493	59	15,839	15,699	140	24,437	24,092	345
8,091	138	28,276	28,041	235	42,248	41,864	884
4,700	28	15,435	15,384	51	25,625	25,287	338
2,712	206	11,032	10,703	329	16,810	16,105	705
50,819	1,402	189,096	186,663	2,433	273,043	267,423	5,620
3,883	243	25,524	24,700	824	34,890	23,540	1,350
20,168	1,562	30,742	29,715	1,027	55,949	53,110	2,839
2,724	342	14,683	14,146	537	20,816	19,624	1,192
4,118	215	15,917	15,673	246	22,239	21,619	620
5,477	312	12,415	12,287	128	20,892	20,208	684
5,473	329	21,643	13,166	299	13,465	20,828	815
41,843	3,003	112,748	109,687	3,061	176,429	168,929	7,500
10,773	214	22,440	22,248	192	41,624	40,838	786
3,367	1	8,180	8,068	112	13,427	13,048	379
21,114	1	9,928	9,928	—	14,398	14,395	3
5,031	210	11,765	11,572	193	18,415	17,995	420
18,285	426	52,313	51,816	497	87,864	86,276	1,588
2,658	11	15,864	15,780	84	22,238	21,938	270
991	12	8,994	8,943	51	12,238	12,111	127
1,147	8	8,071	8,065	6	12,243	12,202	41
4,530	87	15,302	15,218	84	22,886	22,659	227
9,326	118	48,231	48,006	225	69,605	68,940	665
279,072	11,738	1,361,749	1,333,817	27,932	2,138,776	2,065,866	72,910



4 罰金等の金額

(1) 確定裁判により定つた罰金等の金額調表 (昭和25年自1月至12月)

(単位 円)

罰金	区 検 察 庁	地方検察庁 (含支部)	地方検察庁 管内計	高等検察庁 (含支部)	高等検察庁 管内計	高等検察庁	以上 総 計
税 法 違 反	70,410,701	98,562,952	168,973,653	50,016,951	218,990,604	—	218,990,604
経 済 法 令 違 反	648,509,485	168,114,003	816,623,488	88,108,478	904,731,966	180,000	904,911,966
そ の 他	277,858,736	64,474,414	342,333,150	17,743,086	360,076,236	4,000	360,080,236
計	996,778,922	331,151,369	1,327,930,291	155,868,515	1,483,798,806	184,000	1,483,982,806
税 法 違 反	2,600	420,200	422,800	—	422,800	—	422,800
経 済 法 令 違 反	84,800	—	84,800	—	84,800	—	84,800
そ の 他	44,089,775	180,103	44,269,878	3,215	44,273,093	1,386	44,274,479
計	44,177,175	600,303	44,777,478	3,215	44,780,693	1,386	44,782,079
没 收 金	117,130,483	27,155,653	144,286,136	2,886,866	147,173,002	—	147,173,002
没 追 徴 金	3,061,061	11,615,836	14,676,897	6,143,661	20,820,558	7,560	20,828,118
計	120,191,544	38,771,489	158,963,036	9,030,527	167,993,560	7,560	168,001,120
料	4,601,858	2,137,107	6,738,965	10,000	6,748,965	40,000	6,788,965
計	1,165,749,499	372,660,268	1,538,409,767	164,912,257	1,703,322,024	232,946	1,703,554,970

(2) 収納済になつた罰金等の金額調表

(昭和25年自1月至12月)

(単位 円)

罰金	区 検 察 庁	地方検察庁 (含支部)	地方検察庁 管内計	高等検察庁 (含支部)	高等検察庁 管内計	最高検察庁	以上 総 計
税 法 違 反	31,312,223	34,474,519	65,786,742	18,068,085	83,854,827	—	83,854,827
経 済 法 令 違 反	658,138,064	151,786,088	809,924,152	22,660,924	832,585,076	—	832,585,076
そ の 他	238,310,196	49,268,910	287,579,104	4,900,330	292,479,434	—	292,479,434
計	927,760,481	235,529,517	1,163,289,998	45,629,339	1,208,919,337	—	1,208,919,337
税 法 違 反	18,600	3,019	21,619	—	21,619	—	21,619
経 済 法 令 違 反	63,400	—	63,400	—	63,400	—	63,400
そ の 他	41,382,849	37,851	41,420,700	519	41,421,219	—	41,421,219
計	41,464,849	40,870	41,505,719	519	41,506,238	—	41,506,238
没 收 金	149,463,840	80,512,258	229,976,098	1,911,576	231,887,674	—	231,887,674
没 追 徴 金	2,231,803	7,423,316	9,655,119	817,715	10,472,834	—	10,472,834
没 收 物 換 金 額	36,465,470	11,814,773	48,280,243	138,217	48,418,460	—	48,418,460
計	188,161,113	99,750,347	287,911,460	2,867,508	290,778,968	—	290,778,968
料	3,609,814	2,066,938	5,676,752	9,500	5,686,252	40,000	5,726,252
刑 訴 料 (96條)	1,461,663	8,193,530	9,655,193	605,374	10,260,567	—	10,260,567
計	1,162,457,920	345,581,202	1,508,039,122	49,112,240	1,557,151,362	40,000	1,577,191,362



5 その他

(1) 参議院議員通常選挙事犯

(昭和 25.11.30 現在)

受理区別表

受理 総員	処分 総員	処分総員の内								移 送	計	未 済
		検事直受			検事認知			警察官送致				
		告 訴	告 発	自 首	密 告	風 評	他 事 取 扱		調 察 官 報 告 其 他			
人 18,355	人 16,272	人 25	人 193	人 —	人 8	人 —	人 476	人 144	人 15,426	人 1,976	人 18,248	人 107

処分結果表

処分 総員	処分総員の内				起訴人員の内						
	起訴		不起訴	懲役	禁錮	罰金	科料	無罪	冤訴 棄却	その他	未 済
	求 公 判	求 略 式									
人 16,272	人 1,194	人 2,432	人 12,646	人 65	人 22	人 1,917	人 —	人 6	人 2	人 11	人 1,603

被告人党派別表

政 党 別 起 訴 人 員	起訴人員の内									
	緑 風	自 由	民 主	社 会	共 産	農 協	労 農	社 革	諸 派	無 所 属
人 3,626	人 438	人 1,417	人 154	人 154	人 48	人 19	人 5	人 7	人 31	人 1,353



(2) 労働関係違反事件法令別月別人員表 (昭和25年度)

法令名	処理状況	1月	2月	3月	4月	5月
労働組合法	受理	24	19 (1)	11 (3)	9	6
	処理	6	11	2	3	—
	未処理	18	8	9	6	6
労働関係調整法	受理	10	10	10	10	12 (2)
	処理	—	—	—	—	1
	未処理	10	10	10	10	11
労働基準法	受理	819 (271)	899 (227)	942 (189)	1,055 (222)	1,119 (213)
	処理	147	146	109	149	108
	未処理	672	753	833	906	1,011
職業安定法	受理	139 (45)	164 (43)	178 (56)	169 (30)	177 (31)
	処理	18	42	39	23	20
	未処理	121	122	139	146	157
児童福祉法	受理	66	92 (47)	116 (44)	116 (44)	146 (64)
	処理	21	20	44	34	35
	未処理	45	72	72	82	111
失業保険法	受理	16 (15)	41 (25)	38 (5)	40 (3)	42 (2)
	処理	—	8	1	—	23
	未処理	16	33	37	40	19
労働者災害補償 保険法	受理	17 (1)	8 (1)	16 (8)	12	10 (3)
	処理	—	—	4	5	—
	未処理	7	8	12	7	10
学校教育法	受理	—	—	—	—	1 (1)
	処理	—	—	—	—	1
	未処理	—	—	—	—	—

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計
6	9 (3)	6	6	6	6	6	31 (7)
—	3	—	—	—	—	—	25
6	6	6	6	6	6	6	6
19 (8)	17	22 (7)	22	25 (3)	23	22	30 (20)
2	2	—	—	2	1	1	9
17	15	22	22	23	22	21	21
1,197 (186)	1,267 (188)	1,304 (213)	1,365 (234)	1,352 (189)	1,332 (174)	1,013 (220)	3,074 (2,526)
118	176	173	202	194	539	419	2,480
1,079	1,091	1,131	1,163	1,158	793	594	594
178 (21)	211 (52)	244 (53)	265 (59)	286 (82)	279 (49)	260 (81)	696 (602)
19	20	38	61	56	100	101	537
159	191	206	204	230	179	159	159
208 (97)	261 (122)	228 (70)	289 (103)	323 (125)	296 (88)	229 (103)	973 (973)
69	103	42	91	115	170	130	874
139	158	186	198	208	126	99	99
34 (15)	34 (3)	32 (4)	62 (33)	63 (7)	70 (8)	30 (4)	125 (124)
3	6	3	6	1	44	12	107
31	28	29	56	62	26	18	18
12 (2)	12	14 (4)	6 (1)	6	12 (7)	13 (4)	37 (31)
—	2	9	—	1	3	7	31
12	10	5	6	5	9	6	6
1 (1)	1	—	—	—	—	—	2 (2)
—	1	—	—	—	—	—	2
1	—	—	—	—	—	—	—



鉦山保安法	受理	—	—	—	1	4
	処理	—	—	—	—	—
	未処理	—	—	—	1	4
厚生年金保険法	受理	4 (4)	1 (1)	1	2 (1)	1
	処理	4	—	—	1	—
	未処理	—	1	1	1	1
国家公務員法	受理	21 (21)	37 (25)	37 (23)	72 (49)	88 (62)
	処理	9	23	14	46	32
	未処理	12	14	23	26	56
船員法	受理	3 (2)	4 (1)	5 (2)	7 (2)	7
	処理	—	1	—	—	—
	未処理	3	3	5	7	7
健康保険法	受理	35 (35)	34 (9)	35 (6)	60 (26)	56 (4)
	処理	10	5	1	8	2
	未処理	25	29	34	52	54
違法争議事件	受理	320 (104)	344 (146)	509 (269)	476 (78)	591 (173)
	処理	122	104	111	58	264
	未処理	198	240	398	418	327
計	受理	1,465 (564)	1,658 (530)	1,903 (605)	2,031 (456)	2,262 (558)
	処理	337	360	328	327	487
	未処理	1,128	1,298	1,575	1,704	1,775

備考 受理欄の数字は旧受新受の合計を示し括弧内の数字は新受人員数を示す。

10 (6)	2	2	2	3 (1)	—	—	11 (11)
8	—	—	—	3	—	—	11
2	2	2	2	—	—	—	—
1	3 (2)	5 (2)	10 (5)	12 (2)	13 (1)	9 (1)	19 (19)
—	—	—	—	—	5	6	16
1	3	5	10	12	8	3	3
157 (101)	156 (46)	117 (46)	117 (53)	148 (81)	134 (55)	69 (38)	600 (600)
47	85	53	50	69	103	53	584
110	71	64	67	79	31	16	16
7	6	8 (3)	8	6	9 (3)	9 (2)	16 (15)
1	1	—	2	—	2	5	12
6	5	8	6	6	7	4	4
55 (1)	58 (4)	39 (7)	46 (10)	39 (1)	40 (4)	30 (7)	114 (114)
1	26	3	8	3	17	14	98
54	32	36	38	36	23	16	16
479 (152)	468 (137)	495 (118)	684 (241)	694 (134)	949 (455)	446 (78)	2,301 (2,085)
148	91	52	124	200	581	189	2,044
331	377	443	560	494	368	257	257
2,365 (590)	2,506 (557)	2,517 (527)	2,883 (739)	2,966 (627)	3,168 (846)	2,138 (538)	8,038 (7,137)
416	516	373	544	644	1,969	938	6,839
1,949	1,990	2,144	2,339	2,322	1,599	1,199	1,199







(5) 財政関係法令違反事件法令別人員調 (昭和25年)

法令別	受 理			処 理					未処理
	旧	新	計	起訴	不起訴	中止	移送	合計	
税 法	1,157	18,081	19,238	7,648	3,117	2,185	5,135	18,085	1,153
直接税	81	150	231	78	91	12	7	188	43
所得税法	23	56	79	11	35	1	3	50	29
法人税法	58	94	152	67	56	11	4	138	14
間接税	1,076	17,931	19,007	7,570	3,026	2,173	5,128	17,897	1,110
酒税法	881	15,556	16,437	6,957	2,205	1,956	4,452	15,570	867
物品税法	92	857	949	302	207	54	242	805	144
旧入場税法	11	38	49	14	12	3	18	47	2
馬券税法	—	6	6	2	—	—	4	6	—
印紙税法	1	253	254	55	57	33	89	234	20
取引高税法	79	1,026	1,105	201	487	116	233	1,037	68
織物消費税法	4	95	99	17	41	—	37	95	4
取引所税法	—	12	12	—	4	—	6	10	2
砂糖消費税法	8	76	84	17	13	10	43	83	1
清涼飲料税法	—	6	6	2	—	—	2	4	2
遊興飲食税法	—	—	—	—	—	—	—	—	—
骨牌税法	—	6	6	3	—	1	2	6	—
国税犯則取締	—	55	55	6	19	4	26	55	—
国税徴収法	—	2	2	—	1	1	—	2	—
専売法	767	16,172	16,939	6,063	2,359	2,406	5,408	16,236	703
煙草専売法	690	15,414	16,104	5,910	2,112	2,315	5,106	15,443	661
塩専売法	73	753	826	151	242	90	301	784	42
アルコール専売法	4	3	7	—	5	1	1	7	—
しょうろ専売法	—	2	2	2	—	—	—	2	—
地方税法	59	477	536	115	202	58	91	466	70
貸金業等取締法	1	2,445	2,446	576	1,099	33	368	2,076	370
税務代理士法	—	15	15	8	3	—	1	12	3
外国人財産取得令	—	49	49	1	19	—	17	37	12
計	1,984	37,296	39,280	14,417	6,819	4,687	11,046	36,969	2,311

備考 旧受人員が昭和24年の未済人員より8人減となっている事由は昭和25.1.1日製表改正により財産税を削除関税法は他課所管となり又旧入場税法,地方税法の人員誤謬訂正による結果である。



(6) 第三国人犯罪の地検別処理状況

		受理人員	既済人員	未済人員
東京管内	東 京	10,845 ( 665)	9,685 ( 604)	1,160 ( 61)
	横 濱	3,089 ( 95)	2,644 ( 86)	445 ( 9)
	浦 和	601 ( 21)	585 ( 21)	16 ( —)
	千 葉	1,373 ( 85)	1,260 ( 84)	113 ( 1)
	水 戸	858 ( 49)	787 ( 46)	71 ( 3)
	宇 都 宮	510 ( 24)	441 ( 23)	69 ( 1)
	前 橋	707 ( 30)	701 ( 30)	6 ( —)
	靜 岡	942 ( 73)	922 ( 72)	20 ( 1)
	甲 府	495 ( 36)	482 ( 34)	13 ( 2)
	長 野	1,151 ( 70)	1,124 ( 70)	27 ( —)
	新 潟	953 ( 26)	916 ( 25)	37 ( 1)
	計	21,524 (1,174)	19,547 (1,095)	1,977 ( 79)
大阪管内	大 阪	12,394 (1,326)	11,408 (1,245)	986 ( 81)
	京 都	4,710 ( 508)	3,934 ( 482)	776 ( 26)
	神 戸	6,000 ( 577)	5,888 ( 564)	112 ( 13)
	奈 良	558 ( 131)	544 ( 131)	14 ( —)
	大 津	1,492 ( 298)	1,456 ( 290)	36 ( 8)
	和 歌 山	556 ( 32)	552 ( 32)	4 ( —)
	計	25,710 (2,872)	23,782 (2,744)	1,928 (128)
名古屋管内	名 古 屋	3,655 ( 189)	3,625 ( 187)	30 ( 2)
	古 津	1,339 ( 125)	1,335 ( 125)	4 ( —)
	岐 卓	1,605 ( 104)	1,603 ( 104)	2 ( —)
	福 井	1,365 ( 153)	1,352 ( 153)	13 ( —)
	金 沢	490 ( 17)	490 ( 17)	— ( —)
	富 山	423 ( 14)	422 ( 14)	1 ( —)
	計	8,877 ( 602)	8,827 ( 600)	50 ( 2)
広島管内	広 島	2,947 ( 328)	2,817 ( 316)	130 ( 12)
	山 口	3,755 ( 352)	3,599 ( 336)	156 ( 16)
	岡 山	2,634 ( 274)	2,626 ( 272)	8 ( 2)
	鳥 取	707 ( 45)	697 ( 45)	10 ( —)
	松 江	858 ( 127)	858 ( 127)	— ( —)
	計	10,901 (1,126)	10,597 (1,096)	304 ( 30)

福岡管内	福 岡	5,125 ( 314)	4,901 ( 306)	224 ( 8)	
	佐 長	729 ( 63)	707 ( 63)	22 ( —)	
	大 熊	1,941 ( 161)	1,915 ( 159)	26 ( 2)	
	鹿 本	1,260 ( 126)	1,225 ( 123)	35 ( 3)	
	宮 島	859 ( 77)	846 ( 77)	13 ( —)	
	兒 崎	342 ( 13)	341 ( 13)	1 ( —)	
	計	10,692 ( 803)	10,358 ( 490)	334 ( 13)	
仙台管内	仙 台	1,048 ( 65)	1,005 ( 61)	43 ( 4)	
	福 山	1,194 ( 55)	1,113 ( 50)	81 ( 5)	
	盛 形	466 ( 12)	445 ( 10)	21 ( 2)	
	秋 岡	877 ( 35)	844 ( 33)	33 ( 2)	
	青 森	610 ( 20)	585 ( 20)	25 ( —)	
		計	4,632 ( 199)	4,417 ( 186)	215 ( 13)
札幌管内	札 幌	1,390 ( 33)	1,361 ( 33)	29 ( —)	
	旭 川	256 ( 7)	247 ( 7)	9 ( —)	
	釧 路	540 ( 18)	540 ( 18)	— ( —)	
		計	2,760 ( 65)	2,716 ( 64)	44 ( 1)
		計	2,760 ( 65)	2,716 ( 64)	44 ( 1)
高松管内	高 松	433 ( 20)	427 ( 20)	6 ( —)	
	徳 島	121 ( 5)	120 ( 5)	1 ( —)	
	高 知	162 ( 1)	162 ( 1)	— ( —)	
	松 山	583 ( 69)	581 ( 69)	2 ( —)	
	計	1,299 ( 95)	1,290 ( 95)	9 ( —)	
	合 計	86,395 (6,936)	81,534 (6,670)	4,861 (266)	

(註) 1. この調においては第三国人のうち朝鮮人を対象とし他は整理中である。  
 2. 括弧内は女の人員数であつて、括弧外の内数である。



【附 録】

法務府沿革史に基く機構図表

自明治元年1月1日  
至昭和25年1月1日

法 務 府



和26・6・1 現在

註 区検のみの所在地

- ◎ 最高検察
- ◎ 高等検察
- ◎ 高等検察
- ◎ 地方検察

凡




# 全國檢察庁所在一覽

(昭和26・6・1現在)

註 区検のみの所在地については紙幅の関係上

## 凡例

- 最高検察庁
- ◎ 高等検察庁、地方検察庁区検察庁
- ⊙ 高等検察庁支部、地方検察庁区検察庁
- 地方検察庁及び区検察庁
- 地方検察庁支部及び区検察庁






# 全國檢察庁所在一覽

(昭和26・6・1現在)

註 区検のみの所在地については紙幅の関係上これを省く



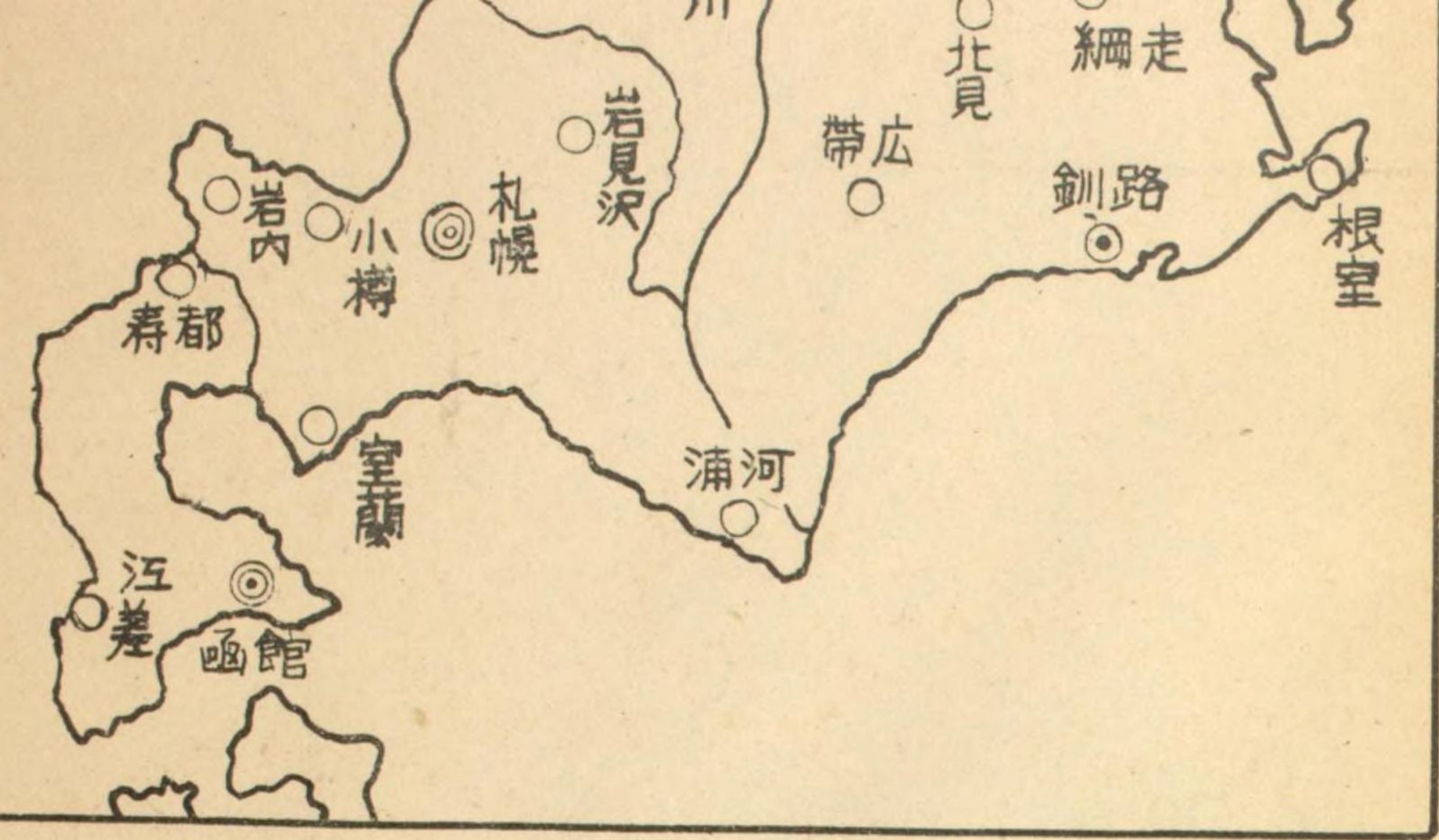

## 凡例

- 最高検察庁
- ◎ 高等検察庁、地方検察庁区検察庁
- ◎ 高等検察庁支部、地方検察庁区検察庁
- 地方検察庁及び区検察庁

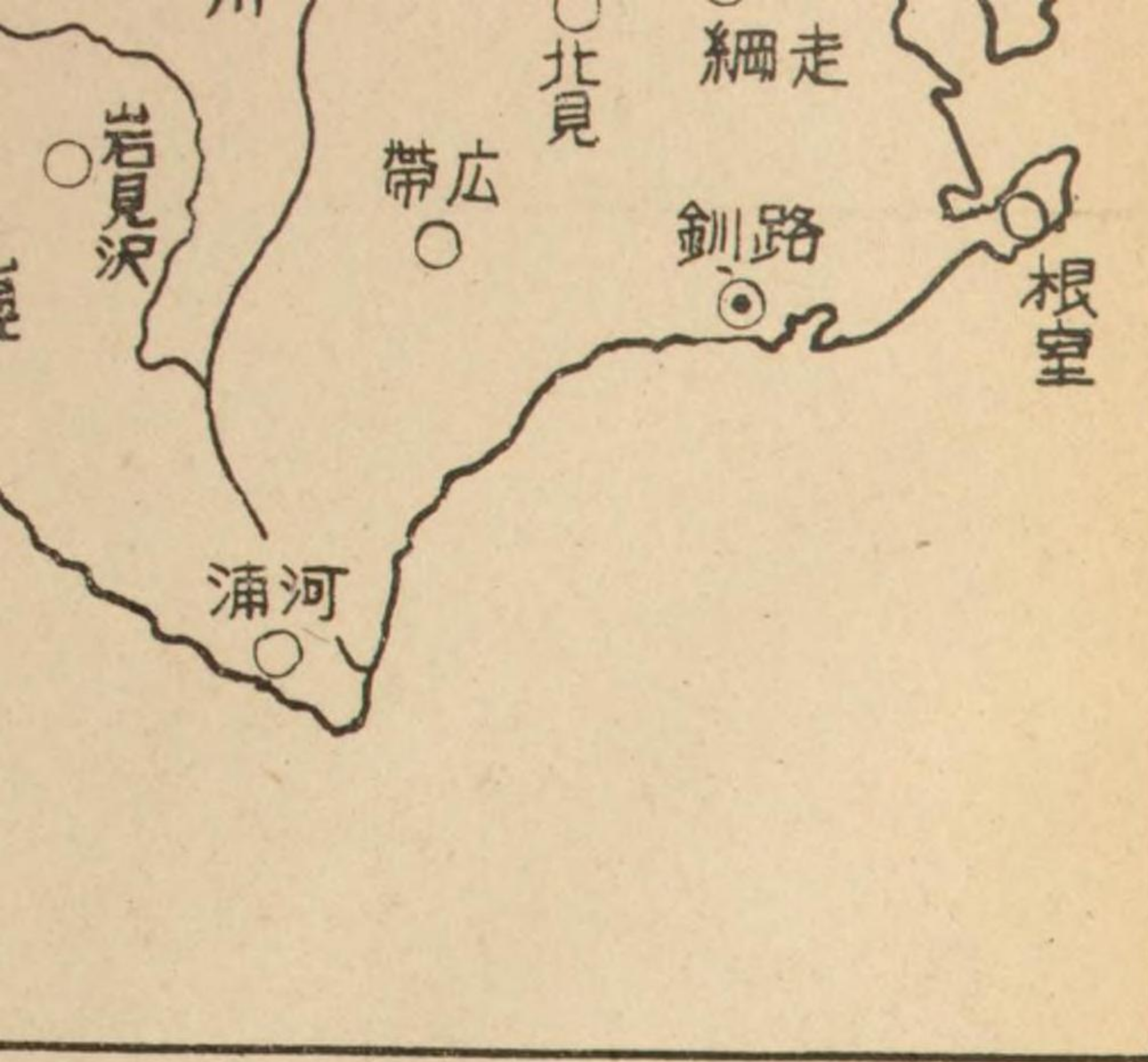


例

地方検察庁区検察庁  
支部地方検察庁区検察庁  
及び区検察庁  
支部及び区検察庁

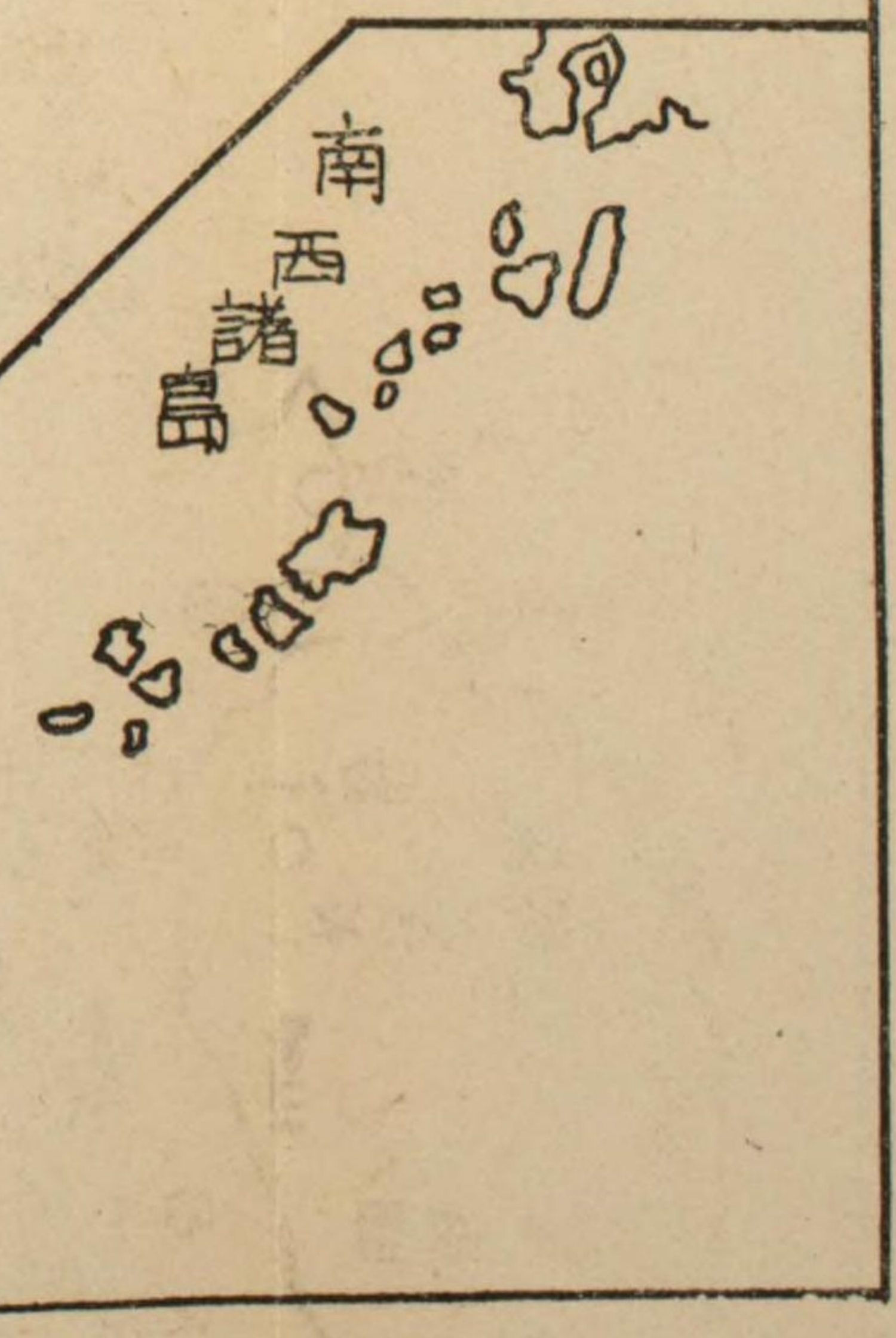





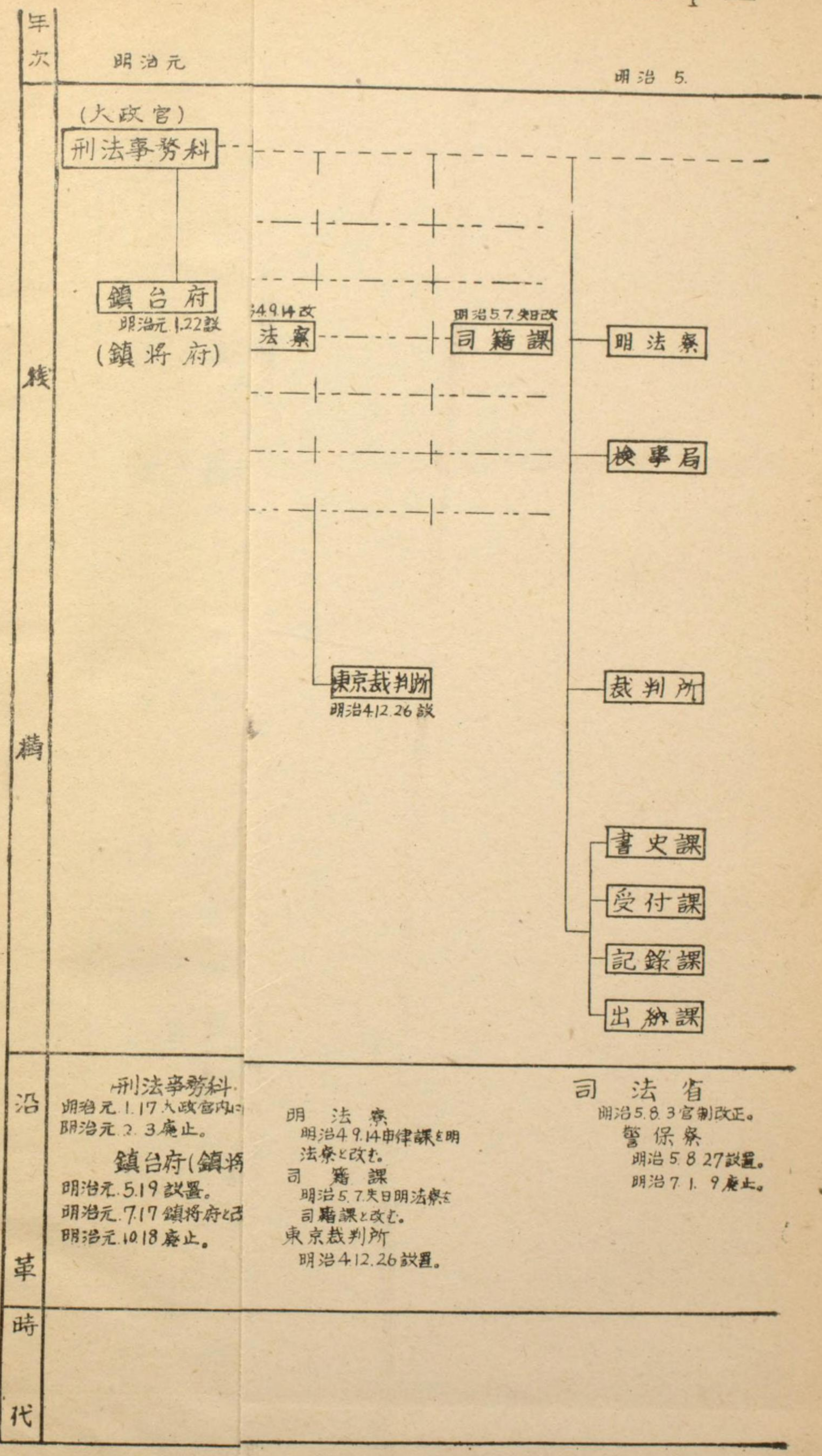


地方検察庁区検察庁  
 支部地方検察庁区検察庁  
 及び区検察庁  
 支部及び区検察庁

例









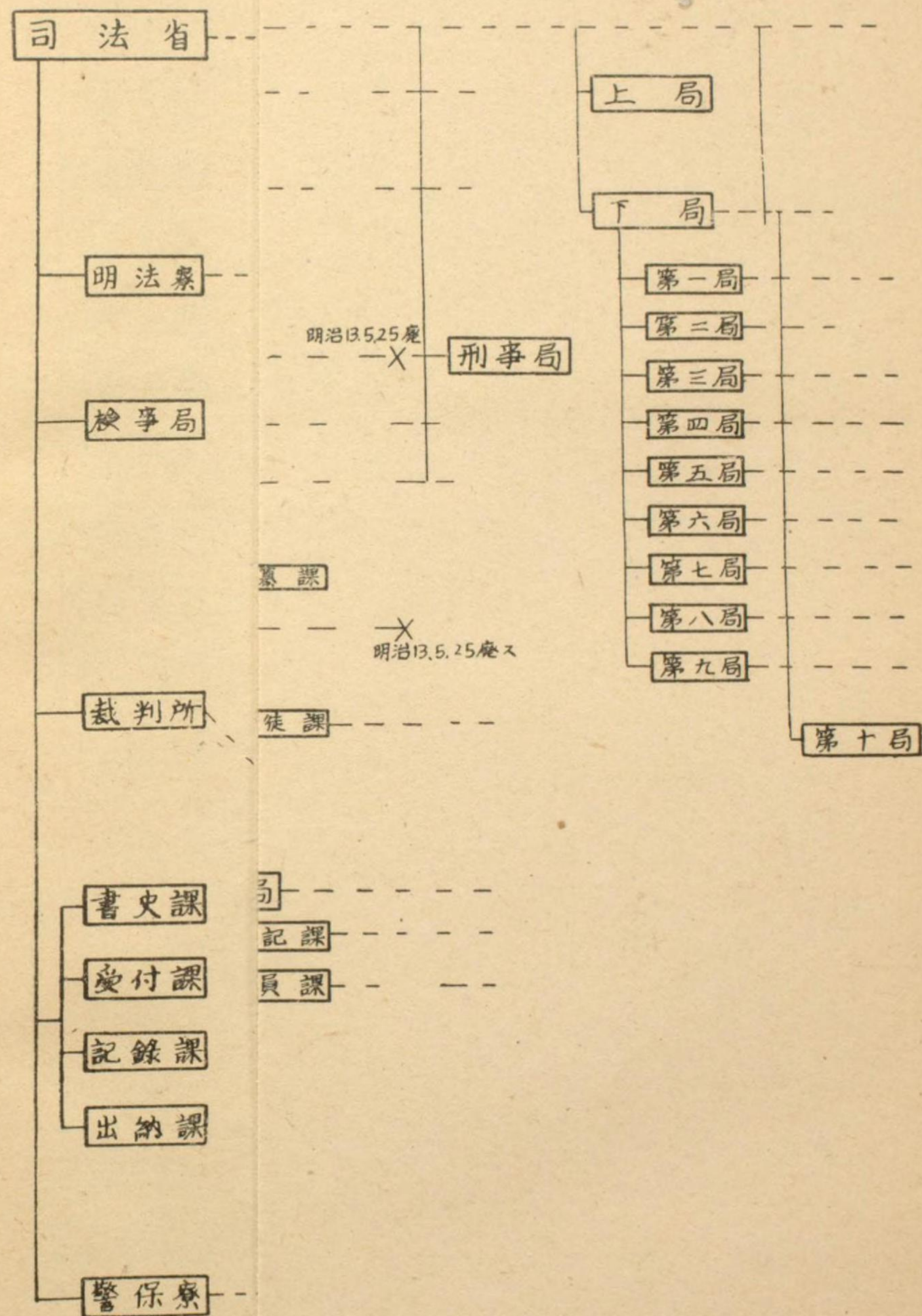




明治 5

明治 14

明治 15



警保寮  
明治5.8.27増設。  
明治7.1.9廃止。

改正。  
廃止。  
廃止。

司法省  
明治13.5.25官制改正。  
刑事局  
明治13.5.25検事  
局を廃し刑事局を  
設く。

司法省  
明治14.11.28  
官制改正。

司法省  
明治15.6.8  
官制改正。  
第十局と下局  
に増設す。



明治 5

明治 8

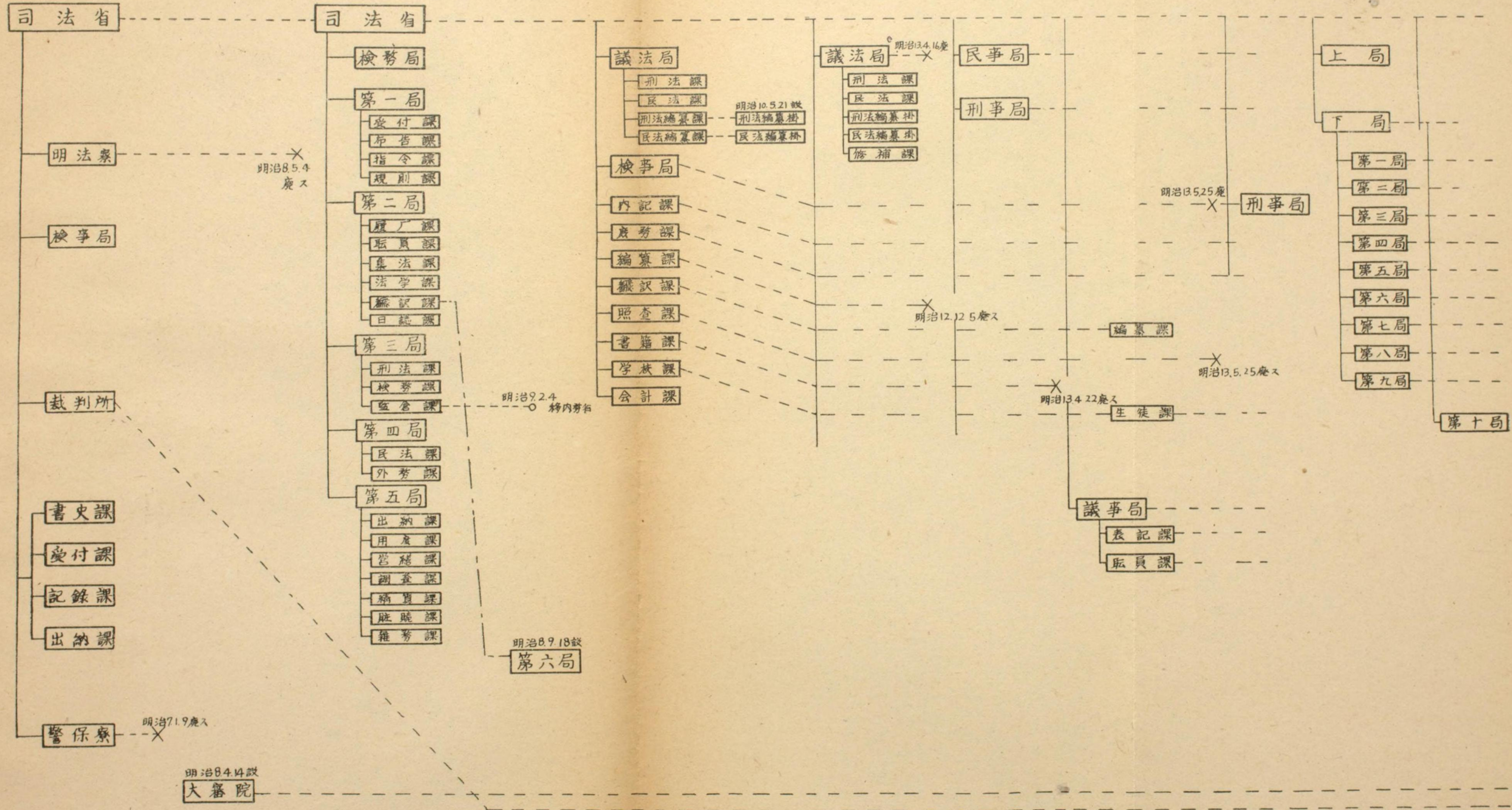
明治 10

明治 12

明治 13

明治 14

明治 15



警保寮 明治5.8.27増置。明治7.1.9廃止。

大審院 明治8.4.14設置。

司法寮 明治8.5.4廃止。

司法省 明治8.8.30官制改正。審判課 明治8.9.18増置。第六局 明治8.9.18編纂課を第六局に置く。

監査課 明治9.2.4第一局中より内務省に移管す。

司法省 明治10.1.12官制改正。

校補課 明治12.2.24議政局に増置。

議政局 明治13.4.16廃止。

司法省 明治13.4.16官制改正。学校課 明治13.4.16生徒課と改稱す。

書史課 照査課 編纂課 明治13.4.16廃止。

司法省 明治13.4.22官制改正。検事局 明治13.5.25廃止。編纂課 明治13.12.5増置。

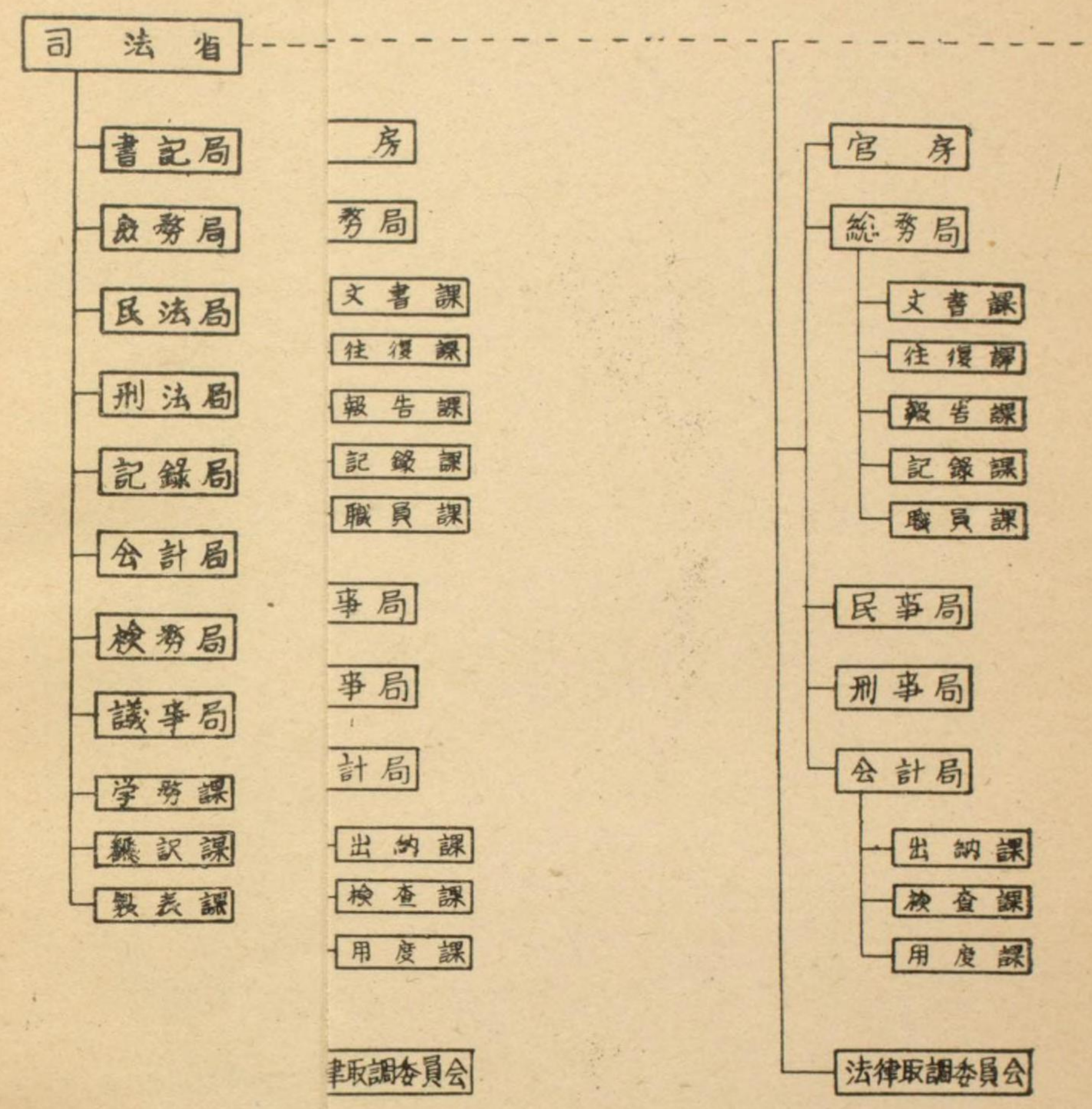
司法省 明治13.5.25官制改正。刑事局 明治13.5.25検事局を廃し刑事局を設く。

司法省 明治14.11.28官制改正。

司法省 明治15.6.8官制改正。第十局と第七局を増置す。



明治 17.



司法省  
 明治 17. 7. 16 官制改正。  
 学務課は書記局に置き  
 鑑訳課・製表課は記  
 録局に分置す。

取調委員会  
 20. 12. 8 増設。

職員課  
 明治 20. 12. 21 増置。

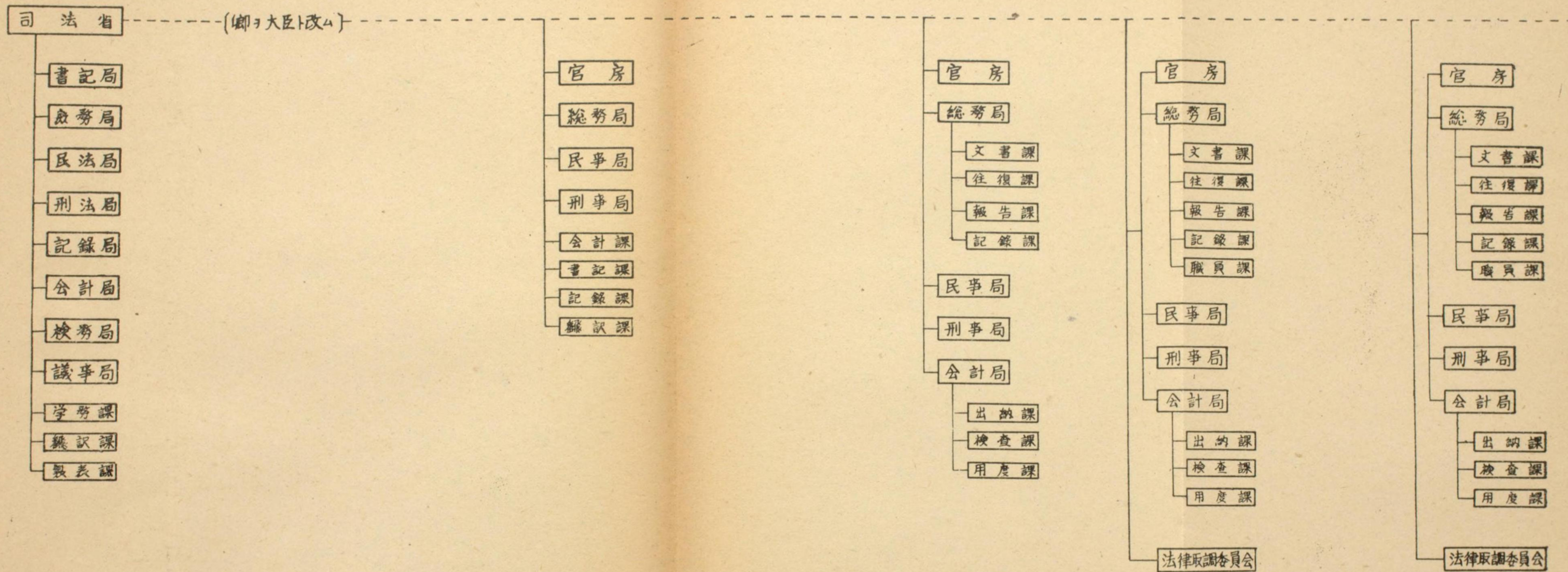


明治 17.

明治 18.

明治 19.

明治 20.



司法省  
明治 17. 7. 16 官制改正。  
学務課を書記局に置き  
翻譯課・報表課を記  
録局に分置す。

司法大臣  
明治 18. 12. 22 司法卿  
の職制を罷し司法大  
臣を置く。

司法省  
明治 19. 1. 20 官制改正。

司法省  
明治 19. 2. 26 官制改正。

法律取調委員会  
明治 20. 12. 8 増設。

職員課  
明治 20. 12. 21 増設。

司法省機構図 {自 明治 17 年  
至 明治 20 年}